

廃棄物適正処理推進課

1. 一般廃棄物の適正処理の推進について

(1) 一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底

① 一般廃棄物処理計画の策定及び実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針（令和 5 年 6 月最終改正）や 3 つのガイドライン、「循環型社会形成推進基本計画」において環境保全を前提とした循環型社会の形成が主唱されていること等を踏まえ、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。この通知では、市区町村の統括的処理責任をはじめ一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を改めて取りまとめている。また、「ごみ処理基本計画策定指針」については、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく基本方針（令和 5 年 6 月最終改正）や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく基本方針（令和 6 年 2 月最終改正）を踏まえ、平成 28 年 9 月に改定・周知を行っている。都道府県におかれては、市区町村の処理責任や一般廃棄物処理計画の重要性を改めて認識した上で、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用がなされるよう貴管内市区町村に対し周知徹底及び助言等をお願いしたい。

なお、同指針等でも周知しているとおり、市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 第 1 項に基づき、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない。かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならない、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

市町村における一般廃棄物処理計画策定状況について、令和 5 年 12 月に調査を行い、一般廃棄物処理基本計画を未策定の市町村が 56 市町村（3.2%）、一般廃棄物処理実施計画を未策定の市町村が 334 市町村（19.2%）であることを確認した。一般廃棄物処理計画は、市区町村の策定義務であることを廃棄物処理法第 6 条第 1 項において明記しており、また、定めるものとする事項も同条第 2 項に明記されていることから、計画策定に遺漏がないよう、改めて貴管内市区町村に強く指導をお願いしたい。なお、策定に当たっては、「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」（令和 5 年 3 月 17 日付け環政総発第 2303175 号、環境省大臣官房総合環境政策統括官通知）のとおり、政策的に関連の深い複数の計画と一体的に策定すること（一体策定）や、一部事務組合など複数の市区町村で共同して策定すること（共

同策定)も可能である。

また、市区町村の処理責任の性格については、市区町村自らが行う場合はもとより、市区町村以外の者に委託して行わせる場合や許可業者に行わせる場合であっても、引き続き市区町村が有するものであり、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決においてこの考え方が改めて示された。この判決が示されたこと、及び市区町村から一般廃棄物の処理委託を受けた業者による大規模な不適正処理事案が解決しないまま長期化していることを踏まえ、環境省では、「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について」(平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)を通知したことから、貴管内市区町村に対し、改めて廃棄物処理法の適正な運用のため周知徹底をお願いしたい。

<参考資料>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/gl_dwdbp/index.html

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k047.pdf>

平成 26 年 1 月 28 日最高裁判例 (裁判所HP)

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=83888

② 事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理

事業活動¹に伴って生じた廃棄物の取扱いについては、これまでに「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ(平成 14 年 3 月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会)」及び「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)(平成 14 年 11 月、中央環境審議会)」において整理され、「その性状、排出量、処理困難性等の問題から市区町村責任の下で処理が円滑に行われていると言い難いもの」以外のものについては、市区町村の処理責任の下に整理されている。

このことから、事業者から排出される廃棄物のうち、市区町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市区町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理がなされてきているところである。一方で、産業廃棄物に区分される廃棄物については、排出事業者の処理責任の

¹ 「事業活動」とは、一般的に一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行により行われる活動をいい、営利を目的とするもののみならず、公共事業や公共サービス等の非営利活動も含まれる。また、規模の大小や、法人によるものか個人によるものかを問わない。このため、例えば、国や地方公共団体、非営利団体、中小企業、個人事業主等の活動であっても上記に該当するものは事業活動に含まれる。

下、廃棄物処理法第 12 条の 3 の規定に基づき排出者はマニフェストの交付義務を負う等の厳格な対応が求められることに留意が必要である。このように、事業者から排出される廃棄物については、それぞれの処理責任や法的義務に基づき、全体として適正な処理が確保されることが重要である。なお、事業活動に伴って生じた廃棄物をその性状等に鑑みて一般廃棄物又は産業廃棄物のどちらとして処理するかについては、その区分の趣旨に照らして適切に判断されるべきものであり、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導監督権限を有する都道府県等との間においてその扱いを十分に調整する必要がある。以上の点を踏まえ、事業活動に伴って生じた廃棄物の適正な処理が確保されるよう、管内市区町村との十分な連携を図られたい。

例えば、事業者から排出される廃棄物には、腐敗性の固形・液体廃棄物等と渾然一体となって排出される場合もあり、このようなものは完全に分別することが困難であることや、公衆衛生の観点から速やかな処理が重視されるべきものであることから、事業系一般廃棄物として扱われる場合もあると考えられる。また、小規模事業場や個人商店等の事業所から排出される少量のプラスチック等の廃棄物をこれまで可燃ごみとして扱ってきた場合に、これらの廃棄物を産業廃棄物として取り扱うこととする場合には、上記のとおり排出者にはマニフェストの交付義務等が課されることにも留意し、当該廃棄物の性状、排出量、排出者の事情、排出状況等を十分に考慮した上で、適正な処理を確保するためにどのような扱いが望ましいのかということ、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村と産業廃棄物の処理について指導権限を有する都道府県等との間で十分に調整する必要がある。

【参考】廃棄物処理法（抄）

（産業廃棄物管理票）

第十二条の三 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。第十二条の五第一項及び第二項において同じ。）の運搬又は処分を他人に委託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

2 前項の規定により管理票を交付した者（以下「管理票交付者」という。）は、当該管理票の写しを当該交付をした日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

（後略）

平成 28 年 1 月、ある事業者の子会社等が、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、当該事業者から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市区町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明したことを受け、

環境省では、「許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について」（平成 28 年 1 月 20 日付け環廃対発第 16012003 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を通知した。

本事案では、事業者が市区町村から再三是正するよう指導されていたにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者一般に一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていたものであり、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。

ついては、都道府県におかれては、廃棄物処理法及び関係法令の遵守に関する一般廃棄物排出事業者への周知の徹底及び適切な指導、類似の事案を把握した場合の厳正な対処について、貴管内市区町村に対する周知徹底をお願いしたい。

また、市区町村の規制権限の及ばない第三者が、一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在して、あっせん、仲介、代理等の行為を行うことについては、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市区町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨、平成 11 年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出しており、一般廃棄物の適正処理の確保のため、貴管内市区町村に対し、改めて周知徹底をお願いする。

排出事業者責任については、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化等により強化されてきたところであるが、不適正処理事案は後を絶たず、特に平成 28 年 1 月に、食品製造業者及び食品販売事業者から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により不正転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところである。

このため、中央環境審議会においては、平成 28 年 9 月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまとめられ、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、排出事業者責任の重要性が指摘されるとともに、平成 29 年 2 月には「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」の中で「排出事業者責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされた。これを受けて、環境省では、「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」

（平成 29 年 3 月 21 日付け環廃対発第 1703212 号・環廃産発第 1703211 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）を通知した。

この通知では、

- ・ 排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、許可を受けた業者等の廃棄物を適正に処理することができる者と認められている者に委託しなければならない等、廃棄物処理法における排出事業者責任の各規定の遵守について改めて認識する必要がある

あること。

- ・ 排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定し、処理委託内容の根幹的内容を排出事業者と処理業者の間で決定するものであり、排出事業者として自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではないこと。
- ・ これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあること。

など、排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、これらの点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められることを通知している。さらに、環境省のウェブサイト上で、排出事業者責任の徹底をはかるウェブページを設け、現在も引き続き排出事業者責任の徹底について周知を図っているところである。都道府県におかれては、管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を引き続き行うとともに、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管内の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うようお願いしたい。

なお、条例において、事業者の行為や事務取扱いの標準となるもの（規則）が廃棄物処理法の規定に適合しない内容を定めている場合であっても、当該規則が廃棄物処理法に優先する法的関係にない限りは、廃棄物処理法の規定が適用されることとなるので御留意いただきたい。

<参考資料>

一般廃棄物の適正な処理の確保について

<http://www.env.go.jp/hourei/11/000021.html>

排出事業者責任の徹底について

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

③ 生活排水処理基本計画について

一般廃棄物処理計画は、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されるものであり、その内、生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画に基づき、し尿、生活雑排水及び浄化槽汚泥等の生活排水を適正に処理する必要がある。

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本

方針を定めるものである。生活排水に係る計画の策定に当たっては、住民の水洗化に対する要望や生活雑排水対策のニーズ、浄化槽の普及状況等を勘案するとともに下水道事業との相互調整を行い、合理的なものとする必要があり、策定に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成2年10月8日付け衛環200号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）において周知している生活排水処理基本計画策定指針を参照するとともに、広域化・共同化計画等の関連計画とも調整されたい。浄化槽は、生活排水（し尿及び雑排水）を、主として各戸ごとに処理し、近傍の公共用水域等に放流するものであり、人口密度の低い地域においてより効率的な整備が可能な個別分散型の污水处理施設である。環境省では、令和8年度末の污水处理施設整備への概成に向け、市町村が主体となった浄化槽事業の更なる促進を目的として、平成26年に作成した「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル」を改訂し、改正浄化槽法に基づく公共浄化槽制度等の新たな制度の内容を盛り込むとともに、PFI手法を始めとした積極的な民間活用及び、公共浄化槽事業やその他の公共関与による整備・管理の手法について具体的に示している「公共浄化槽整備・運営マニュアル」を公表している。効率的な浄化槽の整備・維持管理を推進するためには民間活用が期待されており、浄化槽PFI事業の導入等による官民連携も積極的に検討されたい。

污水处理事業については、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。これまでも、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、污水处理の適正な役割分担のもと、施設の統廃合や下水汚泥の共同処理等の広域化・共同化が進められてきたところであるが、持続可能な污水处理事業に向けて、これらに加えて、管理の一体化や事務処理の共同化を推進して、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要がある。

このような中、令和4年度末までに全47都道府県で広域化・共同化に関する計画（以下「広域化・共同化計画」という。）の策定がなされ令和5年度より本格的な実施段階に移行したところである。

都道府県や市町村等が污水处理施設の広域化・共同化計画を推進する際には、広域化・共同化計画の推進に係る進捗管理の方法や計画見直しの考え方、計画に定めた個別メニューの検討・合意形成・事業化の進め方、留意事項等を示した「広域化・共同化計画実施マニュアル」を参考にとされている。例えば、広域化・共同化計画の推進にあたっては、各市町村の污水处理施設の整備・改築に関する構想や計画等の関連計画（生活排水処理基本計画、合理化事業計画（「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）第3条第1項に基づく計画をいう。以下同じ。）等）と調整しつつ、取組を進めるものとする。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用による効率化や、ウォーターPPPを始めとする官民連携の推進との組み合わせによる相乗効果など

も積極的に検討することが望ましい。

下水道の整備等により影響を受けるし尿処理業者等については、その業務の安定を図ることを通じ、適正処理体制を確保する必要があることから、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（昭和 50 年法律第 31 号。以下「合特法」という。）第 3 条第 1 項に基づく合理化事業計画を生活排水処理基本計画等を踏まえ策定することにより、適切な対策が講じられるよう貴管内市区町村に対し助言されたい。

また、合理化事業計画を策定するに当たっては、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」（平成 6 年 3 月 29 日付け衛環第 120 号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を参照していただくとともに、各種マニュアルや関連計画を策定する際には、合理化事業計画や合特法に則った措置に関連する事業者等との連携を通じて、持続可能な事業運営を推進するために御協力をお願いしたい。

<参考資料>

公共浄化槽整備・運営マニュアル

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/pdf/kokyo_seibiune_manual.pdf

広域化・共同化計画実施マニュアル

<https://www1.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001744512.pdf>

PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 6 年改定版）

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r6.html

広域化・共同化計画実施マニュアル（令和 6 年 4 月）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001738123.pdf>

④ 一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について

「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成 29 年 3 月 29 日規制改革推進会議行政手続部会決定）において、行政手続の簡素化等の重要性が指摘されたことも踏まえつつ、都道府県におかれては、一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る手続について、必要に応じて行政内部の事務の効率化を検討し、標準処理期間の短縮に努めるよう貴管内市区町村に周知されたい。また、添付書類についても、その必要性を再度確認の上、電子メール等を利用した書類の提出の活用を始めとする書類の提出等に関する柔軟な対応を推進されたい。

<参考資料>

「行政手続コスト」削減のための基本計画（一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可）

<http://www.env.go.jp/other/costsakugen/pdf/mat3-2-1.pdf>

（２）市区町村の一般廃棄物処理システムの改革

廃棄物処理法第５条の２第１項の規定に基づく基本方針（令和５年６月改正）においては、市区町村の役割として、①一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてＰＦＩ（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第２条第２項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること、②経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再利用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進をすること、③分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること等を挙げている。

このような取組を支援するため、環境省では、平成１９年６月に①一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示す「一般廃棄物会計基準」、②有料化の進め方を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③一般廃棄物の標準的な分別収集区分やリサイクル、エネルギー回収、最終処分等の処理の考え方を示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「一般廃棄物処理システムの指針」という。）」を公表し、これまでに、市区町村等の担当者を対象とした説明会の開催やガイドラインの見直し、支援ツールの改定等を行ってきた。

都道府県におかれては、引き続き貴管内市区町村に対してこれらガイドラインの周知を図るとともに、市区町村の一般廃棄物処理システムの３Ｒ改革の取組への支援をお願いする。

このうち、「一般廃棄物会計基準の導入」及び「廃棄物処理の有料化」の検討については、令和元年度から循環型社会形成推進交付金等により、ごみ焼却施設を新設する場合の交付要件として追加した。

① 一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準（以下「現行会計基準」という。）は、市区町村（一部事務組合・広域連合を含む）（以下「地方公共団体」という。）の一般廃棄物処理事業の３Ｒ化を進めるため、平成１９年６月に自治体の一般廃棄物処理事業３Ｒ化ガイドラインの一つとしてとりまとめ、公表したものである。地方公共団体では、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、平成３１年３月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。

これを受けて、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて地方公共団体において、より一層、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討を行い、令和3年5月に現行会計基準を改訂したところである。

「(改訂) 一般廃棄物会計基準」は、地方公共団体において、上記のような観点から一般廃棄物処理事業の3R化を進めていくため、事業に係る資産・負債のストック状況の把握、事業に係るコスト等について標準的な分析手法を定めるものである。その上で、一般廃棄物会計基準を活用することにより地方公共団体が行う一般廃棄物の処理に関する事業に係る会計を客観的に把握することが可能となることを目指している。

一般廃棄物会計基準の説明や財務書類の作成支援ツール、関係資料については環境省のホームページに掲載しているので財務書類作成の際の参考とされたい。なお、令和3年5月の改訂に伴い、「一般廃棄物会計基準の改訂について(通知)」(令和3年5月20日付け環循適発第2105201号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)を通知したことから、管内市区町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

② 一般廃棄物処理有料化の手引き

一般廃棄物処理の有料化は、市区町村が一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために実施するものである。

生活系ごみについて有料化を導入している市区町村の割合は年々上昇傾向にあり、平成19年度に、生活系ごみについては約59%、事業系ごみについては約84%であったのに対して、令和4年度にはそれぞれ約67%、約87%となっている(下表参照)。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」は、制度設計の考え方、導入に伴う課題等について参考となる情報を示すことにより、市区町村による一般廃棄物処理の有料化に向けた取組を支援するものであり、令和4年3月に改訂を行ったところである。

改訂に伴い、「一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂について(通知)」(令和4年3月31日付け環循適発第22033112号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)を通知したところであり、一般廃棄物の3Rの推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、引き続き管内市区町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

ごみの収集手数料導入市区町村の割合

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
生活系 ごみ	63.4%	64.3%	64.3%	64.6%	65.1%	65.5%	65.8%	66.3%	66.7%
事業系 ごみ	84.6%	85.4%	85.7%	85.9%	86.0%	86.2%	86.2%	86.4%	86.5%

(※ただし、粗大ごみを除く。)

(「令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査」より)

③ 一般廃棄物処理システムの指針

市区町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められる。

このようなことから、「一般廃棄物処理システムの指針」では、(1) 標準的な分別収集区分、(2) 適正な循環的利用及び適正処分の考え方、(3) 一般廃棄物の処理に関する事業の効果を評価するための指標(資源回収、エネルギー回収、最終処分量の減量、温室効果ガス削減、住民サービス水準の向上、地域経済への貢献等)とその評価方法について提示している。

環境省では、市区町村が「一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、他の市区町村、一部事務組合との比較評価を行うための評価支援ツールを作成し、環境省のホームページに掲載している。

なお、現在、一般廃棄物処理システムの指針の改訂のための検討を行っている。

<参考資料>

一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、一般廃棄物処理システムの指針について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/index.html

(3) 遺品・家財の取扱い及び使用済物品の適正な処理の確保につ

いて

遺品の取扱いについては、総務省から令和2年3月13日に公表された、「遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書」において、一般廃棄物収集運搬業許可未取得の遺品整理サービス事業者が「遺品をまとめて自社倉庫等に持ち帰り、倉庫等で再度、選別後、自社から排出された廃棄物として処理する」、「依頼者に代わって一般廃棄物処理施設まで運び込む」など、廃棄物処理法に違反する疑いのある行為が記載されている。

加えて、遺品整理サービスを含む不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する2つの事業者が、処分費用等の名目でウェブサイト上に表示されている料金よりも高額な料金を利用者に請求しているという相談が各地の消費生活センターに寄せられたことで、令和4年6月1日、虚偽・誇大な広告・表示にあたるとして、消費者安全法に基づき消費者庁から消費者へ注意喚起がなされた。

都道府県及び市区町村においては、遺品や家財の整理サービス事業者やサービス利用者から、遺品・家財の整理サービスに伴って発生する廃棄物の処理について問合せがあった際には、既存の一般廃棄物処理業者を紹介するなど、廃棄物が一般廃棄物処理計画に従って適正に処理されるよう、地域の実情に応じて、関係機関との連携を含む適正な処理体制の確保をお願いしたい。

近年は、インターネットやアプリを用いて顧客を得る違法な廃棄物回収業者も増加している。違法な廃棄物回収業者への対策の一つとしては、例えば、適切な許可を有する収集運搬業者を紹介すること、事業系一般廃棄物の許可業者等に対して家庭からの一時多量ごみの収集・運搬に限定した許可を追加的に与えること等により、地域住民のニーズに対応しつつ適法な廃棄物処理業者による収集体制を整えることなどが考えられる。都道府県におかれては、引き続き、貴管内市区町村等と連携し、一般廃棄物の無許可収集運搬対策を実施していただき、住民が廃棄物の排出に当たって問題のある業者を利用しないよう、一時多量ごみへの対応を含めた適正な処理体制の確保・住民への適切な情報提供をお願いしたい。

また、一般家庭等から排出される家電製品等の使用済物品を収集、運搬等する者が増加しており、それらの中には、適正なリユース・リサイクル業者ではなく、市区町村の許可又は委託がないにも関わらず排出者に処理費用の負担を求めるなどして、廃棄物処理法に基づいた適切な廃棄物の収集運搬等を行っていない者など、廃棄物処理法等に抵触する疑いのある場合も散見される。

このような廃棄物処理法等に抵触する違法な廃棄物回収業者により収集された使用済家電製品等は、不法投棄や海外における不適正処理等につながっている可能性が高く、生活環境保全上の支障や、家電リサイクル制度に基づく適正なリサイクルの阻害につながるおそれがあると考えられる。

環境省においては、これらの違法な廃棄物回収業者を取り締まる上で、疑義が生じやすい廃棄物該当性判断について、「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企・環廃対・環廃産発第120319001号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）において考え方を示し、地方自治体における積極的な対応を促進するべく周知している。本通知に照らし、岐阜県岐阜市においては空き地形の廃家電無料回収を行う業者について、回収された廃家電は排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断し、取締りを行った結果、廃棄物処理法第7条違反として逮捕、略式起訴され、刑が確定した。

また、平成 29 年には、有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者（有害使用済機器保管等業者）は、あらかじめ、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事又は政令市長に届け出るとともに、有害使用済機器の保管及び処分に関する基準に従い、適切に保管又は処分を行わなければならないとする法改正が行われた。

< 参考資料 >

遺品整理のサービスをめぐる現状に関する調査結果報告書

https://www.soumu.go.jp/main_content/000675388.pdf

ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サービスを提供する事業者に関する注意喚起

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/028878/>

使用済物品の適正な処理の確保について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k018.pdf>

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19506&hou_id=14992

（４）建築物の解体時の残置物について

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

都道府県及び市区町村においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。なお、一般廃棄物については、その処理について市区町村が統括的処理責任を有するところ、様々な事情により元々の占有者による適切な処理が行われない場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市区町村における処理方法を示す、又は適正な処理業者に対して市区町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従った適正な処理を行っていただきたい。この問題については、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」を受け環境省では、「建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）」（平成 30 年 6 月 22 日付け循環適発第 1806224 号・循環規発第 1806224 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を通知したことから、管内市区

町村に対し、残置物の適正な処理のため周知徹底をお願いしたい。

＜参考資料＞

建築物の解体時等における残置物の取扱いについて

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k072.pdf>

（５）住宅宿泊事業廃棄物の取扱いについて

平成 30 年 6 月 15 日から住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が施行されているところ、令和 3 年 6 月 1 日の第 3 回規制改革推進会議において、民泊サービスの推進に向けた取組の一環として、住宅宿泊事業廃棄物について各地方公共団体における処理の実態等を調査し、優良事例等を全ての地方公共団体に周知することを求める提案がなされ、各地方公共団体における住宅宿泊事業廃棄物の取扱いの実態を把握するための調査結果、対応事例等について取りまとめ、「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和 3 年 6 月 1 日規制改革推進会議)において令和 3 年度中に講ずることとされた措置について（事務連絡）」(令和 4 年 3 月 23 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)を发出し周知している。都道府県においては、当該事務連絡を御確認の上、住宅宿泊事業主管部局と連携の上、貴管内市町村の実情に応じて、適切に対応されるようお願いしたい。

（６）処理困難物や水銀含有廃棄物の処理について

① 適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備

適正な処理が困難な廃棄物については、それぞれの廃棄物によって収集運搬時や処分時に留意すべき特性が異なることから、個別品目ごとに順次、市区町村、関係業界及び関係省庁とともに検討を行い、処理体制の構築を図っている。市区町村においても、個々の地域の状況によって処理が難しい一般廃棄物が生じた場合には、他の市区町村や都道府県との情報交換や広域的な連携・協力等を行いつつ、処理が可能な事業者への委託も含め、適正な処理の確保に努めていただきたい。

② 在宅医療廃棄物の適正な処理

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の処理については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発第 050908003 号・環廃産発第 050908001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」に添付した報告書において、「在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、（１）注射針等の鋭利な物は医療関係

者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、(2)その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられる。」とされた。また、同通知において、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、市町村は関係者と連携を図りつつ、本報告書を参考に地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所要の手続きを取られるよう、貴管下市町村等へ周知いただくようお願いしたところである。その後、平成 20 年 4 月 30 日付け環廃対発第 080430001 号・環廃産発第 080430001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知「『在宅医療の処理に関する取組促進のための手引き』について」に添付した手引きを参考に、貴管下市町村等に対し、医療関係者等と連携を図りつつ、在宅医療廃棄物の適正な処理について更なる取組を進めるよう周知するとともに、必要な技術的助言に努めるようお願いしたところである。引き続き、貴管下市町村等に対し、上記通知の周知及び技術的助言をお願いしたい。

<参考資料>

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000151.html>

在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き

https://www.env.go.jp/recycle/misc/gl_tmwh/index.html

③ エアゾール製品の処理について

エアゾール製品については、エアゾール製品等業界によるガス抜きキャップ（中身排出機構、残ガス排出機構、ガス抜きボタン等）が装着された製品に転換（平成 24 年度実績でガス抜きキャップを装着したエアゾール製品は約 99%、カセットコンロのヒートパネル化は 100%）を進める一方、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対し、エアゾール製品をごみとして排出する際は、ガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきた。平成 30 年 12 月 16 日には大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生したことから、環境省としては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りが重要であると考え、「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）」（平成 30 年 12 月 27 日付け）にて周知しているところである。

通知の通り、エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要であり、市区町村において、廃エアゾール製品等の充填

物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底することを市区町村に願います。これについては、令和5年1月16日にも同様のエアゾール製品が原因とみられる爆発事故が発生したことから、「廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止のための周知徹底について（事務連絡）」（令和5年1月19日付け）を発出し、協力を求めたところである。

また、排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は、平成31年4月に行った調査では、約40%となっている。廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、令和元年7月に、都道府県を通じて市区町村等にお知らせした廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果の内容を参考に、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村においては、住民による穴開けをさせずに廃エアゾール製品等を安全に処理する体制の確保を願いたい。

<参考資料>

正しいごみへの出し方（一般社団法人日本エアゾール協会）

<https://www.aiaj.or.jp/safety/dispose/>

④ リチウム蓄電池の処理について

今般、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を含む製品（以下、「リチウム蓄電池等」という。）が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発している。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただきたく、令和2年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施している。以下の情報等を参考に、各市町村で適切な対応を取り、事故の未然防止に早急に取り組んでいただきたいと思います。

<令和元年8月1日付け事務連絡抜粋等>

・ 市町村における処理体制の適正化

リチウム蓄電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ中に残されたリチウム蓄電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したリチウム蓄電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人JBRCでは、リチウム蓄電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

・ リチウム蓄電池等排出者への排出方法の周知

リチウム蓄電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイ

ルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウム蓄電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び前事項（市町村における処理体制の適正化）を踏まえて、リチウム蓄電池等の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。

- ・ 一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討

一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウム蓄電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第 9 条の 9 に基づく広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウム蓄電池を含む）の回収も行っているので活用について検討すること。

< 参考資料 >

一般社団法人 JBRC ホームページ：<https://www.jbrc.com/>

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/>

< 令和 3 年 4 月 7 日付け事務連絡抜粋等 >

- ・ 令和 2 年度対策検討業務結果等について

令和 2 年度対策検討業務結果では、リチウム蓄電池等に係る製品実態調査、排出状況調査、事故実態調査、市町村・関係団体・有識者等へのヒアリング結果及びそれらに基づく対策検討結果等についてまとめている。

また、廃棄物処理施設における発火事故等の未然防止策をより効果的に推進するため、令和 3 年度も引き続き、対策検討業務に取り組む。本対策検討業務においては、市町村を対象にしたモデル事業の実施（区域内人口 10 万人以上の市町村（一部事務組合を含む）3 団体が対象 公募期間：令和 3 年 6 月 11 日から 7 月 9 日まで）や検討会の開催等を通じ、より効果的な対策集等を整備し、公表する予定である。

参考：環境省ホームページ（令和 2 年度対策検討業務結果）

<https://www.env.go.jp/recycle/210407libhoukoku.pdf>

< 令和 4 年 4 月 1 日付け事務連絡抜粋等 >

- ・ リチウム蓄電池等処理困難物対策集について

令和 3 年度対策検討業務として、各都道府県及び各市町村の協力を得ながらの情報収集、市町村を対象としたモデル事業の実施並びに有識者等を集めた検討会の開催等を進めてきたところ、それらの知見を取りまとめ、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を作成した。各地方公共団体における対策検討及び実施に御活用されたい。

参考：環境省ホームページ（リチウム蓄電池等処理困難物対策集）

<https://www.env.go.jp/recycle/libtaisaku2.pdf>

<令和5年4月11日付け事務連絡抜粋等>

- ・ リチウム蓄電池等処理困難物対策集について

令和4年度の対策検討業務として、市町村等を対象としたリチウム蓄電池等対策検討及び導入のためのオンライン説明会の開催、個別コンサルティングの実施及びヘルプデスクの設置並びに有識者へのヒアリングや海外事例調査等を実施し、これらの結果や知見を踏まえ、対策集を更新し、対策集のポイントをまとめた概要版と併せて公表した。対策検討及び実施に御活用いただきたい。

参考：環境省ホームページ（リチウム蓄電池等処理困難物対策集概要版）

<https://www.env.go.jp/content/000124905.pdf>

環境省ホームページ（リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和4年度版）

<https://www.env.go.jp/content/000124904.pdf>

- ・ リチウム蓄電池等の安全な収集・運搬・処分に向けた対応について

令和3年度に実施した「市区町村における使用済小型電子機器等へのリサイクルへの取組状況に関する実態調査」において、二次電池に起因した火災等とはとりわけ不燃ごみの区分で多く発生していることが報告されており、発生場所としては廃棄物処理施設内での解体・破砕作業中や収集車両での発生が多く報告されている。

リチウム蓄電池は破砕・圧縮等されると発火のリスクが高まると言われており、エアゾール缶、電池、危険物等と併せての収集等を行うことにより、収集や運搬の過程でこれらのプロセスを行わないなど、分別区分の見直しや適切な分別の徹底、施設における火災防止対策等により、安全な収集・運搬・処分に向けた適切な対応を図られるようお願いする。

なお、市町村等が、一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たり積極的に活用いただきたい。

<令和6年4月8日付け事務連絡抜粋等>

- ・ リチウム蓄電池等処理困難物対策集について

令和5年度の対策業務として、リチウム蓄電池等の廃棄時の危険性について広く国民に理解を深めていただくため、市町村等での活用を想定したポスターやチラシ等、様々な普及啓発ツールに用いるデザイン・イラストコンクール（以下「LiB コン！」という。）を開催。優秀作品賞に3点、審査員特別賞に2点の作品を選定し、優秀作品賞に選定された作品を用いたポスターを作成した。また、リチウム蓄電池等の廃棄時の危険性や市町村等の分別区分に応じた適切な廃棄の重要性について訴える啓発動画を作成した。さらに、製造事業者等と連携した実証事業、先進的な取り組みを行っている市町村へヒアリング等を実施し、これらの結果や知見をまとめ、対策集を更新した。対策検討及び実施に御活用いただきたい。

参考：環境省ホームページ（リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和5年

度版)

<https://www.env.go.jp/content/000214935.pdf>

- ・ 啓発ポスター、啓発キャラクター、啓発動画について

LiB コン！で優秀作品賞に選定された作品を用いた啓発ポスターについては、市町村等における分別区分、問い合わせ先、ウェブサイトにおける情報提供へのリンク（QR コード）等を記入することにより、市町村等で活用いただくことが可能となっている。また、市町村等において啓発ポスター等を独自に作成される場合には、審査員特別賞に選定された啓発キャラクターを活用いただきたい。啓発動画については、市町村等のウェブサイトや動画サイト、サイネージ等において活用いただきたい。

なお、啓発動画については、環境省 YouTube にて公表した。

なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Long ver.）

<https://www.youtube.com/watch?v=7bEtqhTPvjI>

なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Short ver.）

<https://www.youtube.com/watch?v=wychH6IQFmvM>

<その他リチウム蓄電池に関する情報>

市町村等が、一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たり積極的に活用いただきたい。詳細は以下の最新通知を参照されたい。

- ・ 循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて（令和 6 年 3 月 2 9 日付 環循適発第 24032926 号）
- ・ 廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて（令和 6 年 3 月 2 9 日付 環循適発第 24032926 号）
- ・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱の取扱いについて（令和 6 年 3 月 2 9 日付 環循適発第 24032926 号）

⑤ 不要ライターの収集・処理について

不要ライターの処理については、ライターの適切な廃棄方法に係るリーフレットを作成・配布する等の取組を実施しているほか、循環型社会形成推進交付金により、一般廃棄物の処理のために市区町村が行う施設整備に対する支援を行っており、エアゾール缶やライター等を処理する設備についても、交付要件を満たす場合には、同交付金の対象となるので、その旨市区町村に対して周知をお願いしたい。

<参考資料>

使い捨てライターの処理等に関する調査結果について

<https://www.env.go.jp/press/files/jp/16136.pdf>

ライターの適切な廃棄方法の周知について

<https://www.env.go.jp/press/13110.html>

⑥ 水銀含有廃棄物の適正な処理

市区町村等により分別回収された水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収した廃水銀については、特別管理一般廃棄物へ指定されているところ、廃水銀等の処分基準等を定める廃棄物処理法施行規則が改正され、平成 29 年 10 月に施行されており、また、廃棄物処理施設からの排ガス中の水銀については、改正大気汚染防止法に基づき、排出基準が定められ、平成 30 年 4 月に施行されている。

環境省としては、家庭から排出される水銀添加廃製品の分別回収について、その徹底・拡大を図るため、平成 27 年に、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」及び「市区町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を策定し、更新事例集（第 2 版）を市民向けポスター及び回収ボックスのひな型と併せて平成 30 年 6 月にホームページにて公表した。

令和 5 年には水銀に関する水俣条約第 5 回締約国会議が開催され、製造・輸出入を禁止する水銀使用製品の見直しが行われた。今後ますます、水銀使用廃製品の回収が求められていくことから、「水銀使用廃製品の適切な分別・回収について」のパンフレットを作成し、令和 6 年 5 月にホームページにて公表した。

各市区町村においては、事例集の回収実施事例やポスター・回収ボックスといった資材の作成事例を参考に、家庭に退蔵されている水銀体温計・水銀血圧計などを回収する実施するなど、水銀廃棄物の更なる適正処理の推進に向けて御協力をお願いしたい。

⑦ 石綿を含む家庭用品の適正な処理

石綿が 0.1%を超えて含まれている製品については、平成 18 年 9 月以降、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されているところであるが、令和 2 年 11 月以降、特定のメーカーから販売されたバスマット、コースター等の珪藻土製品中に、基準を超える石綿が含まれているものがあることが判明している。

当該製品については、メーカー等による回収が行われているところではあるが、一部、当該製品又はその疑いがある製品の廃棄物が使用者から直接排出される事例が生じており、それらの廃棄物について適正な処理が必要となっている。

令和 3 年 1 月 29 日に、厚生労働省との連名により「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について」（令和 3 年 1 月 29 日付け基安化発 0129 第 1 号・環循適発第 2101291 号・環循規発第 2101297 号、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を都道府県等に対し発出しているが、通知事項に記載の当該石綿含有珪藻土バスマット等の処理方法

等について御留意の上、引き続き遺漏のないよう御対応をお願いしたい。

<参考資料>

石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129.pdf>

http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/210129_betten.pdf

令和2年11月以降に判明した石綿を含む家庭用品に関連した厚生労働省の報道発表

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/press.html>

(7) 高齢者のごみ出し支援及びごみ屋敷事案への対応について

高齢化社会や核家族化の進展等に伴い高齢者のみの世帯が増加するにつれて、家庭からのごみ出しに課題を抱える事例が増加している。こうした傾向は、今後数十年にわたり続くものと見込まれ、全国の地方公共団体において、従来の廃棄物処理体制から高齢化社会に対応した廃棄物処理体制へとシフトしていく必要性が生じている。

一部の地方公共団体においては、ごみ出しに課題を抱える高齢者に対しての支援が開始されており、環境省では、このような取組を進めるために必要となる手引きや事例集を作成し、環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

また、ごみ出しに課題を抱える住民への対応は、ごみなどが屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、崩落や火災等の危険が生じるいわゆる「ごみ屋敷」事案の改善にも繋がると考えられる。

環境省では、ごみ屋敷事案への各市町村の対応状況等について実態調査を実施し、令和5年3月に調査結果を公表した。同調査結果においては、ごみ屋敷事案に対応することを目的とした条例の制定事例のほか、有効な対策として、福祉部局等と連携した居住者の状況確認・ごみ出し支援や自治会など地域住民による支援、指定ごみ袋の使用免除等の対策事例を示している。

各市区町村においては、周辺的生活環境に様々な支障が生じることを防止する観点から、同調査結果を参考に、福祉部局を始めとする関係部署や自治会などと連携し、ごみ屋敷事案の改善に取り組まれない。

なお、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年12月に施行され、これにより、空き家等の管理の確保等に関する市区町村長の指導・勧告権限等が規定されるなど、空き家対策が強化された。各市区町村においては、必要に応じて空き家担当部局とも連携し、空き家が原因となるごみ屋敷事案への対応に取り組まれない。

<参考資料>

高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の検討

http://www.env.go.jp/recycle/post_50.html

令和 4 年度「ごみ屋敷」に関する調査報告書

<https://www.env.go.jp/content/000123210.pdf>

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000138.html

（８）一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

令和 3 年 7 月 2 日に開催された第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにおいて、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの拡大のため、廃棄物処理法の適用に関して一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることとなった。

これを受けて、環境省では、「第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について」（令和 3 年 9 月 30 日付け環循適発第 2109301 号・環循規発第 2109302 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）を通知し、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物については、両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において、一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれの数量を適切に把握できる場合は混合して処理することができる旨を周知した。「適切な数量の把握」について、同通知では具体例としてロードセルによる把握を示しているが、具体的な方法や数量の単位を限定していない。都道府県及び市町村がそれぞれの数量を適切に把握できると判断する場合においては、混合して処理することが可能であるため適切に運用されたい。

＜参考資料＞

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について

https://www.env.go.jp/recycle/notice_2109301_2109302.pdf

（９）焼却禁止の例外に対する行政処分等の適用について

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、「農林水産業を営む者が行う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の解釈の明確化」を求める提案がされ、廃棄物の焼却禁止の例外とされる農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等に対する行政処分等の適用について、解釈の明確化を図ることとなった。

これを受けて、環境省では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処

分等の適用について」(令和3年11月30日付け環循適発第2111305号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)を通知し、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合等においては、処理基準に適合しない焼却行為として、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能である旨を周知した。

＜参考資料＞

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2の規定に基づく廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の適用について

<https://www.env.go.jp/hourei/add/k107.pdf>

(10) 資源物の持ち去り対策について

資源物の持ち去りは、行政、住民及び指定収集業者による円滑なりサイクルの推進を阻害するものであることから、資源物の持ち去り対策を行うことが、円滑なりサイクルを推進するために必要である。

環境省においては、「資源ごみ」の持ち去りへの各市町村の対応状況等について実態調査を実施し、令和5年3月に調査結果を公表した。同調査結果においては、「資源ごみ」の持ち去りに対応することを目的とした条例の制定のほか、ごみ集積所への看板や監視カメラ等の設置、ごみ収集日カレンダーでの注意喚起等の対策が有効であると報告された。

今後とも、各自治体の実情等に応じて、同調査を参考に、引き続き適切な資源物の持ち去り対策を行っていただきたい。

＜参考資料＞

令和4年度「資源ごみ」の持ち去りに関する調査報告書

<https://www.env.go.jp/content/000121874.pdf>

(11) 労務費の適切な価格転嫁

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついていない状況にあり、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であることを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和5年11月29日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」として取りまとめたところである。

また、「価格交渉促進月間（2023 年 9 月）フォローアップ調査の結果について（確報版）」（令和 6 年 1 月 12 日、中小企業庁）では、廃棄物処理業は全 27 業種中、価格交渉では 23 位、価格転嫁では 24 位と、低い水準に留まっている。

廃棄物処理法施行令では、市町村が一般廃棄物の処理を委託する場合には、業務の遂行に足りる委託料とすることが求められている。また、廃棄物処理法では、市町村長から許可を受けた一般廃棄物処理業者は、市町村が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないと定められている。

廃棄物処理事業を確実に実施するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料が事業者を支払われることが重要である。委託料や条例で定める手数料の額については一般廃棄物の種類や処理方法などの業務内容及び地域の事情等によって異なるところではあるが、一般廃棄物の統括的な処理責任を有する市町村による適切な額の設定が重要である。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」や人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な処理費用の算定等によって、廃棄物処理事業の確実な実施を確保していただきたい。

<参考資料> 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査結果

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

2. 広域化・集約化の推進等について

(1) 広域化・集約化の推進について

ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号、厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化に向けた取組が進められてきた。この結果、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方で、平成9年通知の発出から20年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化していることから、環境省は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「広域化・集約化通知」という。）を発出するとともに令和2年6月には、広域化・集約化の更なる推進を目的として、都道府県及び市町村の担当者が参考となる情報や事例をとりまとめた「広域化・集約化に係る手引き」を作成し、周知したところである。

また、令和6年3月には、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっていることを考慮し、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「長期広域化・集約化通知」という。）を発出したところである。長期広域化・集約化通知では、2050年度までを計画期間とする長期広域化・集約化計画の策定を都道府県に求めているところであり、各都道府県においては、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期広域化・集約化に係る計画の策定、及びこれに基づく安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法では、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに廃棄物処理施設整備計画を定めることとなっており、令和5年6月に2027年度までを計画期間とした廃棄物処理施設整備計画を閣議決定した。

今回策定された施設整備計画は、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化した。「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅

持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加した。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させた。

環境省では、本計画の趣旨を踏まえ、循環型社会形成推進交付金制度の充実等の取組により、一般廃棄物処理施設の整備等を推進しているところである。また、地域において安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていくためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきであることから、前述の通り、令和6年3月に「長期広域化・集約化通知」を発出した。ついては、本計画の趣旨を踏まえた市区町村による一般廃棄物処理施設の整備等への支援をお願いする。

(3) インフラ長寿命化計画の策定について

平成25年11月29日に開催された「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月)が決定され、本基本計画に基づき、各インフラを管理・所管する者は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を平成28年度までに策定することとされ、また、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を令和2年度までに策定することとされていた。本基本計画を踏まえ、環境省では、平成28年3月に廃棄物処理施設等に係る「環境省インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定、令和3年4月に改定したところである。

昨年度の調査によると、行動計画については、平成28年度中が策定期限とされているが、当該期限から5年超が経過しているにも関わらず、未だに18団体が未策定であったことから、当該団体名を公表したところである。廃棄物分野を除く他分野においては計画の策定が完了しているところであり、これらの団体については、個別ヒアリング等を実施させていただいているところであるが、速やかに計画策定を完了されたい。

また、個別施設計画についても、令和2年度中が策定期限のところ、未だに177施設が未策定であった。これらを有する各市町村等におかれては、インフラ長寿命化計画の趣旨を十分御理解いただき、早急にこれを策定いただきたい。なお、一般廃棄物処理事業実態調査の調査票にも記載のとおり、個別施設計画については、長寿命化総合計画と同一のものと判断されるため、長寿命化総合計画策定済みの市区町村等におかれては、このことを念頭に置き、今後の調査に回答いただきたい。これらの計画に基づき、廃棄物処理施設の長寿命化を図るとともに、施設の更新と改修を組み合わせ、廃棄物処理施設の計画的な整備を図られたい。

行動計画の策定、個別施設計画の策定ともに、循環型社会形成推進交付金

における交付要件化に関する検討を行っているところであり、左記も勘案の上、早期に策定されたい。その際、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコスト（LCC）を低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入の推進に向けて、「廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き」を令和２年度に更新したため、廃棄物処理施設の長寿命化に当たっての参考にされたい。

さらに、廃棄物処理法施行規則第４条の５第１項第１４号及び同条第２項第１２号に定める機能検査並びに第５条に定める精密機能検査について、一般廃棄物処理事業実態調査を通じて、一部の市町村の処理施設において未実施である事態が見受けられた。令和元年５月３１日付けの事務連絡（廃棄物処理施設の長寿命化への取組について）において、その重要性の周知と併せて両検査と機能診断調査との関係を整理し、日常点検等も組み合わせた効率的な検査をお願いしたところである。機能検査、精密機能検査ともに施設管理者の義務であることから、廃棄物処理施設の機能を保全するため、その重要性を改めて周知するとともに、確実な実施をお願いしたい。

<参考資料>

環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）について

<http://www.env.go.jp/other/infra/index.html>

廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会（第１３回）

「行動計画未策定主体への対応状況について」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/k_dail13/sankou1-2.pdf

（４）廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針等

環境省では廃棄物処理施設設置者や管理者等によるこれら取組みを促進するため、平成１８年１２月に「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針」を策定している。

都道府県におかれては、貴管内市区町村及び廃棄物処理施設を設置し、又は管理する事業者に対し、引き続き本指針の周知を図り、廃棄物処理施設における事故対応マニュアル作成の推進に努めるとともに、前述のようにリチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設での火災等が増えている状況も踏まえ、廃棄物処理施設において発生した事故の情報を共有し、事故防止及び事故発生時の対応に役立てるため、他の地方自治体等へ周知を図るべきと考えられる事故発生事例があった場合には、区域を管轄する地方環境事務所あて、情報提供をお願いする。

廃棄物処理施設においては、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び各種法令

（労働安全衛生法、消防法、電気事業法等）に基づき、施設の維持管理及び安全管理並びに安全な操業（日常の運転管理及び保守管理、予防措置、発災時の緊急対応、防災教育・訓練、電気工作物の工事、設備の維持及び運用に関する保安の確保など）に努めることが必要である。さらに、事故発生時の緊急対応についても、個々の施設において発生が予測される事故について適切な対処方法をあらかじめ検討し、事故発生に備えておくことが重要である。

今般、市町村の設置する廃棄物処理施設等において死亡事故も発生しているところ、以下の資料等を改めて関係者等に周知いただくとともに、その内容も参考に、引き続き廃棄物の適正処理の確保に努めていただきたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/8952.pdf>

一般廃棄物処理施設に係る典型的な事故の概要及び原因、並びにその対策などについて

<http://www.env.go.jp/recycle/report/h22-01/index.html>

（５）廃棄物処理施設における PFI 事業の推進

一般廃棄物処理施設の整備については、基本方針や廃棄物処理施設整備計画において、PFI の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとされており、循環型社会形成推進交付金制度においても、令和元年度より PPP/PFI の検討を要件とした。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、本交付金制度を活用した廃棄物処理施設における PFI 事業の推進のための積極的な周知及び助言をお願いする。

（６）一般廃棄物処理実態調査の結果等

令和４年度における全国の一般廃棄物のごみ総排出量は 4,034 万トン、リサイクル率は 19.6%で、近年伸び率が鈍化し横ばいとなっている。都道府県等におかれては廃棄物の減量化の取組みと共に、分別収集や再生利用による循環的利用を推進し、リサイクル率のより一層の向上を図るため、引き続き、貴管内市区町村に対し支援をお願いする。

<参考資料>

令和４年度一般廃棄物処理実態調査結果

https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r4/index.html

３．循環型社会形成推進交付金制度等

環境省では、平成 17 年度に「循環型社会形成推進交付金」を創設し、廃棄物の 3 R を総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市区町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しているところである。

また、平成 27 年度からは、循環型社会形成の推進という観点に加え、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出し、支援の充実を図っているところである。

加えて、昨年 6 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画を踏まえ、持続可能な廃棄物処理体制を確保する観点等から、本年 3 月に「一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（通知）」、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」及び長期ごみ処理施設の集約化について（通知）」を発出しており、中長期的な視点で更なる広域化・集約化へ向けた取組の実施と施設規模の適正化・最適化を図ることとしている。

（１）交付金予算の状況

現在、全国的に多くの施設が老朽化等により更新期を迎えており、大きな更新需要が発生しているが、令和 6 年度については、更新需要の平準化等に取り組んでいただいたこともあり、市区町村等の要望に対応できる財源は確保できたところである。

一方で、更新需要はさらに大きくなる見込みであり、これまでも様々な機会を捉えお願いをしてきたが、更新需要の平準化等に資する取組の実施を、改めて、強くお願いさせていただく。

（２）循環型社会形成推進交付金制度の状況

令和 4 年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、循環型社会形成推進交付金等の交付要件に「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている、又は地域計画期間の末日から 1 年後までに当該措置を行うこと」を追加したところ。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行等を踏まえ、市区町村等においては、プラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を減らしていく努力を積極的に進めていただきたい。

本年 3 月に発出した通知を踏まえ、都道府県が策定する長期広域化・集約化計画の策定支援を新たに本交付金の対象事業に加えるとともに、施設規模の適正化・最適化に伴う交付対象事業費の範囲を示しており、中長期的な視点で更なる広域化・集約化へ向けた取組の実施と施設規模の適正化・最適化を進めて

いただきたい。

また、市区町村等の御意見などを踏まえ、環境省HPに「一般廃棄物処理施設整備手順マニュアル」、「会計検査 不当事項事案集」、「循環型社会形成推進交付金Q&A集 別紙（交付対象例）」を新たに掲載するとともに、会計検査院からの指摘内容等も踏まえ、「循環型社会形成推進交付金Q&A集」の改訂を行っている。各自治体におかれては、これらの資料も参照の上、適切な予算執行に努めていただきたい。

なお、「プラスチック資源の分別収集及び再商品化」に加え、引き続き、「施設の広域化・集約化」、「PFI等の民間活用」、「一般廃棄物会計基準の導入」、「廃棄物処理の有料化」にも積極的に取り組んでいただきたい。

（３）廃焼却炉の円滑な解体の促進

廃止されたごみ焼却施設の解体・撤去については、解体事業のみを行う場合には、後世に資産を残すという公共事業の性格に馴染まないことから交付金の対象とすることはできないが、令和３年度から、解体跡地の全部又は一部を活用し、新たな廃棄物処理施設（ストックヤード等を含む）を整備する場合に加え、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業については跡地利用要件を撤廃したところ。さらに、昨年５月に「連続性」の要件を見直したところであり、各都道府県におかれては、本見直しも踏まえ、廃焼却炉の円滑な解体が促進されるよう指導願いたい。

また、地方財政法の改正により、平成２６年度より、公共施設の解体撤去を含めた老朽化対策を総合的かつ計画的に行うために地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」に基づいて行われる解体撤去について、その費用を地方債の対象とする特例措置が創設されたところ。廃焼却炉についても、この制度を活用し円滑な解体が促進されるよう周知及び指導願いたい。

（４）「決算検査報告」等における指摘への対応等

循環型社会形成推進交付金等の執行については、「決算検査報告」において類似の指摘を受ける状況が継続しており、このような事態の改善、適正な予算執行の確保が必要不可欠と環境省では考えている。

そのため、環境省HPに「会計検査 不当事項事案集」を掲載するとともに、令和４年度決算検査報告における指摘内容については、別途、環境省から周知を図ったところであり、これらの資料も確認等していただきながら、引き続き、適正な予算執行に努めていただきたい。

（※）主な指摘は、「①交付対象外経費を含めて交付金等の額（交付申請額）を算定していたこと」、「②諸経費率の算定を誤っていたこと」、「③事業実施に伴い生じた収入を控除しなかったこと」の３点。

(5) 施設整備に係る契約業務等の適正執行

廃棄物処理施設の整備に当たっての工事完了を確認するための検査事務などは、地方自治法、地方公共団体の規則等により行われているものであるが、過去の会計実地検査において、性能発注方式による施設整備を行った場合は、引渡性能試験を確実に実施して要求性能に適合していることを確認すること、さらに、引渡性能試験を含めた竣工検査が完了していないことにより年度内の事業完了が見込めない場合については、必要な手続きを取ることとの指摘を受けている。工事完了を確認するための検査事務などについては、適正な手続きが行われるよう十分に注意願いたい。

また、都道府県が行う交付金・補助金の支出事務について、法令で定める支出期限（毎会計年度の翌年度4月末日）までに支出を完結することが必要であるので、くれぐれも遺漏の無いよう注意願いたい。

(6) 施設の適正な維持管理・財産処分等

国庫補助金・交付金を受けて整備された一般廃棄物処理施設については、過去の会計実地検査において、適正な維持管理等が行われていないために起きた設備の故障などを、財産処分の処分制限期間を経過していないままに放置する等の不適切な事態があるとの指摘を受けた。各事業主体においては、設備を常時使用するとともに、施設を適正に維持管理し、処分制限期間内の設備について修理不能等により使用不可になった場合は、財産処分の手続きを行うよう御指導願いたい。

なお、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環企発第080515006号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）により、補助対象財産の処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足している場合に、経過年数（補助目的のために事業を実施した年数）が10年以上の施設については有償譲渡・有償貸付以外の財産処分を包括承認とするなど、財産処分承認手続等の弾力化を図っている。

さらに、「廃棄物処理施設の財産処分について」（令和4年11月7日付け環循適発第2211073号一部改正、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）において、手続きの弾力化を図った。

また、平成26年9月の会計検査報告において、環境省の補助金等で整備された熔融固化施設のうち、適正な運営及び維持管理を行っておらず、長期にわたって使用していないものがあることから、今後の取扱方針を事業主体に対して示すことなど是正改善の処置を求められたことを踏まえ、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準の運用（焼却施設に附帯されている灰熔融固化設備の財産処分）について」（平成22年3月19日付け環廃対発第100319001号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を見直し、今後の継続的な使用の再開が見込まれるものを除いて適切に財産処分等の手続きを進めるべく、平成27年4月28日付けで「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認

基準の運用（溶融固化施設の財産処分）及び休止報告について」（環廃対発第1504281号、廃棄物・リサイクル対策部長通知）を発出したところである。本通知に基づき、適切に財産処分等の手続きを進めるよう、周知及び御指導願いたい。

（７）廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約

ごみ処理施設、し尿処理施設などの市区町村等が事業主体となって入札・契約手続を行っている廃棄物処理施設分野では、過去に談合問題が注目され、コンサルタントとメーカーの不透明な関係や、プラントメーカーの見積をそのまま用いることによる見積価格の上昇などの疑いと、結果として予定価格に対する落札価格の比率（落札率）が高いことから、入札・契約において公正な競争が働いていないのではないかといった指摘があった。

このため、環境省では、市区町村が廃棄物処理施設を入札・契約手続を行う際の参考として「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成18年7月）を策定し、定型的業務を除くいわゆる知的業務については、価格のみによる選定方式から、価格と技術の両面で選定する総合評価方式等に改めることを推奨している。

また、発注の参考となるよう廃棄物処理施設の工事に係る標準発注仕様書や入札・契約データベース（熱回収施設・汚泥再生処理センター）を整備・提供しているところである。

公共工事は、物品の購入などとは異なり、施工者の技術力等により品質が大きく左右される。これは、上流部において実施される調査・設計業務についても同様であり、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質、ひいては施設の品質とコストに大きな影響を与えるところである。

この点を踏まえて国土交通省においては、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン」（平成27年11月）をとりまとめ、土木コンサル・測量・地質調査業務等もこれを基本として各地方整備局で運用されている。

廃棄物処理事業に係る企画、調査、計画、設計等のコンサルタント業務についても、前述の手引きとともに参考にして頂き、入札方式を検討する際には、価格のみの競争によっていたこれまでの入札方式に代えて、価格の他に「施設の品質や施工方法等」を評価の対象に加え、技術力の部分も総合的に評価し、最も優れた案を提示した者を落札者とする「総合評価落札方式」についても積極的に検討願いたい。

また、公共工事における技能労働者の不足等に伴う労務単価等の高騰があることから、廃棄物処理施設整備事業を着実に実施するため、平成26年5月8日付けで「廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について」を発出した。

さらに、昨今、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、また、これに起因する資機材等

の供給不足及び納期の遅延が生じている。これにより、廃棄物処理施設整備事業においても、工事費用の変更や、工期の見直しが必要となる場合が想定される。令和4年12月27日には、「（事務連絡）廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工を確保について」を発出しているので、参考とされたい。

<参考資料>

廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc.html

（８）汚泥再生処理センター設計時の注意点

汚泥再生処理センターについて、設計時のし尿及び浄化槽汚泥の性状に関する実態調査の不足等により、過大な設備が導入されている事例が見受けられるとして、平成30年度に会計検査院から指摘を受け、平成31年2月に事務連絡（汚泥再生処理センター設計時における資源化設備の処理能力の算定等について）を各都道府県宛に発出したところである。

汚泥再生処理センターの整備に当たっては、資源化設備の処理能力が適切なものとなるよう、収集し尿及び収集浄化槽汚泥の性状等について調査を行うこと等により、実態を適切に把握し、その結果を施設計画に反映させて、妥当な性能及び規模の設備が整備されるよう、貴管内市区町村に対し今一度周知及び指導願いたい。

（９）廃棄物処理施設の耐震・浸水対策

今般、地震及び近年多発する水害等の災害に対し、廃棄物処理施設の適切な耐震・浸水対策の確保に資することを目的として、令和4年11月に「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」を策定した。本手引きについて、貴管内市町村等に対して御周知いただきたい。また、手引きの内容に関して、地方公共団体職員向け説明会の動画を掲載しているので、合わせて参考としていただきたい。

<参考資料>

「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き」

https://www.env.go.jp/recycle/misc/seismic-resistance_index.html

4. 地域循環共生圏の構築及び気候変動対策について

令和4年には、中央環境審議会循環型社会部会の審議を経て、循環経済工程表を策定した。循環経済工程表では、2050年カーボンニュートラルの達成も見据え、2030年に向けた施策の方向性を、素材ごと、製品ごとに示しており、廃棄物処理システムなどの各分野における方向性を示している。

これを受け、令和5年に2023年度から2027年度の5年間の廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定める廃棄物処理施設整備計画の策定をした。廃棄物処理施設整備計画では、従来から取り組んでいる3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化、地域循環共生圏の構築に向けた取組に加えて、重要な方向性として、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」および「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」を掲げている。具体的には、Renewableの取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、リサイクルの高度化や地域における循環システムの構築、再生材の供給等により、資源循環の取組を強化し、熱回収やメタン発酵等の取組により温室効果ガス排出量の削減に貢献することなどを新たに記載して、脱炭素化と資源循環の一体的推進に向けた記載を強化している。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画」における廃棄物分野を対象に、どのように計画内容を検討し、定めればよいかなどについて情報提供を行うことを目的として令和6年3月に「一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイダンス」を策定した。

地方公共団体においても、施設整備のタイミング等を捉えて、地域の特性に応じた温室効果ガス排出削減対策を進めていただく取組をお願いしたい。

また、一般廃棄物処理業は住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があることから、市町村がその処理責任を果たしていくことに加え、一般廃棄物処理業の担い手である委託業者・許可業者においても、環境関連法令、労働関係法令の遵守はもとより、事業継続計画（BCP）の策定等の取組が求められる。これらの取組に加え、地域を支える事業者として、地域循環共生圏・ローカルSDGsの構築や脱炭素に向けて、エコアクション21の認証登録等の努力や地域社会貢献等による住民からの信頼向上を図ることが望ましい。都道府県におかれては、貴管内市区町村に対し、当該市区町村管内の廃棄物処理業者も含めた取り組みの推進をお願いしたい。

（1）廃棄物分野における気候変動対策の重要性

我が国では、2020年10月に第203回臨時国会の菅義偉内閣総理大臣所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されたこと、2021年4月に第45回地球温暖化対策推進本部に

において、菅義偉内閣総理大臣は、「2050 年目標と整合的で、野心的な目標として、2030 年度に、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。」と発言されたことなどを踏まえ、同年 6 月に第 3 回国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるとともに、同年 5 月には 2050 年カーボンニュートラルを法律で位置づける「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同年 10 月には「地球温暖化対策計画」及び「第 6 次エネルギー基本計画」が策定され、2023 年 2 月には GX を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の 3 つを同時に実現するべく「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定された。

これまでも、環境省では、一般廃棄物処理分野における気候変動対策として、3 R の推進による焼却量や最終処分量の抑制を図るとともに、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効活用するよう焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進してきたところである。

これらの取組により、廃棄物分野から排出される温室効果ガス排出量は近年減少しており、2022 年度は約 36.7 百万 t-CO₂ であった。なお、廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、我が国の総排出量の約 3 %を占めている。

さらに、2021 年 8 月には、中央環境審議会循環型社会部会において「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を公表した。試算により、廃棄物処理施設で CCUS（二酸化炭素回収・利用・貯留技術）を最大限実装できれば、廃棄物・資源循環分野の実質ゼロ、さらには実質マイナスを実現できる可能性があることが示唆されたが、同時に、これまでの計画等の延長線上の対策では、2050 年までの廃棄物・資源循環分野の脱炭素化のためには不十分であり、技術、制度面での対策のみならず、関係者が一丸となり、相当な野心を持って取り組んでいく必要があることが明らかとなった。

これらを踏まえ、前述の廃棄物処理施設整備計画においても、脱炭素化と資源循環の一体的推進を目指した取組の方向性を示している。

今後、素材産業や製造業等の他分野の脱炭素化に向けた動きとの連携・調整を図りつつ、廃棄物処理における技術開発の進捗も踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出削減策に向けた検討の深化・精緻化を進めていく。

各地方公共団体においても、これらの動向を踏まえつつ、一般廃棄物分野における気候変動対策について、今後とも、一層推進をお願いしたい。

- ・ 廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月閣議決定）では、期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値について、2022 年度までの 5 年間の平均見込みである 20%から、2027 年度までの 5 年間の平均で 22%とすることを目標としている。

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度より、高効率エネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取組を行

う施設に対する交付率 1/2 とするメニュー「エネルギー回収型廃棄物処理施設」を創設した。

各市区町村におかれては、本メニュー等を活用により、ごみ処理の広域化等を推進しつつ、高効率のエネルギー回収・供給が可能となる施設の更新、改造が図られるよう、積極的な取組をお願いする。

- ・ 食物くず、木くず等有機物の最終処分場への直接埋立については、温室効果の高いメタンを発生することから早期に廃止し、地域の特性に応じて、適切に再生利用等を行っていく必要がある。廃棄物処理施設整備計画においても有機物の直接埋立を原則として行わないこととしているので、該当する市区町村においては循環型社会形成推進交付金を活用しつつ、所要の施設整備に努められるようお願いする。
- ・ 汚泥再生処理センターの前処理設備としての汚泥濃縮装置（移動式を含む）については、浄化槽汚泥の運搬に伴う二酸化炭素の排出量削減や濃縮による搬入量の削減に伴い排水処理に要するエネルギー使用量の削減が見込まれる。このため、平成 21 年度から、汚泥濃縮装置を汚泥再生処理センターと一体的に整備し、浄化槽汚泥処理システムを構築する場合には、循環型社会形成推進交付金の支援対象と認められているので、施設の更新を予定している市区町村におかれては活用願いたい。
- ・ 地域脱炭素ロードマップでは、政府及び自治体の建築物及び土地では、2030 年には設置可能な建築物等の約 50%に太陽光発電設備が導入され、2040 年には 100%導入されていることを目指すこととしている。また、地球温暖化対策計画では、地方公共団体実行計画（事務事業編）に記載すべき具体的な取組として、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入、建築物における率先した ZEB の実現、計画的な省エネルギー改修の実施、電動車・LED 照明の導入、環境配慮契約法等に基づく二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者との契約による再生可能エネルギー電力その他、環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの率先調達など、率先的な取組が挙げられている。

これらに鑑み、廃棄物処理施設等においても、積極的な取組を検討・実施いただきたい。

<参考資料>

廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)

https://www.env.go.jp/council/03recycle/y030-38b/mat01_1.pdf

一般廃棄物処理事業における地方公共団体実行計画ガイダンス

<https://www.env.go.jp/content/000204623.pdf>

(2) エネルギー対策特別会計を活用した対策

我が国の数値目標の達成に貢献するため、エネルギー対策特別会計を活用し、廃棄物・リサイクル分野における温室効果ガス排出削減対策について検討・実証するとともに、その成果の普及を行っている。また、循環型社会形成推進交付金等の活用による一般廃棄物処理施設の適切な更新や災害時の廃棄物処理システムの強靱化も合わせることで、循環型社会と低炭素社会の統合的な実現に加え、地域の活性化にもつながる地域循環共生圏づくりに向けた施策を強力に推進している。

① 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業

廃棄物処理施設において、高効率な廃熱利用と大幅な省エネが可能な設備の導入により得られるエネルギーを有効活用することで、エネルギー起源CO₂の排出抑制を図りつつ、当該施設を中心とした自立・分散型の「地域エネルギーセンター」の整備を進める。

さらに、市町村等が率先して実施する先進的取組については支援を行い、その取組を全国的に周知し、水平展開を図ることが重要である。具体的には、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとしての役割を最大限発揮し、地域の脱炭素化につながる事業を確立するために、廃棄物処理施設から生じた熱や電力を周辺施設にて有効活用する取組や廃棄物処理施設等からの廃棄物発電電力を廃棄物の収集運搬車両に供給する取組などに対して支援を行う。また、民間団体を対象として廃棄物処理施設からの余熱等を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要設備への補助を行い、その成果については全国的に水平展開を図る。

我が国の地域循環共生圏の構築促進に関して、地域資源循環の高度化及び低炭素化に資する市町村等の取組を支援し、事業の確立・高度化を後押しする。

・廃棄物処理施設新設・改良整備等事業に対する補助

市町村等が行う一般廃棄物処理施設における高効率エネルギー回収を可能とする改良・更新費用の一部を補助することにより、地域のエネルギーセンターとしての役割を担えるよう支援する。

・廃棄物発電により生じた電力を利活用するための設備

地域のエネルギーセンターとしての役割が期待される廃棄物処理施設から供給される電力を需要施設で有効活用するため、発電エネルギーを供給及び有効活用する設備への補助を行う。

また、廃棄物処理施設において発電された電力を充電システム等へ供

給し、EV 収集車・船舶に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る。廃棄物発電電力を蓄電するシステム及びそれを活用する EV 収集車・船舶の導入費用に対して一部を補助する。

- ・廃棄物処理により生じた熱を利活用するための設備

廃棄物処理施設から生じた熱を供給する地域の需要施設は、廃棄物処理施設の立地に応じて、工業施設、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に大規模な施設や複数の施設を組み合わせること等によって熱の有効活用を図り、地域を脱炭素化するとともに事業採算性が期待できる施設や、地域における富・雇用の創出効果、防災効果等を期待できる施設とする。廃棄物処理施設から生じた熱を地域の需要施設に供給するための設備への補助を行う。

- ・廃棄物処理施設による未利用熱及び廃棄物発電の有効活用に係る実現可能性調査（FS 調査）

廃棄物処理施設から生じた熱や発電した電力を地域において有効活用するために、熱・電力利用の見込量や事業採算性の検討等を行い、事業としての実現可能性を調査に要する費用に対して定額補助する。

② 廃棄物処理システムにおける地域脱炭素・資源循環モデル実証事業

地域のバイオマス利活用が進まない自治体が抱える課題を解決するため、省 CO2 に資する施設の技術面や廃棄物処理工程の効率化・省力化に関する実証事業や検証等を行い、地域循環共生圏のモデルとなり得るかを調査する。

また、廃棄物処理システム全体の省 CO2 化を促進するため、地域の特性に応じた最適な循環資源の活用方策について調査検討を行い、実証等で得られた知見と共に取りまとめて、サーキュラーエコノミーとカーボンニュートラルの同時達成を実現する地域循環共生圏の構築に向けたガイダンスを策定する。

③ デジタル技術を活用した脱炭素型廃棄物収集運搬システム実証事業

EV ごみ収集車の普及促進に向け、EV 化におけるごみ収集分野特有の課題に着目し、EV ごみ収集車が自動運転により作業員を追尾するためのシステムの実用化及び EV ごみ収集車に搭載または組み合わせて活用できる、作業の負担軽減に資するデジタル技術について検討する。

④ これまでの検討成果

エネルギー対策特別会計を活用した対策のこれまでの検討結果については、環境省のホームページで公表しているので参考にされたい。

<参考資料>

デジタル技術の活用等による脱炭素型資源循環システム創生実証事業委託業務報告書

脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業委託業務成果報告書

地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業委託業務成果報告書

<https://www.env.go.jp/recycle/report/index.html>

廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル

廃棄物最終処分場への太陽光発電導入事例集

廃棄物最終処分場等における太陽光発電の導入・運用ガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

(3) 廃棄物系バイオマスの利活用

① 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）では、バイオマス活用の基本理念が定められるとともに、同法に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（平成 22 年 12 月閣議決定）では、バイオマスの種類毎の利用率目標を含む 2020 年度における数値目標等が定められたところであるが、内容を見直し、新たな「バイオマス活用推進基本計画」が令和 4 年 9 月 6 日に閣議決定された。

バイオマス活用推進基本計画に定められた利用率の目標達成のため、環境省では、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの利活用パターン等を「廃棄物系バイオマス活用ロードマップ」として、平成 25 年 6 月に取りまとめた。また、廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツを整備するとともに、平成 29 年 3 月に廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」及び地域特性を活かしてメタンガス化を行う際にメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」を取りまとめている。

自治体におかれては、マニュアル等を活用いただき、廃棄物系バイオマスの利活用の取組みについて、一層の推進・協力をお願いする。

<参考資料>

廃棄物系バイオマス活用ロードマップ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/roadmap.html>

廃棄物系バイオマス利活用の促進のための Web コンテンツ

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/index.html>

廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル

メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）

http://www.env.go.jp/recycle/waste/lc_manual/index.html

② 循環型社会形成推進交付金による廃棄物系バイオマス利活用の支援

循環型社会形成推進交付金においては、平成 26 年度から、災害廃棄物処理体制の強化に資するエネルギー効率の高い施設について、交付率を 1/2 とする新たなメニューを創設し、メタンガス化施設もその対象としたところである。

各市区町村におかれては、①の成果等も踏まえ、メタンガス化施設の導入等による廃棄物系バイオマスの利活用の取組について、積極的にご検討いただきたい。

（４）地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に基づき、事業者が事業活動に伴い使用する設備について、温室効果ガスの排出抑制に資するものを選択し、使用する努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針（排出抑制等指針）が策定されており、平成 24 年 2 月に廃棄物処理部門における指針が追加された。

上記の趣旨を踏まえ、廃棄物処理分野における温室効果ガスの排出削減に向け、更なる取組をお願いする。取組に当たっては、「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（平成 24 年 3 月）を参照されたい。

<参考資料>

排出抑制等指針について

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/index.html>

廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル

<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/gel/pdf/manual201203.pdf>

（５）再エネ特措法における再生可能エネルギー発電設備の認定について

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、再エネ特措法）では、令和 4 年 4 月 1 日から市場連動型の導入支援として、再生可能エネルギー発電事業者の投資予見可能性を確保しつつ、市場を意識した行動を促すため、固定価格で買い取る制度（FIT制度）に加えて、新たに、市場価格をふまえて一定のプレミアムを交付する制度（FIP制度）が加わった。

一般廃棄物による廃棄物発電を行う場合、2024年度においては、下記の通りとなる。

- ・FIT制度の新規認定を認める対象は、2,000kW未満かつ地域活用要件を満たすものに限定されている。
- ・2,000kW以上の施設については、FIP制度の対象である。

※なお、50kW以上2,000kW未満の設備についてはFITだけでなく、FIPを選択することも可能である。

なお、再エネ特措法に関する認定に関しては認定基準があるため、認定申請の前には各設備が対象になりうるか確認の上、申請されたい。

<参考資料>

2024年度以降の買取価格等（経済産業省HP）

https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240319003/20240319003.html?_fsi=hHPcDCQN

（６）地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。

これら気候変動に対応するためには、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、既に起きつつある、あるいは将来起こり得る気候変動の影響に対処し、被害を回避・軽減する「適応」を車の両輪として共に進めていくことが必要とされている。

こうした状況の中、平成30年には「気候変動適応法」が成立、施行され、本法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「気候変動適応計画」が策定された。本計画内において、廃棄物処理施設における適応策は、「平時からの備えとして、地域の廃棄物処理システムを強靱化する観点から、市町村等による水害等の自然災害にも強い廃棄物処理施設の整備や地域における地方公共団体及び関係機関間の連携・支援体制の構築を推進する」とされている中、環境省では、令和元年12月に、市町村等の廃棄物部局が廃棄物・リサイクル分野の気候変動の影響を把握し、適応策を検討する際の参考とすることを目的とした、「地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策が検討・実施されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

<参考資料>

地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の気候変動適応策ガイドラインの公表及び説明会の開催について

<http://www.env.go.jp/press/107535.html>

（７）多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備促進ガイダンス

一般廃棄物処理は地域の生活環境保全及び公衆衛生向上の観点から必要不

可欠な業務である。また、廃棄物処理施設については、地域の廃棄物処理や資源循環を担う根幹となるインフラであるものの、一般的には迷惑施設として認識されており、地域住民の理解と協力を得るため、これまでも市区町村等を中心として、地域の創意工夫による努力が行われているところである。

令和5年6月に閣議決定した廃棄物処理施設整備計画では、今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、廃棄物処理施設の特長をいかし、廃棄物エネルギーを利用した産業振興、災害時の防災拠点としての活用、循環資源の有効活用の中心的施設としての強化、環境教育・環境学習の場の提供など、地域循環共生圏の核として機能しうる、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設を整備していくことが重要であるとしている。

環境省では、令和2年度にこのような取組を進めるために必要となるガイドンスと事例集を策定し、資料は環境省ホームページにて公開しているため、参考としていただきたい。

<参考資料>

地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設整備の促進

http://www.env.go.jp/recycle/waste/tamentekikati/post_93.html

(8) バイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン

現在、化石資源をはじめとする枯渇性資源の使用削減、温室効果ガスの排出抑制の観点から、化石資源由来プラスチックからバイオマス由来のプラスチックへの転換が求められている。「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）において、マイルストーンとして2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することを掲げており、重点戦略として、可燃ごみ指定収集袋等へのバイオマスプラスチックの使用等を掲げている。そのための取組のうち、廃棄物処理の効率向上の観点等から地方公共団体での導入を技術的に支援し、地方公共団体でのごみ袋等へのバイオプラスチックの導入促進を目指し、令和4年3月に「地方公共団体におけるバイオプラスチック等製ごみ袋導入のガイドライン」を策定・公表した。貴都道府県におかれては、貴管内市区町村において、バイオプラスチック等製ごみ袋導入が検討されるよう、本ガイドラインの周知をお願いしたい。

5. 廃棄物処理に係る研究・技術開発の推進

(1) 環境研究総合推進費について

環境研究総合推進費（資源循環領域）により、循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究及び次世代型の廃棄物処理技術の開発を推進し、循環型社会形成の推進・廃棄物の安全かつ適正な処理等に関する

行政施策の推進及び技術水準の向上を図っている。

令和6年度新規課題公募では「廃棄物処理施設由来の熱輸送技術の研究開発」、「持続可能で安定的・効率的な一般廃棄物処理施設等の研究開発」等を優先テーマに設定し、政策上のニーズをより反映させた研究を推進している。

令和7年度の新規課題の公募については、令和6年9月頃を予定しているので、地域の大学、企業等の研究機関などに対し、本制度の周知をお願いしたい。

<参考資料>

環境研究総合推進費 公募情報

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/koubo/>

6. その他

(1) 漂流ごみ等の円滑な処理

海岸漂着物対策については、従前より、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）第 13 条に基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定。以下「基本方針」という。）を策定するとともに、基本方針の策定に併せて「海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について」（環廃対発第 100330002 号、平成 22 年 3 月 30 日）を通知している。

平成 30 年 6 月には、第 196 回国会において、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が、可決、成立され、漂流ごみ等が新たに法の対象となった。法改正を踏まえ令和元年 5 月 31 日にその変更が閣議決定された新たな基本方針では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。

また、同日には、「プラスチック資源循環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議において、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。

こうした状況を踏まえ、環境省及び水産庁は、「漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）」（令和元年 6 月 4 日付け環循適発第 1906041 号・環水大水発第 1906041 号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正課長・水・大気環境局水環境課海洋環境室長通知）及び「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年 6 月 4 日付け元水推第 160 号、水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）において、都道府県及び市町村、漁業関係団体等に対し、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識

を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である旨を通知した。

これら改正法・基本方針、アクションプラン、戦略及び通知に基づき、地方公共団体においては、引き続き、不法投棄・ポイ捨ての防止等の海岸漂着物の発生抑制や適正処理の推進を行うとともに、都道府県においては、貴管内市町村等とともに漁業者等との連携による漂流ごみ等の回収・処理体制の構築に向けた取組への積極的な御協力をお願いする。

<参考資料>

海岸漂着物処理推進法及び基本方針、廃棄物の処理について

http://www.env.go.jp/water/marine_litter/law.html

(2) 大規模イベント等におけるごみ分別ラベル作成ガイドンス

環境省では、オリンピック・パラリンピック等大規模イベント会場等において、ごみ分別が徹底されるよう、地方公共団体や民間事業者等のイベント等開催者を対象とし、「大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドンス」を策定し、平成 29 年 10 月に公表した。

このガイドンスは、既存のイベント会場や空港等における分別区分の現状や過去に開催されたオリンピック・パラリンピック競技大会での事例をもとに、イベント会場等におけるごみ分別区分の設定の考え方、分かりやすいごみ分別ラベルを作成する際の留意事項等を取りまとめたものである。各種イベント等を開催する際に活用されたい。

<参考資料>

大規模イベントにおけるごみ分別ラベル作成ガイドンス

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/event/guidance.html>

(3) 新型コロナウイルス感染症対応及び一般廃棄物処理事業の継

続性の確保について

新型コロナウイルス感染症は令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（法律第 114 号）上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更となった。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、一般廃棄物の適正処理が地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な業務であること、そして廃棄物処理事業の安定的な継続のためには、平素からの備えが重要であることを改めて認識する機会となった。環境省では「一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について（通知）」（令和 5 年 6 月 30 日付け環循適発第 2306302 号、環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出し、今後の新たな感染症も含めや、大規模災害等に

備え、一般廃棄物処理の安定的な継続のため、平時から一般廃棄物処理業者との連携をはじめとする体制強化の重要性について改めて周知したところである。

また、新型コロナウイルス感染症については、まん延防止上緊急のため必要があることから臨時の予防接種の対象とされていたところ、特例臨時接種は令和6年3月31日をもって終了することとなった。

これに伴い環境省では、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」の一部改正について（通知）」（令和6年4月1日付け環循適発第2305011号・環循規発第2404019号、環循施発第2404012号、廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長）を発出し、都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）の役割、排出事業者の考え方等について整理した。同通知においては、都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）は、産業廃棄物処理業者の有する処理能力を効率的に運用するためにも、市町村をまたぐ収集・運搬のルート構築等が必要になることが考えられるため、必要に応じてその調整に係る助言や支援等を行うこと、ワクチン接種の実施体制については多様になることが考えられるが、都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）において、実際の契約形態やそれに基づく実施体制等の個別の事情に応じて、いずれの者が排出事業者に該当するかについて適切に判断することを周知している。

<参考資料>

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物対策について取りまとめた資料

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

（４）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物について

廃棄物処理法においては、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者については、その業を行うに当たって一般廃棄物処理業の許可が不要とされており、事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされている。

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物としては、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものという意味で、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維がこれに該当する。これら専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日付け環整第43号厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄（古銅等を含む。）、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているとおり、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、市区町村の統括的処理責任

の下、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためである。

ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には、当該許可が必要となる。また、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物以外の一般廃棄物も扱っている場合には、当該一般廃棄物の処理については許可を受けなければならない。個別具体の事例についての許可の要否については、一般廃棄物について統括的処理責任を有する市区町村において、一般廃棄物処理計画を踏まえて適切に判断されたい。

なお、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物については、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和5年2月3日付け環境適発第2302031号・環境規発第2302031号、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）及び「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和5年4月10日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課事務連絡）を発出しているため、こちらも参照されたい。

（５）ポイ捨て・オーバーツーリズム対策について

国内外の観光需要は急速に回復し多くの観光地が賑わいを取り戻しているが、都市部を中心とした一部地域への偏在傾向も見られ、観光客が集中する一部の地域や時間帯等によっては、過度の混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度の低下への懸念も生じている。

令和5年10月18日には、観光立国推進閣僚会議において、「オーバーツーリズム未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が決定され、持続可能な観光地域づくりを実現するため、マナー違反行為の防止・抑制を含む各種対策に政府として取り組むこととなった。

環境省では、全国の市町村に対する「ごみのポイ捨て」に関する調査により、ポイ捨て防止のための有効な対策事例を収集し、その周知などを通じてポイ捨て等の撲滅に向けて取り組んでいる。

加えて、令和6年度には地域特性に応じて自治体と民間事業者等が連携したポイ捨て・発生抑制対策等モデル事業の実施・効果検証を実施することにより、観光地でのポイ捨て防止やごみの発生抑制を図り、本モデル事業の成果も含め、優良かつ先進的で観光地の魅力向上につながるポイ捨て・発生抑制対策等を取りまとめ、全国の観光地に対して水平展開を行うことで、環境保全と観光振興の両立や、観光地の更なる魅力向上につなげていく。都道府県においても、本モデル事業等を参考に、オーバーツーリズムに起因するポイ捨て・発生抑制対策に取り組んでいただきたい。

<参考資料>

令和5年度「ポイ捨て」に関する調査報告書

<https://www.env.go.jp/content/000209464.pdf>

平成20年6月19日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に
基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々ご尽力、ご協力いただいているところである。

さて、環境問題の重要性がますます高まっている中、ごみ処理行政において市町村の果たすべき役割もますます大きくなっている。本年3月には循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号。以下「循環法」という。)に基づく循環型社会形成推進基本計画(以下「循環計画」という。)が改定されたところである。改定循環計画においては、「環境保全を前提とした循環型社会の形成」を軸に、低炭素社会・自然共生社会への取り組みとの統合、地域循環圏の構築などを推進することとしている。

一般廃棄物の処理においても、昨年6月に提示した「一般廃棄物会計基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」及び「一般廃棄物処理有料化の手引き」(以下総称して「3つのガイドライン」という。)を活用し、地域住民への情報開示を行い、理解と協力を得ながら、3R化改革を進めるべきである。

これらの考え方を踏まえ、市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、この度平成5年に策定されたごみ処理基本計画策定指針を改定することとした。

ついては、市町村の処理責任の性格等一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を下記のとおり取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について定める「ごみ処理基本計画策定指針」を別添のとおり策定したので、貴職におかれては、これら重要事項やごみ処理基本計画策定指針について、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。

おって、平成5年3月15日付け衛環第83号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」は廃止する。

1. 環境保全の重要性

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国会において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられている。これは、高度経済成長期に経験した数多くの公害問題を克服するために新たな理念として加えられたものである。以来、現在に至るまで廃棄物処理法の目的は、第1条の目的規定にあるように「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」である。そして、これらを基盤としてはじめて循環型社会が存立し得るものである。

この度の循環計画の改定に当たっても、冒頭に「環境保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題」として、改めて環境保全の重要性を力説し、環境保全を前提とした循環型社会の形成を標榜しているところである。

ついては、市町村の一般廃棄物行政におかれても、環境保全を前提とし、国民の安全、安心が確保されることを軸として循環型社会の形成のための施策を推進されたい。

2. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されている。当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものである。

また、市町村における処理責任に照らすと、市町村は一般廃棄物の処理を他人に委託して行わせる場合、施行令第4条に規定する基準（以下「委託基準」という。）を遵守することはもちろんのこと、受託者が廃棄物処理法施行令第3条に規定する基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従った処理を行うよう、一般廃棄物の最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないものである。委託処理する場合においては、委託基準において、受託者の能力要件等に加え、「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」とされている等、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。

さらに、受託者により一般廃棄物処理基準に適合しない収集運搬や処分が行われた場合、市町村には一般廃棄物の統括的な処理責任があることにかんがみ、市町村は委託基準を遵守したか否かにかかわらず、自ら生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のための措置を講じるべきである。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

3. 一般廃棄物処理計画の策定及び適用

廃棄物処理法第6条第1項及び第6条の2第1項に基づき、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない、かつ、それに従って当該区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない。

2. で述べたように、市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任の下、市町村自ら処理する一般廃棄物のみならず、市町村以外の者が処理する一般廃棄物も含め、当該市町村で

発生するすべての一般廃棄物の適正な処理を確保しなければならず、その基本となるものが一般廃棄物処理計画である。

近年、各種リサイクル法の制定等により、製造事業者等に一定の役割を果たしてもらういわゆる拡大生産者責任(EPR)を求めたり、また、事業系一般廃棄物について排出事業者責任を強化する等の措置を講じてきたところであるが、一般廃棄物については、引き続き市町村が定める一般廃棄物処理計画に従って市町村の責任の下でその処理を行わなければならないものである。

なお、昨今、各市町村、住民、事業者等の努力により、ごみ排出量は一般に減少傾向を示しているところである。こうした排出量の傾向や環境保全の重要性等も踏まえ、一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっては、長期的な展望をもって対処するとともに、区域内のごみ排出量の見込みに対応した適正規模の処理施設や体制とするよう徹底を図られたい。

(別添略)

環政総発第 2303175 号
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県 環境担当部（局）長

環境省大臣官房総合環境政策統括官
（ 公 印 省 略 ）

環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）

平素より環境行政の推進に関し、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

環境関係法令に基づく計画等の効率的・効果的な策定・実施に向け、下記のとおり通知します。貴管内の市区町村等に対しては、貴職より周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 趣旨

今般、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）が閣議決定され、測定計画（水質汚濁防止法第 16 条第 1 項）等の環境関係法令に基づく計画等について、他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを地方公共団体に令和 4 年度中に通知することなどが決定されました（別紙参照）。

環境法令に基づく計画等（以下単に「計画等」という。）については、地方公共団体の判断により、一体策定又は共同策定することが可能です。別表のとおり、一括して取扱いを明確化しますので、以下に留意の上、計画体系の最適化に向けて活用ください。

2. 一体策定

一体策定とは、政策的に関連の深い複数の計画を同時に策定することをさします。

例えば、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づく地域気候変動適応計画については、一体策定が可能である旨を過去に通知しており、既に、多くの地方公共団体で一体策定が行われています。このように、類似の政策分野等で

関連が深い計画等については、一体策定を進め、効率的かつ政策の統合的な推進を進めることが可能です。

政策的に関連が深いかどうかについては、計画等の趣旨及び地域の実情を踏まえ、地方公共団体において判断ください。ただし、一体策定を行うに当たっては、それぞれの計画等の法令等で定める要件（策定期間、記載事項、手続等）を満たしたものとなるよう、留意願います。

また、一体策定した計画等について、見直し等を行う場合には、策定時と同様に一体的に改定するケースが多くなると見込まれますが、法令等において定められた計画期間のずれ等により、そのいずれかのみを改定するケースも想定されます。一体策定に当たっては、こうした改定時のプロセスも見据え、策定後の計画におけるそれぞれの計画の該当箇所や関係協議先を整理することなどに留意願います。

3. 共同策定

共同策定とは、複数の地方公共団体が、共同して計画等を策定することをさします。

例えば、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく生物多様性地域戦略や瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）に基づく栄養塩類管理計画については、広域的な計画策定も有効であり、共同策定することが可能です。

なお、法令上「単独又は共同して」と明示されていないものについても、共同策定することが可能である場合もあることから、計画等の趣旨及び地域の実情を踏まえ、別表に基づき、地方公共団体において判断ください。

4. 補足等

法令等に基づかない計画等（条例に基づく環境基本計画等）についても、地方公共団体の判断により、別表記載の計画等と併せて、一体策定・共同策定することが可能です。

また、今後新たに計画等が設けられる場合については、地方公共団体の負担軽減の観点を踏まえつつ、当該計画等に関する施行通知等で一体策定や共同策定の可否について取扱いを示すことといたします。なお、具体的な手続の不明点等については、各計画等の担当課まで問い合わせください。

(以上)

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（抜粋）

令和4年12月20日閣議決定

5 義務付け・枠付けの見直し等

【環境省】

（6）水質汚濁防止法（昭45法138）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平19法56）、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律（平26法85）及び食品ロスの削減の推進に関する法律（令元法19）

測定計画（水質汚濁防止法16条1項）、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律11条1項）、地域計画（地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項）及び食品ロス削減推進計画（食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条）については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：消費者庁及び文部科学省）

一体策定又は共同策定が可能な環境法令に基づく計画等について

	計画等の名称	法律名等	条項	策定主体	性質	一体策定	共同策定
総合政策・地球温暖化関係							
	公害防止計画	環境基本法	第 17 条	都道府県	任意	可	可
	地方公共団体実行計画（※１）	地球温暖化対策の推進に関する法律	第 21 条第 1 項	都道府県・市町村	義務（一部努力）	可	可
	地域気候変動適応計画（※１）	気候変動適応法	第 12 条	都道府県・市町村	努力	可	可
	当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	第 11 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
	環境物品等の調達の推進を図るための方針	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	第 10 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
	行動計画（※１）	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	第 8 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
環境保健関係							
	費用負担計画	公害防止事業費事業者負担法	第 6 条第 1 項	都道府県・市町村	義務	可	可
水・大気関係							
	指定ばい煙総量削減計画	大気汚染防止法	第 5 条の 2 第 1 項	都道府県	義務	可	可
	総量削減計画	ダイオキシン類対策特別措置法	第 10 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	ダイオキシン類土壤汚染対策計画	ダイオキシン類対策特別措置法	第 31 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	窒素酸化物総量削減計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 7 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	粒子状物質総量削減計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 9 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	窒素酸化物重点対策計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 16 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	粒子状物質重点対策計画	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	第 18 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	総量削減計画	水質汚濁防止法	第 4 条の 3 第 1 項	都道府県	義務	可	可
	測定計画	水質汚濁防止法	第 16 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	生活排水対策推進計画（※２）	水質汚濁防止法	第 14 条の 9 第 1 項	市町村	義務	可	可
	湖沼水質保全計画	湖沼水質保全特別措置法	第 4 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	湖沼総量削減計画	湖沼水質保全特別措置法	第 23 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	流出水対策推進計画	湖沼水質保全特別措置法	第 26 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	府県計画	瀬戸内海環境保全特別措置法	第 4 条第 1 項	関係府県	義務	可	可
	瀬戸内海指定物質削減指導方針	瀬戸内海環境保全特別措置法	第 12 条の 3 第 3 項 第 3 項	関係府県	任意	可	可
	栄養塩類管理計画	瀬戸内海環境保全特別措置法	第 12 条の 6 第 1 項	関係府県	任意	可	可
	琵琶湖保全再生計画	琵琶湖の保全及び再生に関する法律	第 3 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	水質保全計画	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法	第 5 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	対策計画	農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	第 5 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	地域計画	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	第 14 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
自然関係							
	生物多様性地域戦略	生物多様性基本法	第 13 条第 1 項	都道府県・市町村	努力	可	可
	鳥獣保護管理事業計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 4 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	動物愛護管理推進計画	動物の愛護及び管理に関する法律	第 6 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	防除実施計画書	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	第 18 条第 1 項	地方公共団体	任意 ※ 3	可	可
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則	第 23 条第 2 項				
	（国定公園における）生態系維持回復事業計画	自然公園法	第 38 条第 2 項	都道府県	任意	可	可

	地域連携保全活動計画	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	第 4 条第 1 項	市町村	任意	可	可
	地域計画	地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律	第 4 条第 1 項	都道府県・市町村	任意	可	可
	第一種特定鳥獣保護計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 7 条第 1 項	都道府県	任意	可	可
	第二種特定鳥獣管理計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 7 条の 2 第 1 項	都道府県	任意	可	可
	実施計画	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 14 条の 2 第 1 項	都道府県	任意	可	可
	鳥獣保護区の保護に関する指針	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 28 条第 2 項	都道府県	任意	可	可
	特別保護地区の保護に関する指針	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 29 条第 4 項	都道府県	任意	可	可
	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業計画	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業実施要綱	6(1)	都道府県	任意	可	可
廃棄物関係							
	廃棄物処理計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 5 条の 5 第 1 項	都道府県	義務	可	可
	一般廃棄物処理計画（※ 4）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第 6 条第 1 項	市町村	義務	可	可
	災害廃棄物処理計画	廃棄物処理法基本方針	五の 2	都道府県・市町村	努力	可	可
	災害廃棄物処理実行計画	廃棄物処理法基本方針	五の 2	都道府県・市町村	努力	可	可
	循環型社会形成推進地域計画	循環型社会形成推進交付金交付要綱	第 2	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む）	任意	可	可
	長寿命化総合計画	循環型社会形成推進交付金交付取扱要領	20(3)	市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む）	任意	可	可
	広域化・集約化計画	環循適発第 1903293 号「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」	2, 3	都道府県	努力	可	可
	廃棄物処理事業継続計画	廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン	2.（3）市町村がとるべき措置	市町村	努力	可	可
	合理化事業計画（※ 5）	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第 3 条第 1 項	市町村	任意	可	可
	設置計画	浄化槽法	第 12 条の 5 第 1 項	市町村	義務	可	可
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第 7 条第 1 項	都道府県・政令で定める市	義務	可	可
	施設整備方針	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	第 11 条第 1 項	都道府県・市町村	任意	可	可
	都道府県分別収集促進計画（※ 6）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第 9 条第 1 項	都道府県	義務	可	可
	市町村分別収集計画（※ 7）	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	第 8 条第 1 項	市町村	義務	可	可
	再商品化計画	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	第 33 条第 1 項	市町村	任意	不可	可
	都道府県食品ロス削減推進計画（※ 8）	食品ロスの削減の推進に関する法律	第 12 条第 1 項	都道府県	努力	可	可
	市町村食品ロス削減推進計画（※ 8）	食品ロスの削減の推進に関する法律	第 13 条第 1 項	市町村	努力	可	可

- ※ 1 令和 4 年 3 月 31 日付事務連絡において、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能である旨、通知済み。（<https://www.env.go.jp/content/900449818.pdf>）
- ※ 2 令和 4 年 3 月 29 日付事務連絡において、生活排水対策推進計画については、当該生活排水対策重点地域内の他の生活排水対策推進市町村との連携を図った上で、共同策定することが可能である旨、通知済み。
- ※ 3 地方公共団体が国に特定外来生物の防除の確認を求めることは任意だが、防除の確認を受けようとする場合には、地方公共団体から国に対して計画を含む申請書を提出しなければならない。
- ※ 4 平成 28 年 9 月 15 日付環廃対発第 1609152 号において改訂を周知した「ごみ処理基本計画策定指針」にて、隣接市町村との共同計画が有効な施策となる場合もある旨、通知済み。
- ※ 5 平成 6 年 3 月 29 日付衛環第 120 号において、複数の市町村に係る広域的対応が必要な場合に、都道府県等とも相談を行い、必要に応じ共同策定が可能である旨、通知済み。
- ※ 6 令和 4 年 3 月 31 日付け事務連絡において、他の廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能である旨、その運用に当たっての留意事項を含めて通知済み。
- ※ 7 令和 4 年度中に一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に通知する予定。
- ※ 8 令和 2 年 3 月 31 日付消教推第 115 号において他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能である旨、通知済み。（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/pdf/promote_200331_0002.pdf）

環廃対発第 1410081 号

平成 26 年 10 月 8 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律
の適正な運用の徹底について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）が目的とする生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上では、廃棄物の適正処理が基本であり、一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市町村の役割が極めて重要である。

市町村の処理責任の性格については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 20 年 6 月 19 日付け環廃対発 第 080619001 号、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知。以下「6.19 通知」という。）で周知したとおり、市町村自らが行う場合はもとより、市町村以外の者に委託して行わせる場合でも、引き続き市町村が有するものである。また、許可業者に行わせる場合にあっても、市町村が統括的な責任を有するものであり、一般廃棄物処理計画にこれを位置付け、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。

この市町村以外の者に一般廃棄物処理業の許可を与えて行わせる場合の考え方に関して、平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決（別添資料参照）において、市町村長から一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消訴訟における原告適格を有する

との判示がなされた。

一方、市町村が処理委託した一般廃棄物に関連して、大規模な不適正処理事案が発生しているが、依然として解決を見ないまま長期化している状況にある。

このような状況を踏まえ、改めて下記事項に留意いただき、都道府県知事におかれては貴管内市町村に対し、廃棄物処理法の適正な運用の徹底のため周知徹底及び指導方をお願いしたい。

記

1. 市町村の一般廃棄物処理責任の性格

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物処理法施行令第3条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。このため、仮に不適正な処分が行われた場合には、生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のために必要な措置を講ずることが求められる。

廃棄物処理法第6条の2第2項の規定における「市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分」とは、市町村自ら行う場合と市町村が委託により行う場合の両方を指しており、両者を同様に扱っていることから、市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第4条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。

この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足る額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

また、結果的に、受託者による適正な処理の確保がなされなければ、その責任は市町村が負うものであり、市町村が委託基準を遵守したか否かにかかわらず、市町村は、受託者と連帯して生活環境の保全上の支障の除去や発生の防止のた

めに必要な措置を講ずる必要がある。さらに、それらの措置が十分でない場合には、市町村は自らそれらの措置を講ずる必要がある。

以上のとおり、市町村の処理責任は極めて重いものであることを改めて認識されたい。

2. 最高裁判決の趣旨

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」としており、「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる」との考えに基づき判断されたものである。

したがって、仮に市町村長が一般廃棄物処理計画を踏まえた既存業者への事業の影響等を適切に考慮せずに一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分を行った場合には、既存業者からの訴えにより当該許可処分等は取り消される可能性があるということになる。これは新たな許可処分に限定されるものではないことにも留意する必要がある。

当該判決は、これまで 6.19 通知等により周知してきた廃棄物処理法の目的及び趣意に沿ったものであることから、これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用をなされたい。

(別添)

平成26年 1 月28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ① 「一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある上、一般廃棄物は人口等に応じておおむねその発生量が想定され、その業務量には一定の限界がある。廃棄物処理法が、業務量の見込みに応じた計画的な処理による適正な事業の遂行の確保についての統括的な責任を市町村に負わせているのは、このような事業の遂行に支障を生じさせないためである。」
- ② 「市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。」
- ③ 「市町村長から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がある場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又はその更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるものというべきである。」

- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第 7 条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

環廃対発第 1703212 号
環廃産発第 1703211 号
平成 29 年 3 月 21 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項において「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とする排出事業者責任が規定されており、これまで、委託基準・再委託基準の順次強化、産業廃棄物管理票の全面義務化等により強化されてきたところである。

しかし、平成 28 年 1 月、建設廃棄物について、下請け業者に処理の委託を無責任に繰り返し、最終的に処理能力の低い無許可解体業者によって不法投棄がなされた不適正処理事案が判明するとともに、同月、食品製造業者及び食品販売事業者が廃棄物処分業者に処分委託をした食品廃棄物が、当該処分業者により不適正に転売され、複数の事業者を介し、食品として流通するという事案が判明したところであり、不適正処理事案は後を絶たない。特に、食品廃棄物の不適正転売事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。

食品廃棄物の不適正転売事案を受け、平成 28 年 3 月に取りまとめられた「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について（廃棄物・リサイクル関係）」（平成 28 年 3 月 14 日環境省）において、食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととされた。また、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正な転売防止対策の強化に関して、平成 28 年 9 月、中央環境審議会において「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について（答申）」が取りまと

められた。同答申では、排出事業者責任について、食品関連事業者（食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者及び外食事業者）による食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組の具体的方向性に関連して、「食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識する」ことが必要であり、「排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が地方公共団体の規制権限の及ばない（中略）第三者に任せきりにされることにより、排出事業者としての意識・認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になり、排出事業者の責任が果たされなくなること等が危惧」され、「そもそも廃棄物の処理には、不適正な処理をすることによって利益を得る一方で、重大な環境汚染を引き起こすという構造的特性がある。このため、排出事業者も、その事業活動に伴って生じた廃棄物の処理を委託する場合であっても、再生利用業者との信頼関係を基礎に、廃棄物処理の根幹的業務を自ら実施していく体制を整備する必要がある」等が指摘されている。

また、平成 29 年 2 月の中央環境審議会の「廃棄物処理制度の見直しの方向性（意見具申）」においても、「排出事業者責任の重要性がすべての事業者に適切に認識されることが重要」であり、「排出事業者が、自らの責任で主体的に行うべき適正な処理事業者の選定や処理料金の確認・支払い等の根幹的業務を、規制権限の及ばない第三者に委ねることにより、排出事業者としての意識が希薄化し、適正処理の確保に支障を来すことのないよう、都道府県、市町村、排出事業者等に対して、排出事業者の責任の徹底について改めて周知を図るべき」とされたところである。

については、貴職におかれては、排出事業者責任の徹底に係る下記事項について、貴管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うとともに、貴管下市町村に対し、当該市町村管下の排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うよう周知をお願いしたい。

記

1. 排出事業者責任とその重要性について

廃棄物処理法第 3 条において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないと、また、当該廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならないとする排出事業者責任を定めている。排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではない。

排出事業者は、その廃棄物について自ら処理をするか、自ら行わず他人に委託する場合には、産業廃棄物であれば産業廃棄物処理業者等、一般廃棄物

であれば一般廃棄物処理業者等、廃棄物処理法において他者の廃棄物を適正に処理することができると認められている者に委託しなければならないなど、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要がある。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

2. 規制権限の及ばない第三者について

排出事業者による処理業者への廃棄物処理委託に際し、地方公共団体（一般廃棄物にあつては市町村、産業廃棄物にあつては都道府県又は政令市）の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為（以下「第三者によるあっせん等」という。）を行う事例が見受けられる。

一般廃棄物については、平成 11 年に通知「一般廃棄物の適正な処理の確保について」（平成 11 年 8 月 30 日付け衛環第 72 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）を発出し、第三者によるあっせん等は、一般廃棄物の処理責任が不明確になる等の理由から、市町村の処理責任の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがある旨周知してきたところである。

1. で述べたように、排出事業者は、排出事業者責任を有しており、排出事業者が廃棄物の処理を他人に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する処理業者に委託しなければならないなど、排出事業者の義務を遵守しなければならない。

その場合、排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるのみならず、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがある。

以上のように、廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重いものであり、排出事業者においては、上記の点を十分認識した上で、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められる。

以上の点について、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底及び指導方をお願いしたい。

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する

特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について

平成 6 年 3 月 2 9 日

衛環第 120 号 各都道府県廃棄物

行政主管部（局）長宛厚生省生活衛

生局水道環境部環境整備課長通知

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 3 1 号。以下「合特法」という）の趣旨及び運用については、近年全国各地で下水道の整備が急速に進展していること、及び合特法に基づく合理化事業計画の策定の実態にかんがみ、平成 5 年 4 月 6 日衛環第 1 2 0 号により、合理化事業計画について所要の事項を通知したところであるが、今般、別紙のとおり「合理化事業計画の策定要領」を取りまとめたので、下記の事項について留意の上、貴管下市町村に対する周知指導方よろしく願います。

記

- 1 一般廃棄物処理業等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理業をいう。以下同じ。）の業務の安定の保持とし尿等の適正な処理の確保を図るためには、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響について、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることも必要である。
- 2 一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条の規定に基づき、市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、し尿等の処理量の見込みとその適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにしなければならないこととなっている。
- 3 このため、各市町村は、一般廃棄物処理計画の策定及び実施に当たっては、下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響を踏まえ、一般廃棄物処理業等の業務の安定の保持と廃棄物の適正な処理の確保の観点から必要となる対策について所要の検討を行うよう努められたい。

合理化計画の策定要領

はじめに

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という）の趣旨に基づいて、全国の市町村では、①金銭措置を講じたもの、②代替業務を提供したもの、③従業員の雇用対策が講じたもの、等それぞれ市町村の地域性、歴史性、財政状況等に基づいて多種多様な支援措置が講じられてきた。こうした実態の背景としては、“一般廃棄物処理

業等”と一口に言っても地域によってかなり異なる形態で行われてきたこと、また、下水道の普及状況が全国一律ではないため、いざ実行の段になるとその時々々の社会経済状況を反映する等の側面があるものと考えられる。ともかく、これまで市町村は、それぞれに試行錯誤しながら固有の支援策を選択してきたのが実情である。

この要領は、今後下水道の普及により著しい影響を受ける一般廃棄物処理業者等（し尿（浄化槽汚泥を含む。以下「し尿等」という。）の処理を業として行う者をいう。以下同じ。）に対して支援策を講じようとする市町村が、「合特法」に基づく合理化事業計画を作成することを容易にするために作成したものである。

1 「合特法」の概要

本法律は、一般廃棄物処理業等（し尿等の処理業という。以下同じ。）が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として昭和50年に制定された。近年、下水道の整備は全国的な規模で進展し、これに伴い一般廃棄物処理業者等はその事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため、事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿等の処理の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場による処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模が縮小しつつも、継続して行わなければならない。

このような事情にかんがみ、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与することを目的とするものである。

2 租税特別措置の概要

昭和60年の「合特法」の一部改正により、第3条第2項において資金上の措置に関する事項を合理化事業計画に定めることとされ、平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知により、一般廃棄物処理業者に交付する交付金のうち、廃棄した運搬車、運搬船等の設備及び機械の減価を補てんするために償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額（以下「減価補てん金」という。）並びに転廃業を助成するために所定の計算式によって算定した金額（以下「転廃業助成金」という。）については、租税特別措置法第28条の3及び第67条の4の転廃業助成金等に係る課税の特例の対象となることになった。

3 合理化事業計画の策定に当たっての留意点

各市町村においては、下水道の普及状況が一定の段階になると、著しく影響を受ける一般廃棄物処理業務等（し尿等の処理に係る業務をいう。以下同じ）の縮小又は廃止の対策を進める必要性が生じてくると予測される。これまでの事例を見てみると、「合特法」に基づく合理化事業計画の事例は非常に少ないので、次の諸点に留意され、「合特法」に基づく合

理化事業計画を策定されるよう努められたい。

- (1) 「合理化事業計画」は、下水道に係る事業計画等必要な書類が整い、その市町村における下水道の整備について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいと考えられること。
- (2) 近隣都市及び同規模の他都市の前例や計画の情報収集に努めること。
- (3) 一部事務組合等複数の市町村に関係する広域的対応が必要な場合は、都道府県等とも相談を行い、必要に応じ調整を依頼すること。

4 合理化事業計画の参考例

次のとおり「合理化事業計画」の参考例を作成したので、計画作成時において実務上の参考とされたい。

「〇〇〇市（町村）合理化事業計画」

1 目的

本市（町村）の下水道の普及により一般廃棄物処理業務等は大きな影響を受けると予測されるので、その影響への対処はこれらの業務に携わる業者の経営努力を基本とするが、本市（町村）は、その経営に影響を与えると予測される時期において支援策（援助策）を実施し、将来にわたりし尿等の適正な処理を確保するとともに、一般廃棄物処理業者等の業務の安定を保持することを目的として、本計画を策定する。

2 本市（町村）の状況

市（町村）の人口、面積、特徴等。

3 一般廃棄物処理業務等の沿革及び現在の状況

し尿汲み取り業は、昭和〇〇年から委託制となり（昭和〇〇年から許可制となり）、現在に至っている。平成〇〇年現在の本市（町村）のし尿等の要処理量は〇〇〇klであり、別表１の〇〇業に委託されている（許可されている）。

4 下水道整備等の見通し

本市（町村）の下水道普及率は平成〇〇年度末現在〇〇％である。本市（町村）の下水道整備計画としては、別表２のとおり平成〇〇年度末に〇〇％を目指している。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市（町村）を下水道整備計画に基づく下水道普及率の伸びに伴い、し尿等の要処理量は別表２のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

年度別のし尿等の要処理量は、別表２のとおり推移し、それに伴い本市（町村）は別表３のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 一般廃棄物処理業等の経営の見通し

本市（町村）における一般廃棄物処理業務等は委託制（許可制）であり、下水道整備計画に基づく普及率の向上により別表３のとおり影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容等

(1) 目標

本市(町村)における一般廃棄物処理業務等の有するし尿等の処理に係る車両について、
〇〇台にすることを目標とする。

(2) 対象

別表1の業者を対象とする。

(3) 実施期間

平成〇〇年度から平成〇〇年度までの〇年間とする。

※5年程度を目安として設定し、引き続き計画策定を必要とする場合には、
所要の見直しを行うこと。

(4) 実施方法

本市(町村)は、次の支援策(援助策)を実施する。

※ 次の諸事例を参考に、各自治体の実情に応じて、確実に実施できるものを選択する
よう努められたい。

ア 事業の転換のための援助

一般廃棄物処理業者等が事業の転換を図る場合において、次の①～⑦のような業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用する。

また、業務への転換が円滑に行われるよう、従業員に対する必要な資格等の取得のための研修等の援助策を講じる。

- ①ごみ処理(再生を含む)業務
- ②下水道汚泥運搬処分業務
- ③下水道管路施設の維持管理業務
- ④下水道処理施設の維持管理業務
- ⑤農業集落排水施設の維持管理業務
- ⑥道路清掃管理業務
- ⑦その他市町村が民間事業者に委託することができる業務

イ 転廃交付金等の交付

一般廃棄物処理業務等の歴史性、関係性の中で援助(支援)の必要性、内容等の検討を行い、計画策定段階では平成元年7月25日衛環第103号環境整備課長通知の別紙の計算式等を踏まえ、転廃交付金を交付する措置を講じる。

ウ 職業訓練の実施、就職のあっせん

従業員の雇用対策としては、各市町村の実情に併せ職業訓練の実施、就職のあっせん等の措置を講じる。

エ その他各自治体独自の対策

一般廃棄物処理業者等の経営の近代化及び規模の適正化等の各自治体独自の対策を講じる。

9. 添付書類

- (1) ○○○市（町村）一般廃棄物処理計画
- (2) 一般廃棄物処理業者等との委託契約書等
- (3) 公共下水道の事業計画及び認可書の写し
- (4) 公共下水道の供用開始されている場合には、供用開始を公示したことを明らかにする書面及び図面

し尿等の処理委託（許可）業者名簿

(別表1)

平成○○年○○月○○日現在

業者名	代表者名	住 所	電話番号	保有車両数	備考
合 計					

(別表2)

し尿等の要処理量の見通し

年 度	平成○○年度	平成○○年度		平成○○年度
全 市 町 村 人 口				
下 水 道 普 及 率				
下 水 道 普 及 人 口				
下水道水洗化人口				
処 理 区 域 外 人 口				
区域内未直結人口				
し尿等の要処理人口				
し尿等の要処理量				

(各年度○○月○○日現在、単位：人口千人、し尿等量：千kl)

注) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を適正に把握するため、必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

(別表3)

し尿等の処理体制の水準及び見通し

年 度	平成〇〇年度	平成〇〇年度		平成〇〇年度
年度し尿等の要処理量				
一台当たり年間処理量				
要 処 理 車 両 台 数				
要 減 車 車 両 台 数				
減 車 計 画 台 数				
委 託 総 車 両 台 数				
1 社 当 たり 車 両 台 数				

(単位：し尿等量はkl、車両台数は台)

注1) 委託車両台数を基礎として処理体制の水準を予測した参考例である。

注2) 一般廃棄物処理業者等によるし尿等の処理業務の量を把握するため必要に応じ、し尿等をし尿と浄化槽汚泥とに区分して位置づけること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について

平成二年一〇月八日 衛環第二〇〇号各都道府県一般廃棄物行政・浄化槽行政担当部（局）長宛 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画の策定に伴う留意事項については、平成二年二月一日付け衛環第二二二号当職通知をもって示したところである。今般、各市町村において、地域の実態に即した生活排水対策が行われるよう、生活排水処理基本計画の策定に当たって、勘案すべき諸要因等を示した生活排水処理基本計画策定指針を作成したので、貴管下市町村に対し周知願いたい。

生活排水処理基本計画策定指針

〔平成二年一〇月〕

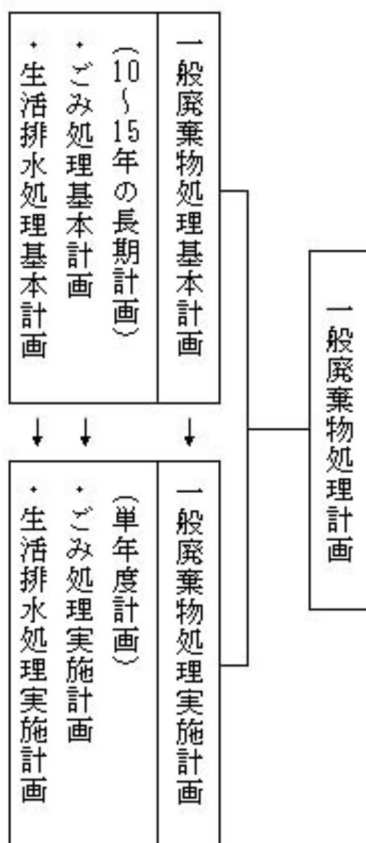
〔生活排水処理基本計画の位置づけについて〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（昭和四五年法律第一三七号）第六条第一項の規定により、市町村は、その区域（市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。）内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされている。

一般廃棄物の処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに一般廃棄物の収集、運搬及び処分について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。以下、同じ。）に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている。

これらの関係を示すと次のとおりとなる。



生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における計画処理区域内の生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

〔生活排水処理基本計画策定指針について〕

生活排水処理基本計画に定めるべき事項については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画策定に伴う留意事項について（平成二年二月一日付け衛環第二二号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）（以下「課長通知」という。）」において示されている。

本指針は、各市町村が課長通知に基づき生活排水処理基本計画を策定するに当たっての参考となるものである。

〔注〕本指針は、課長通知の別紙1「一般廃棄物処理基本計画に定めるべき事項について」に定められた事項に沿って記述しており、各事項の最初に、□枠で課長通知の内容を示し、次に当該事項を具体的に策定するに当たり必要な留意事項等を記述している。

〔生活排水処理基本計画の策定に当たって〕

生活排水処理基本計画の策定に当たっては、当該市町村の特性等について現状を把握し、「1 基本方針」の記述に先立って、「はじめに」として、記述するものとする。

〔参考〕市町村の特性等

- (1) 地理的、地形的特性
- (2) 気候的特性
- (3) 人口
- (4) 産業
- (5) 土地利用状況
- (6) 将来計画（開発計画等）
- (7) 生活排水処理施設の整備概況
- (8) 水環境、水質保全に関する状況等

〔注〕水質保全に関する状況としては、例えば、

- ① 水道水源の流域
- ② 自然公園の地域
- ③ 湖沼水質保全法の指定地域等

水質保全に関する地域の特徴等を記述するとともに、当該地域の水質の現況等を記述すること。

1 基本方針

廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を踏まえて、当該市町村における一般廃棄物処理の基本方針を明らかにすること。

生活排水処理に係る当該市町村の特性等を踏まえ、「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」の観点から、生活排水処理に係る理念、達成目標、及び生活排水処理施設整備の基本方針を記述する。

(1) 生活排水処理に係る理念、目標 当該市町村の特性、特に前述の水質保全に関する状況を踏まえ、身近な生活環境や公共用水域の水質の保全の必要性等について記述するとともに、そのためには生活排水の適切な処理が必要であること等の記述を行う。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針 生活排水処理施設整備の基本方針の記述に当たっては、当該市町村の特性等と各種生活排水処理施設の特徴等を十分に勘案する必要がある。

〔参考〕生活排水処理施設整備の基本方針の記述例

- ① 人口の密集地域においては、集合型処理施設を整備する。
このため、コミュニティ・プラント、大型合併処理浄化槽、公共下水道などの施設の特徴をよく分析し、適切な施設の配置により処理する。
- ② 集落の形態をなしていない分散して立地している家屋については、各戸又は共同で合併処理浄化槽により処理する。
- ③ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換の指導等を検討する。
- ④ 今後行われる宅地開発については、開発の規模に応じて、合併処理浄化槽又はコミュニティ・プラントの整備を行う。

〔注〕小型合併処理浄化槽による面的整備（集落ぐるみ、市町村ぐるみといった形での小型合併処理浄化槽の整備）も有効な手法である。

2 目標年次

本計画の目標年次は原則として計画策定時より一〇～一五年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

計画目標年次は、原則として計画策定時より一〇～一五年後程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね五年ごとに、又は諸条件に大きな変動のあった場合等においては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

3 一般廃棄物の排出の状況

目標年次における廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に規定する区域（以下「計画処理区域」という。）での一般廃棄物の排出量及び質をその種類別に推計すること。特に生活排水については下水道の進捗状況、浄化槽等の普及状況等に十分留意し、推計すること。

（生活排水の排出の状況）

将来の生活排水の排出状況を推計するためには、現状を正しく把握することが必要である。

このため、当該市町村の処理形態別人口の推移（過去五年程度）を記述するものとする。（生活排水処理計画を立案する上で、当該市町村の状況に応じた区域単位を定めることが適切である場合は、各区域ごとに生活排水の排出の現況（直近の状況）を記述する。）

なお、目標年次における状況については、「5 生活排水処理基本計画」において記述するものとする。

表 処理形態別人口（市町村全体）の推移

5 計画処理区域外人口	1 計画処理区域内人口							年度
	4 非水洗化人口	3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2 水洗化・生活雑排水処理人					
			(4) 農業集落排水施設	(3) 下水道	(2) 合併処理浄化槽	(1) コミュニティ・プラント		
								年度
								年度

									年度
									年度

- (注1) 厚生省予算補助等による「生活排水処理施設（生活雑排水を対象とした処理施設をいう。）」人口がある場合は、表に追加すること。
- (注2) 下水道については、下水道による水洗化人口を記入すること。
- (注3) 農業集落排水施設は、浄化槽法にいう（合併処理）浄化槽であるが、本表の合併処理浄化槽の欄には含まないものとする（以下、同じ。）。
- (注4) 漁業集落排水施設がある場合は、農業・漁業集落排水施設として表を作成すること（以下、同じ。）。

4 一般廃棄物の処理主体

目標年次における一般廃棄物の種類別、処理の区分別に基本方針に沿って処理主体を明らかにすること。

5 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画においては、基本方針に沿って目標年次（中間目標年次を設けた場合はこれを含む。）における生活排水の種類別、処理主体別に生活排水処理全体の整合性を図り、内容を定めること。なお、計画を実現するために今後講ずべき施策についても生活排水の種類別に明らかにすること。

（生活排水処理基本計画策定に当たっての検討事項）

生活排水処理基本計画を策定するに当たっては、次に示す各種の要因等について検討を行う必要がある。

〔注〕参考として、生活排水処理施設の特徴等を、次の二表に示す。

表 生活排水処理施設の特徴等

	事業の進め方の特徴	普及している地域、または普及し易いと考えられる地域
合併処理浄化槽	新規に開発される団地、新築建物等に設置する。 また、既存の住宅、建物の汲取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。	・新規に団地等が開発される地域 ・増改築が行われる建物等 ・地域あるいは集落毎にもしくは各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 ・住民参加による生活排水処理の推進が求められている地域
コミュニティ・プラント	新規に開発される団地や住宅地、	・新規に団地等が開発される地域

	農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	・地域あるいは集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
農業集落排水施設	農業振興地域の集落の面整備を行う。	・農業振興地域に集落が発達している地域
流域下水道	河川の両岸、国道等に幹線を敷設し、幹線や終末処理場に近い都市から面整備を進める。	・規模の大きい河川や湖沼の流域に都市が発達している地域 ・公共下水道を建設していない都市が近接している地域
公共下水道	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	・既成都市の中心部 ・都市の宅地等の開発が進められている地域 ・流域下水道の幹線が敷設されている都市
特定環境保全公共下水道、簡易な下水道	自然公園、水源地等農山漁村の集落の面整備を行う。	・河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域

表 主な生活排水関係施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模（計画人口）	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	—	—
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区等	一〇〇〇人程度以下	農業振興地域内の農業集落
	単独処理浄化槽	し尿	個人等	—	—
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水	市町村	一万人以上	主として市街地
	流域下水道	工場排水 雨水等	都道府県	(第一種) 一五万人以上 当分の間は一〇万人以上 (第二種) 三万人以上一五万人未満	二以上の市町村区
コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）		し尿 生活雑排水	市町村	一〇一人～三万人未満	特に制限なし
生活排水処理施設		生活雑排水	市町村	一〇一人以上	特に制限なし
し尿処理施設		し尿	市町村	—	—

	浄化槽汚泥			
--	-------	--	--	--

〔注〕生活排水処理施設とは、厚生省予算補助等による生活雑排水を対象とした処理施設をいう。

（１）既存施設及び既存計画との整合性の検討

既存施設の整備状況や既存計画を勘案し、処理の対象とすべき排水の種類及び施設整備を必要とする地域を定めなければならない。既存計画との整合については、生活排水処理の緊急性、処理技術の進歩、社会情勢の変化等をも検討し、必要に応じて既存計画の見直しを行うことも肝要である。

（２）経済的要因の検討

施設整備の対象となる地域の地理的条件、人口密集度等を勘案し、集合処理とすべきか、個別処理とすべきかを検討しなければならない。個別処理とする場合は、合併処理浄化槽の整備を推進することとなるが、集合処理とする場合は、大規模な合併処理浄化槽の整備も含めて、各処理施設の利害得失を十分に比較して、どの施設を選択するか判断しなければならない。

すなわち、市町村の財政状況を考慮しつつ、各施設の建設や管理に要する費用、国庫補助率、国庫補助の対象範囲、起債充当率、起債償還のための財政負担、交付税措置の状況等を検討し、処理施設を選定しなければならない。

（３）社会的要因の検討

実際に施設の選定を行うに当たっては、社会的要因への配慮が重要であり、特に住民の合意形成の問題が大きな比重を占めるものと思われる。

仮に、個別処理よりも集合処理の方が経済的である地域についても、地域のすべての合意が容易には得られない場合があり、このような地域において住民の水洗化の要望が強く、生活雑排水対策の緊急性が高い場合などは、順次個別に合併処理浄化槽の整備を推進することが効果的である。

住民の合意形勢が比較的容易な場合には、コミュニティ・プラントなどが有用であると考えられる。

〔注１〕社会的要因については、具体的には、次のような側面について、区域ごとに検討する必要がある。

- ① 歴史的な背景からみた水との係わり
- ② 住民参加型地区か公共主導型地区か
- ③ 住民定着型か非定着型か
- ④ 自治会や衛生指導員等の住民参加活動と将来の動向
- ⑤ ごみ問題等他類似の住民参加活動を支える基盤の有無
- ⑥ 人口増加地区か人口減少地区か

〔注２〕生活排水処理施設の整備に当たっては、住民の合意形成が不可欠である。このため、地域住民の意向を把握することが重要である。

- ① 水洗化に対する要望
- ② 水質改善（保全）についての要望・苦情等

- ③ 過去から現在までの水質汚濁の進行状況に対する意識
- ④ 水質改善を望む重点的な地区の有無
- ⑤ 生活排水の処理方式に対する意向
- ⑥ 住民負担についての意向

水洗化要望、水質改善に対する要望等は、区長や自治会長等の意見、関係部局の調査実施結果等を参考とする。

(4) 投資効果発現の迅速性の検討

建設に要する期間等を考慮し、水洗化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がいつの時点で期待できるのかを検討しなければならない。前述のように、合併処理浄化槽は建築物の新築や改築と併せて、あるいは、これらの工事とは別に設置され、建築物の使用開始と同時にその機能が発揮されること、合併処理浄化槽の設置に要する期間は三～五日であることから、投資効果の発現が極めて速い施設である。コミュニティ・プラントも通常一～三年で供用開始となるので、投資効果の発現が比較的速い施設と言える。

〔注〕建設に要する期間等を考慮し、水洗化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がいつの時点で期待できるのか、検討を行う。

(5) 地域環境保全効果の検討

処理施設における処理水質レベルのみならず、個別処理の場合は、処理施設から直接処理水が小水路や小河川に放流されるため、それらの小水域での自然浄化能力を十分に活用できる点にも配慮する必要がある。そのことは、地域の小河川や水路の水量確保にも役立ち、身近なうるおいのある生活環境を呼びもどす効果も期待できる。

(6) 将来見通しの検討

将来、施設の拡張等を必要とするか否かの見通しを立てることも重要である。公共下水道は将来の人口増加等を見込むことが一般的である。これに対し、コミュニティ・プラントや農業集落排水施設は通常、現状に対応した施設整備を行うので、将来の人口増加が見込まれない場合に導入される場合が多い。この点が前述の投資効果発現の迅速性にも関連する原因となっている。合併処理浄化槽は、個別処理も集合処理もいずれの方法も可能であることから、投資効果を早期に発現させることができる上、将来、仮に施設整備の拡大が必要な場合でも比較的容易に対応が可能である。

① 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る。）の処理計画

ア 処理の目標

イ 生活排水を処理する区域及び人口等

- (ア) 合併処理浄化槽で処理を推進する区域及び人口等
- (イ) コミュニティ・プラントで処理する区域及び人口等
- (ウ) 下水道で処理する区域及び人口等
- (エ) その他

ウ 施設及びその整備計画の概

- (ア) 要合併処理浄化槽

- (イ) コミュニティ・プラント
(ウ) その他

① 処理の目標

生活排水の適正処理のより一層の推進を図るためには、各種の生活排水の処理施設の各々の特徴を生かしつつ、適正に組み合わせて効率よく計画的に整備を行うことが必要である。

前述の各種要因等の検討を踏まえ、生活排水の処理の目標等について記述するとともに、必要となる施設整備計画についても記述するものとする。

表 生活排水の処理の目

	現 在	目標年度
生活排水処理率	%	%

表 人口の内訳

	現 在	目標年度
1 行政区域内人口	人	人%
2 計画処理区域内人口	人	人
3 水洗化・生活雑排水処理人口	人	人

(注1)「水洗化・生活雑排水処理人口」とは、し尿及び生活雑排水を併せて適正に処理している人口をいい、具体的には、次表「生活排水の処理形態別内訳」の2 盧から吟までをいう。

(注2) 生活排水処理率は、「水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口」で表すものとする。

厚生省予算補助による「生活排水処理施設」人口がある場合は、その人口を加えること。

(注3) 中間目標年次を設けている場合は、表に追加記入すること。

前期の生活排水の処理の目標に基づき、生活排水の処理形態別内訳について検討を行い、次のような形で処理形態別内訳を示すものとする。

表 生活排水の処理形態別内訳 (単位…人)

5 計画処理区域外人口	1 計画処理区域内人口							現在
	4 非水洗化人口	3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	2 水洗化・生活雑排水処理人					
			（4）農業集落排水施設	（3）下水道	（2）合併処理浄化槽	（1）コミュニティ・プラント		
								目標年度

(注1) 厚生省予算補助等による「生活排水処理施設」人口がある場合は、表に追加すること。

(注2) 「2 水洗化・生活雑排水処理人口」の内訳につき、各施設の整備に係る将来構想等があり、それらの構想に基づく地域に重複がみられる等の理由により、調整に時間を要する等やむを得ない事情がある場合は、当面、記述を省略することができる。

② 生活排水を処理する区域及び人口等

生活排水を処理する区域及び人口等について、現在の状況及び目標年度における状況を示すものとする。

この場合、区域等の表示方法としては、

(ア) コミュニティ・プラントで処理する区域、合併処理浄化槽の設置整備を図る区域等を、図面で表示する方法

(イ) 区域別・処理形態別に、現在及び目標年度における人口を記述する方法 等があり、当該市町村の実情に合った表示方法を採用するものとする。

③ 施設整備計画

施設名	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業者見込み
コミュニティ・プラント			〇〇～〇〇年度	
合併処理浄化槽				
下水道				
農業集落排水施設				
し尿処理施設				

(注) 厚生省予算補助等による生活排水処理施設の計画がある場合は、表に追加すること。

② し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥及び生活雑排水のみを処理する施設から発生する汚泥等をいう。）の処理計画はごみ処理基本計画の①から④に準じること。

し尿・汚泥の処理計画は、ごみ処理基本計画に準じて定める。特に、し尿・汚泥の中間処理計画の策定に当たっては、水洗化の進展に伴い、汲み取りし尿が減少し、相対的に浄化槽汚泥が増加することを十分考慮する必要がある。

浄化槽汚泥は、市町村のし尿処理施設において処理することが基本であるので、し尿処理施設の整備計画にあっては、浄化槽汚泥専用処理方式を含めて浄化槽汚泥の増加に対応できる方式を採用する等の対応を検討する必要がある。

〔参考〕 ごみ処理基本計画で定めるべき事項の概要

- ① 排出抑制・再資源化計画
- ② 収集・運搬計画
- ③ 中間処理計画
- ④ 最終処分計画

③ その他
ア 住民に対する広報・啓発活動
イ 地域に関する諸計画との関係

- ① 住民に対する広報・啓発活動生活雑排水対策の必要性、浄化槽の適正管理の重要性等について地域住民に周知を図る。
- ② 地域に関する諸計画との関係地域開発計画、地域環境保全計画等の諸計画との関係について、整合が図られているかどうか等の確認を行う。

令和4年6月1日

ウェブサイト上で「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが 込み込みの料金」などの広告・表示をして不用品・粗大ごみ回収サー ビスを提供する事業者に関する注意喚起

令和元年9月から、不用品・粗大ごみ回収サービス（以下「不用品等回収サービス」といいます。）を提供する事業者のウェブサイト上に表示された「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。」「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」などの広告を閲覧した消費者が、定額パック料金だけを支払えば不用品等回収サービスの提供を受けられるものと思い、同サービスの提供を受けたところ、「定額パック料金以外に、ウェブサイトに表示されていなかった処分費用等の名目で想定していたよりも高額な料金を請求された。」といった相談が、各地の消費生活センターなどに数多く寄せられています。

消費者庁並びに福岡県及び熊本県が合同で調査を行ったところ、ADW株式会社及び株式会社Triple R（以下「本件事業者」といいます。）による、消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為（虚偽・誇大な広告・表示）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 対象の概要（注）

対象事業者	所在地	対象ウェブサイト
ADW株式会社 (法人番号 8011001121875)	東京都港区六本木六丁目1 番20号六本木電気ビル6階	KADODE (https://kado-de.jp/)
株式会社Triple R (法人番号 8290001063191)	福岡県嘉穂郡桂川町大字寿 命43番地7	不用品買取センター (https://www.bfh.jp/)

（注）上記事業者の代表者はいずれも ^{いしばし}石橋 ^{いっぺい}一平 です。同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 具体的な事例の概要

本件事業者は以下のような行為を行っていました。

- ウェブサイト上に「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。」「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」などと、定額で不用品等回収サービスを行う旨を表示し集客を行います（別紙）。

本件事業者が、それぞれ運営するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」といいます。）において、追加料金のない定額パック料金で不用品等回収サービスを提供しているかのような広告をすることにより、消費者に、不用品等回収サービスを定額で行ってもらえるという印象を持たせます。

- 訪問見積りなどの日取りを決定します。

消費者が、前記(1)の広告を閲覧し、本件ウェブサイトに表示された本件事業者の電

話番号に電話すると、本件事業者から委託を受けたコールセンターにつながり、以下のように対応された消費者は、訪問見積り又は回収日の予約をします。

- ・消費者が部屋の広さや不用品の量などを説明し、想定している定額パックでの回収が可能か問い合わせをするも、「サイト記載の値段で大丈夫だと思いますが、詳細は当日の見積りになります。」などと答え、定額パック料金での回収可否について明言しません。
- ・見積りのキャンセルは可能である旨を説明します。

(3) 不用品・粗大ごみをトラックに積んだ後に、事前に説明のない費用を追加するなどし、高額な回収費用を請求してきます。

実際の不用品・粗大ごみの回収は、本件事業者から委託を受けた別事業者が行い、回収場所や不用品・粗大ごみをトラックに積んだ後などに、次のような対応により、消費者が本件ウェブサイトを開覧して認識していた定額パック料金以上の料金を請求します。

KADODEについては、以下のとおり説明していました。

- ・「定額料金以外に別途処分料が掛かる。」
- ・「不用品の大きさから事業廃棄の対象となり料金が加算される。」
- ・「不用品が重い。」
- ・「クレジット手数料が掛かる。」

不用品買取センターについては、以下のとおり説明していました。

- ・「ウェブサイトに掲載されている金額はトラックに荷物を平積みした場合の金額だ。」
- ・「リサイクル料金が掛かる。」

この他にも、定額パック料金に近い仮の見積金額を提示してから、「料金は不用品を積んだ時の高さによって変わるので、見積価格は積んでみないと分からない。」などと言って作業前には明確な見積金額を示さず、不用品をトラックに積んだ後、「思ったよりも高くなった。想定していた●倍になった。」などと言って定額パック料金を大幅に上回る料金を請求し、キャンセルを申し出た消費者に対して、「トラックに積んでいるのでキャンセルはできない。」と言ってキャンセルに応じない場合や、「割引については今の時期やっていない。」と言ってインターネットの広告に表示している割引を適用しない場合があります。

なお、本件事業者は、不用品・粗大ごみの回収について本件事業者から委託を受けた別事業者による上記の対応を把握していましたが、消費者庁が確認した限り、令和4年5月16日まで本件ウェブサイトの表示の変更をしていませんでした。

3. 合同調査の実施

本件事業者のそれぞれの行為によって消費者の被害が拡大したことを踏まえ、消費者庁は、株式会社Triple Rの本店が所在する福岡県及び住民に被害が及んでいた熊本県と協力して調査を行いました。

4. 合同調査で確認した事実

本件事業者は、本件ウェブサイトにおいて、別紙のとおり、KADODEについては、トラックなどの絵と併せて、

「お得な定額パック 定額パック料金は、全てが込み込みの料金。お見積り後の追加料金など一切ありません。他社では別料金となってしまう搬出作業費・お掃

除作業費・スタッフ追加料金・車両費・出張費・エアコン取り外し費用は一切かからないので安心！お客様にピッタリなプランをご提案させていただきます！込み込みパック料金で安心！オプション以外に別途料金はかかりません！」

「1番人気！ Sパック ちょっとしたお片付け＋大型家電の処分に最適！ 目安：1.5㎡ 軽トラ以上 買い替え等 15,000円」

「Mパック 1人暮らしの1R～1Kのお部屋に最適！ 目安：3㎡ 2t平車以上 1R・1Kタイプ 30,000円」

不用品買取センターについては、トラックなどの絵と併せて、

「追加費用一切なし！ 定額パック料金に全て含まれています。」

「不用品買取パックはこれら全部コミコミ!!」

「大変な分別や梱包も全てお任せ!! 搬出作業 階段料金（2階迄込） スタッフ追加料金 車両費 エアコン取外し（1台迄込） 出張費 梱包作業費 分別作業費」

「Sパック 1人暮らし程度のお片付け！ 目安：1.5㎡ 買替え時 通常価格15,000円（税込）が10,000円（税込）」

「Mパック 1人暮らし 1R～1Kのお部屋に最適 目安：3㎡ 1R／1K 通常価格30,000円（税込）が20,000円（税込）」

といった、追加料金のない定額パック料金で不用品等回収サービスを提供している旨の広告をし、その広告を閲覧した消費者は、本件事業者が提供する不用品等回収サービスを追加料金のない定額パック料金で受けられるものと認識して申し込んでいたが、本件事業者が提供する不用品等回収サービスの実態は上記2(3)のとおりであり、広告・表示の内容と異なるものでした（虚偽・誇大な広告・表示）。

なお、本件事業者は消費者庁の調査に対して、定額パック料金に含まれる費用は、本件ウェブサイトにて定額パック料金に含まれる費用として表示したもののみであり、本件ウェブサイトに表示していない費用はオプションとして追加料金を請求する場合があるとの意味である、と説明しています。

5. 消費者庁から皆様へのアドバイス

○ 定額で済むと思っていても実際は様々な理由で追加料金を請求されることがあります。作業前に見積りを取るなど条件をしっかりと確認しましょう。

事業者が、「料金は不用品を積んでみないと分からない。」などと言って、作業前に見積金額を示さない、見積書を交付しない、作業内容が曖昧であるなど、事業者の不審な点を感じた際は、契約を断るなど毅然とした対応を採りましょう。

○ 高額な請求を受け、支払ってしまった場合には、すぐに最寄りの消費生活センターなどや警察に相談しましょう。

ウェブサイトやチラシによる広告に記載された安価な料金や電話等で問い合わせた際に聞いた料金と、実際に作業員に現場で請求された料金に相当な開きがあったり、契約書面を受領していない場合などには、契約をしてしまった場合でも、クーリング・オフが認められることがあります。**高額請求を受け、実際に料金を支払ってしまった場合でも、消費生活センター等が交渉し、返金が行われた事例もありますので、すぐに、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。**

○ お住いの自治体の不用品・粗大ごみの回収方法について早めに確認しましょう。

一般の家庭から排出される不用品・粗大ごみは、「一般廃棄物」として、お住いの自治体や自治体から委託・許可を受けた事業者が回収をしています。

お住いの自治体によっては、不用品・粗大ごみの回収を申し込んでから回収までに日数を要する場合があるので、引っ越し等で不用品・粗大ごみを処分する予定がある場合は、早めにお住いの自治体に問い合わせるなどしましょう。

使い終わった家電４品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法に従い適切に処分する必要があります。また、処分の際にはリサイクル料金等が必要です。家電小売店へ引き渡すか、市区町村の案内する方法で適切にリサイクルしてください。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターなどをご案内します。）

電話番号 **188（いやや!）**

- ◆ 警察相談専用電話 電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

【参考：本件に関連する注意喚起の情報】

発信者	件名	URL
消費者庁	「鍵のレンジャー」、「鍵のレスキュー」、「鍵の出張２４時間センター」、「鍵の１１０番２４時間」、「鍵のラッキーセブン」、「カギの２４時間救急車」、「カギの１１０番」、「鍵の１１０番救急車」と称して行われる鍵の開錠・修理等に関する役務の取引に関する注意喚起（令和４年２月２５日）	https://www.caa.go.jp/notice/assets/cons_umer_policy_cms103_220225_01.pdf
独立行政法人国民生活センター	見守り新鮮情報 第４１８号「ネット広告で見た不用品回収 １０倍以上の料金に」（令和４年３月８日）	https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mai_lmag/mj-shinsen418.html

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 ０３－３５０７－９１８７

FAX ０３－３５０７－７５５７

KADODE (<https://kado-de.jp/>) のウェブサイト(抜粋)
※令和4年5月16日時点

【トップページ】

不用品・粗大ゴミ回収なら24時間365日受付のKADODE!

 24時間365日受付中! 0120-966-926

出張費0円 お見積り0円 24時間作業 365日作業

大手運送会社の料金システムを導入!

明朗会計 即日対応 高価買取

年間
40,000件の実績!
最短
1時間でお伺いします!

まずは、お問い合わせください!

 **0120-966-926**
24時間365日受付中

【キャンペーン】

価格追求! WEB限定で更に**オトク**な価格を実現!

 **WEB割**
キャンペーン!

WEBを見てお問い合わせくださった方限定で、特別価格をご案内!
今なら「SSパック」「Sパック」「Mパック」をご利用の方が最大**1万円オトク**に!

【定額パック】

不用品・粗大ゴミ回収なら24時間365日受付のKADODE!

 24時間365日受付中! 0120-966-926

PRICE お得な定額パック

定額パック料金は、全てが込み込みの料金。お見積り後の追加料金など一切ありません。他社では別料金となってしまう搬出作業費・お掃除作業費・スタッフ追加料金・車両費・出張費・エアコン取り外し費用は一切かからないので安心! お客様にピッタリなプランをご提案させていただきます! 込み込みパック料金で安心! オプション以外に別途料金はかかりません!

SS パック ちょっとしたお片付けに最適!  目安: 1㎡ カゴ車 少々のお荷物 ※リサイクル4品目、PCは除く 10,000 円	S パック ちょっとしたお片付け +大型家電の処分に最適!  目安: 1.5㎡ 軽トラ以上 買い替え等 15,000 円
--	--

M パック 1人暮らしの1R~1Kのお部屋に最適!  目安: 3㎡ 2t平車以上 1R・1Kタイプ 30,000 円	L パック ご家族のお引越し 1DK~1LDKのお部屋に最適!  目安: 5㎡ 2t箱車(半) 1DK・1LDKタイプ 50,000 円
LL パック ご家族のお引越し 2K~2DKのお部屋に最適!  目安: 10㎡ 2t箱車以上 2K・2DKタイプ 100,000 円	3L 以上 遺品整理・一軒家・ ゴミ屋敷など 最適な方法をご案内!  目安: 30㎡ 汚部屋・遺品整理 お見積り・要相談

不用品買取センター(<https://www.bfh.jp/>)のウェブサイト(抜粋)
※令和4年5月16日時点

【トップページ】

**不用品・粗大ゴミ回収は
創業18年のプロにお任せ**

基本料金 **0円** × 安心の **定額パック** × 有料で! **買取**

※不用品回収会社 創業18年
※不用品回収会社 創業18年

No.1 BEST RANKING
※不用品回収会社 創業18年

定期的に市場価格を調査し
最安値を継続中!
※2022年5月16日現在

廃棄物 0円 見積もり 1日約 300件 営業 100名以上

まずはお気軽にお問い合わせください!

LINE メール 24時間365日 無料見積受付中!
0120-555-553

【キャンペーン】

ホームページを見てお問い合わせくださった方に、特別価格をご案内!

今なら全パックが
最大1万円オトクに!

SSパック **本日限定**
通常価格 10,000円(税込)が
5,000円(税込)

Sパック **本日限定**
通常価格 15,000円(税込)が
10,000円(税込)

Mパック **本日限定**
通常価格 30,000円(税込)が
20,000円(税込)

まずはお気軽にお問い合わせください!

【定額パック】

追加費用一切なし!

定額パック料金に全て含まれています。

不用品買取パックは
これら全部コミコミ!!

大変な分別や梱包も **全てお任せ!!**

搬出作業 階段料金(2階迄込) スタッフ追加料金
車両費 エアコン取外し(1台迄込) 出張費
梱包作業費 分別作業費

SSパック ちょっとしたお片付けにピッタリ!
目安:1㎡ 少量のお荷物
通常価格 10,000円(税込)が
5,000円(税込)

Sパック 1人暮らし程度のお片付け!
目安:1.5㎡ 買替え時
通常価格 15,000円(税込)が
10,000円(税込)

Mパック 1人暮らし 1R~1Kのお部屋に最適
目安:3㎡ 1R/1K
通常価格 30,000円(税込)が
20,000円(税込)

Lパック ご家族のお引越し等 1DK~1LDK!
目安:7㎡ 1DK/1LDK
通常価格 70,000円(税込)が
50,000円(税込)

LLパック ご家族のお引越し等 2K~2DK!
目安:15㎡ 2K/2DK
通常価格 150,000円(税込)が
100,000円(税込)

3Lパック 遺品整理・一軒家・ゴミ屋敷等
目安:30㎡ 汚部屋/遺品整理
お見積り・要相談

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 23 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

「規制改革推進に関する答申～デジタル社会に向けた規制改革の「実現」～」(令和 3 年 6 月 1 日規制改革推進会議)において令和 3 年度中に講ずることとされた措置について
(事務連絡)

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 1 日の第 3 回規制改革推進会議においては、民泊サービスの推進に向けた取組の一環として、住宅宿泊事業に伴い発生するごみ(以下「住宅宿泊事業廃棄物」という。)について、各地方公共団体における処理の実態等を調査し、優良事例等を全ての地方公共団体に周知することを求める提案(別添)がなされました。

住宅宿泊事業廃棄物の処理については、これまでも、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、「規制改革推進に関する第 4 次答申(平成 30 年 11 月 19 日規制改革推進会議)において平成 30 年度中に講ずることとされた措置について」(平成 31 年 2 月 28 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡。以下「平成 31 年事務連絡」という。)において、住宅宿泊事業廃棄物に関する対応事例を取りまとめ、住宅宿泊事業主管部局と連携した適切な対応等についてお願いしてきたところです。

「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について(通知)」(平成 29 年 3 月 21 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知)等においても排出事業者責任の重要性について周知しているとおり、事業活動に伴って生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき、当該事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととされています。こうした法に基づく責任の下、住宅宿泊事業者が住宅宿泊事業廃棄物を処理するに当たっては、廃棄物収集運搬業者に委託をする場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の住宅宿泊事業廃棄物については、必要な費用を負担することを前提に、いわゆる家庭ごみと同様に行う地方公共団体の収集を活用する場合等が考えられるところ、住宅宿泊事業廃棄物が少量であることを理由に、住宅宿泊事業者が廃棄物収集運搬業者と処理委託契約を締結できない事例があるとの報告がなされております。

このため、各地方公共団体における住宅宿泊事業廃棄物の取扱いの実態を把握するための調査を実施し、対応事例等について別紙のとおり取りまとめましたので、ご参照いただき、法に基づいた適正かつ円滑な住宅宿泊事業廃棄物の処理を確保し、もって住宅宿泊事業の適正な運営が確保されるよう、貴管内市区町村に周知をお願いいたします。

特に、別紙においては、少量排出事業者に係る登録制度を設け、当該登録事業者が専用の有料袋により住宅宿泊事業廃棄物を排出することのほか、少量に限り有料ステッカー等を貼付して排出することにより、これを市区町村が収集するといった取組も見られます。このほか、一度に排出する廃棄物が少量であること、廃棄物の性状が家庭ごみと同様であること、家庭ごみのごみ集積所を利用すること、家庭ごみと同様の収集日に排出すること等の一定の要件を満たす場合には、市区町村による収集を実施している事例も見られます。

加えて、平成 31 年事務連絡においても周知しているとおり、電話、メール、対面で住宅宿泊事業者からの廃棄物処理に係る相談対応を行うほか、当該事業者に対して廃棄物処理業者のリストを提示するなど、住宅宿泊事業廃棄物が適正に処理されるための取組が多く見られる一方、住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていないとの実態も多く確認できます。

以上から、住宅宿泊事業廃棄物について、通常の家から排出される廃棄物の量と同程度の場合等には、各種の要件を考慮した上で、有料ステッカー等を貼付すること等により、市区町村が家庭ごみと同様に収集することや、住宅宿泊事業主管部局と緊密に連携し、各種広報媒体や啓発活動等を通じて住宅宿泊事業者が適正な処理手法にアクセスしやすい体制を構築することが重要であると考えられることから、市区町村の実情に即して、法に基づいた弾力的な運用がなされるよう、貴管内市区町村に併せて周知をお願いいたします。

1. はじめに

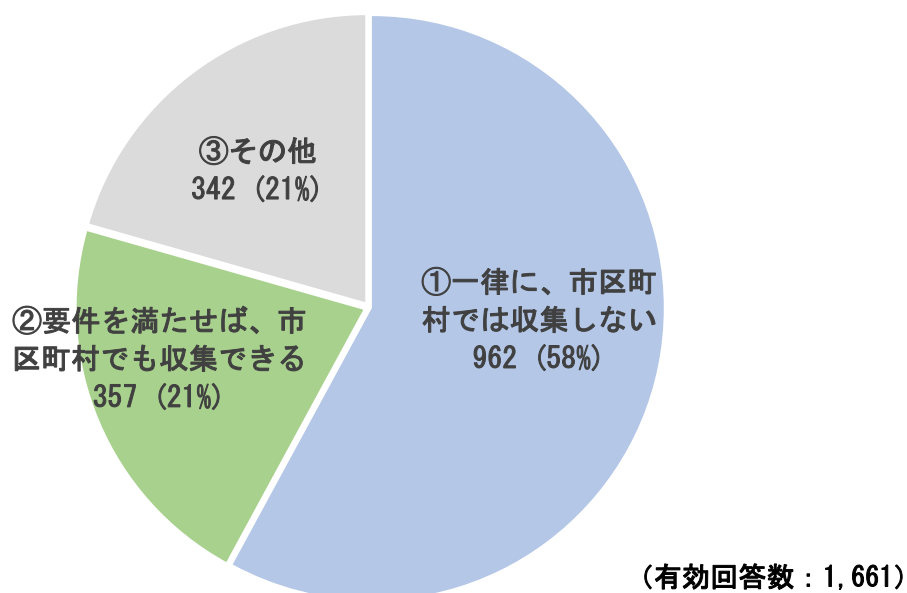
本データは、住宅宿泊事業廃棄物の取扱い状況等について、都道府県の協力の下、全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、令和3年度時点における調査結果を取りまとめたものである。調査対象の全国1,741市区町村のうち、1,683市区町村から回答を得たが、各設問により有効回答数は異なることから、各図の中に有効回答数を記載している。

2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況

住宅宿泊事業廃棄物については、市区町村（直営又は委託）での収集が対応可能であるかどうか、市区町村によって取扱いが異なるため、どのように処理を求めているか調査した（図1）。

なお、選択肢①（一律に、市区町村では収集しない）と回答のあった962市区町村のうち、925市区町村（約98.8%）は、「特に要望・需要がないため、条件付きでの収集について、対応の予定はない」との回答であった。

（図1）



（選択肢について（※択一回答））

- ①：住宅宿泊事業廃棄物は、一律に、市区町村（直営又は委託）では収集しない。（廃棄物収集運搬許可業者への委託又は自ら運搬による処理施設への持ち込みを求めている。）
- ②：住宅宿泊事業廃棄物は、一定の要件を満たす場合、市区町村（直営又は委託）でも収集している。（排出量が少ない場合等、一定の要件を満たす場合には家庭系ごみとあわせて収集可としている。）
- ③：その他

(②を選択した場合、その具体的な内容)

次項「3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容」を参照。

(③を選択した場合、その詳細)

類型	具体例（一部抜粋）
家庭ごみと同様に収集	通常の家庭生活で排出されるごみ量と大差がないことから、特に要件を設けず市で収集している。 利用者が過ごすうえで出たものについては、指定の有料袋により指定の収集所に出されれば一般の家庭ごみと同様の扱いをすることになる。
事業系ごみとして収集	仮に、民泊施設が新たに出来た場合は、事業系ごみ専用のごみ置き場の設置を義務付け、民泊事業者専用の指定ごみ袋の使用を義務付けるとともに、収集に関しては、申込制の直営収集としている。
少量排出事業者に係る登録制度	少量排出事業者に係る登録制度があり、条件を満たす市内の事業者は専用の有料袋により事業系一般廃棄物に限って排出することができる（それを市で収集する）。
少量に限り収集	住居一体型で戸別収集していて、少量に限り有料シールで対応。 規定量以内の排出であれば戸別収集で回収可。それ以上のごみは個別に業者と契約してもらう。 一般廃棄物であり、ごみ集積所を管理する管理者からその利用が認められており、かつ、1週間あたり70kgを超えない量であること。

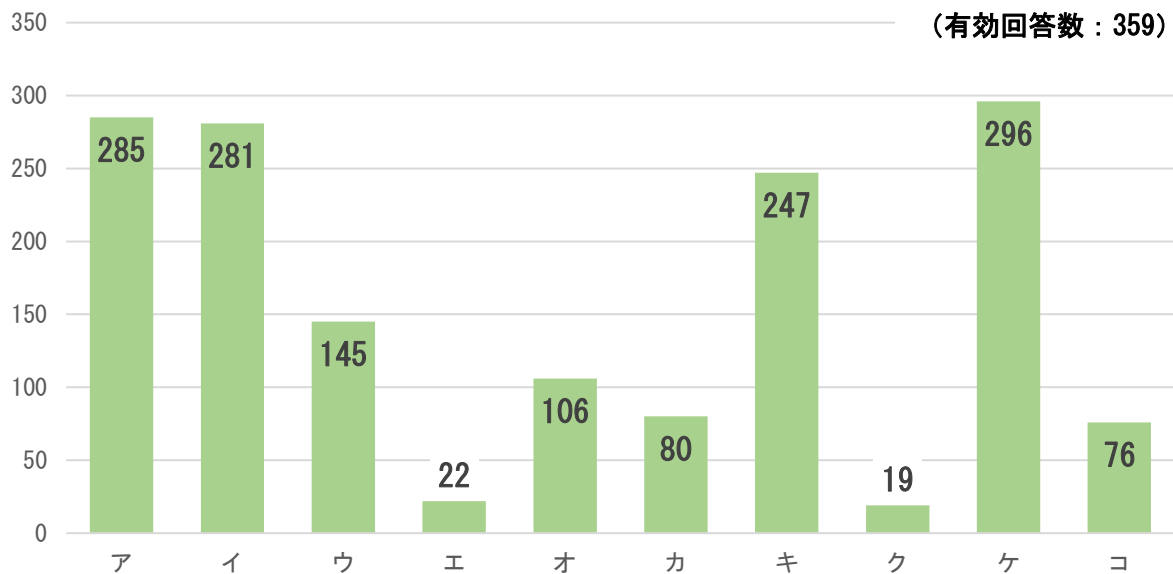
3. 市区町村（直営又は委託）で収集するための、「一定の要件」の内容

前項「2. 住宅宿泊事業廃棄物について、市区町村による収集の状況」の調査において、選択肢②（要件を満たせば、市区町村でも収集できる）と回答のあった市区町村において、具体的にどのような要件を求めているか調査した（図2）。

なお、選択肢エ（排出場所が、特定の業種・業態であること）として、住宅宿泊事業を含むと回答のあった22市区町村のうち、類似の業種・業態である貸室業（貸家業・貸間業）を含むと回答があったのは16市区町村だった。

また、選択肢カ（家庭ごみより割増の手数料を負担すること）と回答のあった80市区町村のうち、32市区町村はステッカー等を別途購入、10市区町村は現金払い対応と回答があり、その他にも「月額制で徴収」「事業ごみ用指定収集袋を購入」「納付書払いで徴収」「口座振替等で徴収」などの回答があった。

(図 2)



(選択肢について (※複数回答可))

- ア：一度に出す量が、少量であること
 イ：廃棄物の性状が、家庭ごみと同様であること
 ウ：排出工程が、日常生活由来であること
 エ：排出場所が、特定の業種・業態であること
 オ：家庭ごみと同等の手数料を負担すること
 カ：家庭ごみより割増の手数料を負担すること
 キ：家庭ごみのごみ集積所を利用すること
 ク：家庭ごみのごみ集積所を利用しないこと
 ケ：家庭ごみと同様の収集日に出すこと
 コ：その他

(コを選択した場合、その詳細)

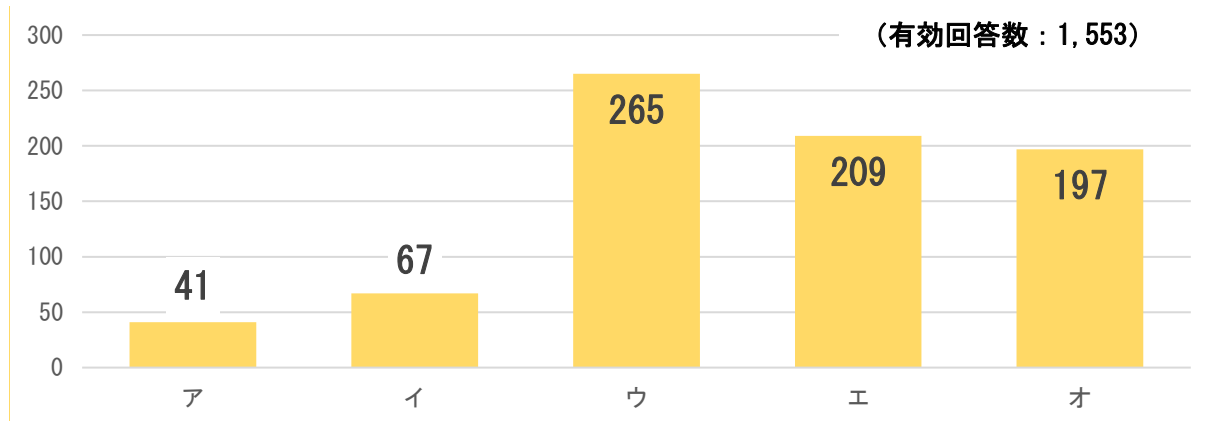
類型	具体例 (一部抜粋)
事前の届出・申込	事前に届け出が必要となり、業や排出理由等が認められた場合に限る ・可燃ごみを定期的に排出すること。(産業廃棄物に該当する不燃ごみだけを排出する場合は、回収の対象外) ・1回の排出量が40リットル相当以内であること。 ・段ボール等のステーション回収しているものは、近隣住民の承諾を得ること。 次に掲げる要件に該当し、市が認めた場合、家庭ごみと同様に、ごみ集積所に排出することができる。 ・事業のための事務所、事業所、工場、店舗等を有しない ・従業員(事業主を含む)の総数が2人以下であること ・事業系一般廃棄物の排出量が日量平均1キログラム未満であること ・事業系ごみ処理券を貼付し区の収集を利用し、集積所に排出する場合は必ず近隣住民(集合住宅の場合は管理会社)に説明をして承諾を得ること ・収集日当日までの保管方法を明確に記入すること
事業場の規模、排出時間帯、近隣住民への説明、継続的な排出量の水準等を含めた、複数の要件を満たすこと	1. 延床面積の1/2以上が居住の用に供されている事務所、店舗 2. 事務所、店舗部分の床面積が50平方メートル以下 3. 1日当たりの事業系一般廃棄物(事業所ごみ)の排出量が概ね5キロ以下 ①午前9時までにゴミ出しができること。 ②排出量が1日平均10kg以下であること。 ③敷地内にゴミ置き場が設置できること。 一度に出せるゴミの量は45Lの袋で5袋まで、重さは50kg未満としている。また家庭ごみと同様、朝8時までに集積所に排出することとしている。

4. 住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容

住宅宿泊事業廃棄物の相談先等の周知における取組内容を調査した（図3）。

より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図るため、平成31年事務連絡により周知した取組（選択肢アからエまでのいずれか1つ以上）を行っているという回答があった市区町村数は377であった。その他の手法により、相談先等を周知している（選択肢オ）との回答と合わせて、いずれかの方法により周知しているという回答があった市区町村数は495であった。

（図3）



（選択肢について（※複数回答可））

- ア：廃棄物部局が作成した住宅宿泊事業廃棄物の処理に関するリーフレット等を、住宅宿泊事業主管部局と連携して配布している。
- イ：住宅宿泊事業主管部局が作成する住宅宿泊事業者向け資料・ウェブサイト、に、廃棄物の適正処理に関する相談先（廃棄物部局の連絡先等）を記載している。
- ウ：廃棄物部局において、電話、メール、対面での相談対応を行うなど、住宅宿泊事業者が廃棄物の適正処理に関して相談しやすい環境を整備している。
- エ：廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、廃棄物処理業者のリストを住宅宿泊事業者に提示するなどの対応をしている。
- オ：その他の手法により、住宅宿泊事業に伴う廃棄物の適正処理に関する相談先等を周知している（事業系ごみ等として、幅広く周知している場合を含む）。

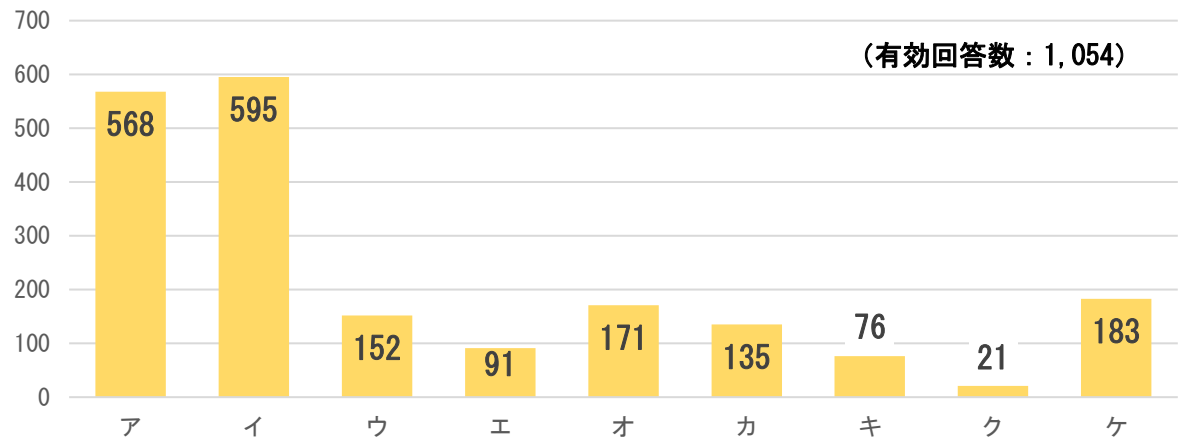
（オを選択した場合、その詳細）

類型	具体例（一部抜粋）
ホームページへの掲載	市の公式ホームページに「事業系ごみ処理ガイド」を掲載し、適正排出を周知・啓発している。
マニュアル・チラシ等の配布	事業系廃棄物の処理方法や問い合わせ先について、商工会を通じて事業者向け広報紙に折り込んで事業者へ周知している。
廃棄物減量等推進員等による指導	事業系ごみの分け方・出し方について啓発・指導を行う「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問。
市区町村による直接指導等	廃棄物部局が住宅宿泊事業者に対して廃棄物の適正処理を求める場合、直接訪問し、当市が実施する少量排出事業者制度について、説明を行うまたはチラシ等の投函を行っている。
市区町村への事前協議	住宅宿泊事業届出の際に、廃棄物部局へ事前相談するよう指導している。
コールセンターの設置	民泊における廃棄物適正処理に関する相談は、都道府県が民泊コールセンターを設置する等、対応している。
講習会における周知	業者収集マンション管理者向け講習会実施時には、民泊の運営及び廃棄物の処理方法について周知している。
民泊事業実施計画書の提出義務付け	市の条例において、住宅宿泊事業施設に係る開発事業を行おうとするとき、市に実施計画書を提出しなければならない。その際、事業者に対して廃棄物の適正処理に関して周知している。

5. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮する事案等

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、対応に苦慮している事案等を調査した（図4）。なお、令和元年度に市区町村への調査を実施し、主な苦慮事案等について把握していたことから、選択肢アからクまでにこれを示した。

（図4）



（選択肢について（※複数回答可））

- ア：家庭ごみへの混入 家庭ごみへの混入を認めていないが、通常のごみと混ざられると住宅宿泊事業廃棄物か判別が難しい。
- イ：届出事業者の把握 住宅宿泊事業主管部局と連携できておらず、住宅宿泊事業届出者の把握・関与ができていない。
- ウ：無届業者の存在 住宅宿泊事業法に基づく届出を行っていない無届業者の存在により、住宅宿泊事業者の把握ができていない。
- エ：苦情への対応 ごみの出し方などの面で、近隣住民とのトラブル・苦情が発生している。
- オ：事業者の認識不足 住宅宿泊事業者の中には事業者としての自覚・認識がなく、責任感がない者がいる。
- カ：分別ルールの不徹底 観光客等区域外からの宿泊者に対し、分別ルール徹底が図れない。
- キ：責任者不在 管理者が常駐していないことにより、現地での対応に苦慮する。
- ク：業者に断られる 収集量が不安定である等の理由で、収集を断る許可業者が多い。
- ケ：その他

（ケを選択した場合、その詳細）

具体例（一部抜粋）
現状、利用客が少ない上に管理者等で管理されているため問題になっていないが今後利用客が増えた場合に管理者で管理できるかが問題である。
農業地域等の住宅宿泊事業者の規模は零細であることが多く、事業系一般廃棄物で処理した場合、経済的負担が大きい。また排出される廃棄物の量も少なく、食物残渣等は自家処理できる範囲となるため、大規模でなく家族経営の場合は、特別な措置の必要性があり、柔軟な対応が求められている。
住宅宿泊事業者の届出が今まで無く、ルール等を定めるにあたっての情報が不足している。
実績がない住宅宿泊事業者がまだまだ存在し、家庭ごみへの混入を防ぐ対応に苦慮している。
住宅宿泊事業廃棄物についての相談がないため、実態を把握できていない。
山間部の民泊施設など、1～2件の宿泊でごみが少量の場合においても、住宅宿泊事業廃棄物として業者への委託や自社運搬での処理に理解を得ること。

6. 住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法

市区町村の一般廃棄物行政所管部局において、住宅宿泊事業廃棄物の適正な処理に関し、有効だった手法を調査した。自由記述による回答により得られたものであるため、参考となる事例について、以下のとおり、類型を示すとともに、回答の具体例を一部抜粋した。

類型	具体例（一部抜粋）
直接指導	事業者に対しては事業系廃棄物として収集業者を紹介し、個人の部屋等から排出される個人消費の廃棄物は排出者自らが家庭ごみとして排出するように指導を行い、事業活動に伴って排出される廃棄物と個人消費による廃棄物を分別するよう指導している。
施設搬入時のチェック	直接搬入を推奨し、適正に排出しているかチェックしている。
説明会等の実施	制度導入時に説明会を開催し、理解を図ったほか、毎年啓発文書を送付している。
他部局との連携	町観光担当課からの情報と町収集許可業者からの情報を元に調査して指導する。
事業系ごみ全般の対応	住宅宿泊事業廃棄物に限定はしないが、事業系ごみ全般の適正分別および処理について、下記の取り組みを実施しており、家庭ごみ集積所への事業系ごみ投棄が減少し、一般廃棄物収集運搬許可業者にごみ収集を依頼する事業所が増加したと推察している。 ・事業系ごみの適正処理を案内するリーフレットを事業者へ配布。 ・家庭ごみ集積所にごみを排出した事業者を特定し、適正処理を直接指導。 ・一般廃棄物処理施設に搬入されるごみの展開検査を実施し、不適正な処理を行っている事業者を指導。
ポスター等資料の活用	住民向けのごみ分別収集ポスターにて、処理困難物や通常収集しないごみ処理について、許可業者に直接連絡を取るよう、名称と電話番号を明記している。住宅宿泊事業者から廃棄物の問い合わせがあった際は、ポスターを参考に処理事業者案内をしており、スムーズな対応が可能で有効な手法でもある。
他部局等との連携	住宅宿泊事業主管部局が管理している住宅宿泊事業者一覧をもとに、住宅宿泊事業者に対し事業系ごみのガイドライン等の通知送付ができ、適正処理の周知に繋がった。
訪問・啓発	「廃棄物発生抑制等啓発指導員」による訪問・啓発。
宿泊者によるごみ持ち帰りの推進	管理者に対し、「宿泊者にはごみはできるだけ持ち帰ってもらうように」と伝えることを指導している。
条例による書面提出の義務付け	住宅宿泊事業に関する市条例に基づき事業者から廃棄物の処理方法の分かる書類を提出させ、不備があった場合は事業者へ指導を行う。
関係者との情報共有	委託業者、近隣住民との情報共有を行う。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による規制の見直し（答申一部抜粋）

【令和3年度検討・結論・措置】

<基本的考え方>

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは「事業系ごみ」に該当するため、契約を結んだ廃棄物収集運搬業者に処理を委託する場合、自ら処理施設に直接搬入する場合、又は少量の事業系ごみについては、必要な費用を負担することを前提に、「家庭ごみ」と同様に地方公共団体の収集に出す場合が見られる。

住宅宿泊事業の用に供する施設から出る事業系ごみについて、通常の家から出るごみの量と同程度の場合には、有料ステッカー等を貼付することによって家庭ごみと同様の収集を認めるなど、弾力的な運用が課題解決の一助になると考えられる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

環境省は、住宅宿泊事業に伴い発生するごみについて、各地方公共団体における処理の実態等を調査する。また、有料ステッカー等を貼付するなどの手法で、家庭ごみと一緒に事業系ごみを地方公共団体の収集に出すことを認める運用を行っている優良事例等を全ての地方公共団体に周知する。

事 務 連 絡
令和5年1月19日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃エアゾール製品等の排出時等の事故防止のための周知徹底について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、本年1月16日、東京都港区において、エアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生した。

エアゾール製品に関しては、平成30年12月にも、札幌市において爆発火災事故が発生し、多大な被害が生じるなど、不適切な取扱いが火災の原因となっているところである。

このため、エアゾール製品及びカセットボンベ（以下「エアゾール製品等」という。）の取扱いについては、「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について（平成27年6月25日付事務連絡）」「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（平成30年12月27日付通知）」「廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について（平成30年12月27日付通知）」「廃エアゾール製品等の処理に関する調査結果について（令和元年7月4日付事務連絡）」等により、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法の住民への周知、住民が穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品等を排出させ処理する体制の整備、並びに廃棄物処理事業における爆発防止事故対策の徹底を依頼してきたところである。

今般の爆発火災事故を受け、改めて関係者への周知を徹底するとともに、貴管内にて周知・助言されたい。

事 務 連 絡
令和元年 8 月 1 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウムイオン電池の適正処理について

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品が、廃棄物の収集・運搬、又は処分の過程において、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみの中にまぎれ込み、火災の原因となっているため、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品を収集・運搬、処分する際に発生する火災事故を防止するための対策をとるよう、貴管内市町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 市町村における処理体制の適正化

リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性が高く、不燃ごみや粗大ごみ中に残されたリチウムイオン電池、あるいは、プラスチック製容器包装を選別・こん包したもの（分別基準適合物としてのベール）の中に混入したリチウムイオン電池が出火原因となった事例が多数報告されているところ、不適切な残留や混入を防ぐ収集運搬及び処分体制を検討すること。なお、一般社団法人 JBRC では、リチウムイオン電池の金属端子部分をテープで絶縁し金属製の缶で回収するなどの安全対策をとっているため参考にされたい。

2. リチウムイオン電池排出者への排出方法の周知

リチウムイオン電池が、携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレスタイプの掃除機など多くの小型家庭用電気機器に使用されていること、リチウムイオン電池が使用されていても、リサイクルマークが表示されていない製品が存在すること及び1. を踏まえて、リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の排出方法について、具体的に住民に対して周知を行うこと。

3. 一般社団法人 JBRC が行う回収・リサイクル活動の活用検討

一般社団法人 JBRC は、所属会員企業の製造・販売した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収・リサイクルを行っている。同法人は、一般廃棄物となった小型充電式電池について、廃棄物処理法第9条の9に基づく広域的処理の認定を取得しており、市町村が収集した小型充電式電池（リチウムイオン電池を含む）の回収も行っているので活用について検討すること。

参考

一般社団法人 JBRC ホームページ：<https://www.jbrc.com/>

事業者の方へ / リサイクル方法（事業者）

https://www.jbrc.com/project/recycling_method/

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会：<https://www.jcpra.or.jp/>

市町村のみなさまへ/ リチウムイオン電池等の発火物が原因になる発煙・発火
トラブル：

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

消費者のみなさまへ/ 【お願い】 リチウムイオン電池を含む電子機器を混ぜないで！：

<https://www.jcpra.or.jp/consumer/danger/tabid/758/index.php>

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 7 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策について（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品が廃棄物となった際、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただきたく、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施しています。各都道府県及び各市町村の協力を得て、令和 2 年度対策検討業務の結果を公表しましたので、その他の取組とともに下記のとおり貴管内市町村等に周知いただき、個別の対策検討及び実施にご活用いただきますようお願い申し上げます。

対策等に当たっては、各市町村において現在実施されている対策事例を参照いただくとともに、「リチウムイオン電池の適正処理について」（令和元年 8 月 1 日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課事務連絡）も再度御確認いただき、事故の未然防止に早急に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

1. 令和 2 年度対策検討業務結果等について

令和 2 年度対策検討業務結果では、リチウム蓄電池等に係る製品実態調査、排出状況調査、事故実態調査、市町村・関係団体・有識者等へのヒアリング結果及びそれらに基づく対策検討結果等についてまとめている。

また、廃棄物処理施設における発火事故等の未然防止策をより効果的に推進するため、令和 3 年度も引き続き、対策検討業務に取り組む。本対策検討業務においては、市町村を対象にしたモデル事業の実施（改めて周知予定）や検討会の開催等を通じ、より効果的な対策集等を整備し、公表する予定である。

参考：環境省ホームページ（令和 2 年度対策検討業務結果）

<https://www.env.go.jp/recycle/210407libhoukoku.pdf>

2. リチウム蓄電池等対策の広報資料について

廃棄物処理におけるリチウム蓄電池等対策の広報資料として、動画、ポスター、チラシ等を作成している。住民、排出事業者等におけるリチウム蓄電池等の適切な排出を促進するとともに、廃棄物処理施設における発火事故等を未然に防止するため、各地方公共団体において活用されたい。

参考：環境省ホームページ（リチウムイオン電池関係）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

3. （改訂）一般廃棄物会計基準について

地方公共団体において、リチウム蓄電池に起因する廃棄物処理施設での火災等による修繕費用を財務書類に計上することで、コスト面からの危機意識をもった廃棄物処理に取り組めるよう一般廃棄物会計基準（平成 19 年 6 月策定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）の改訂を行い、令和 3 年度から運用しているため活用されたい。

4. 広域認定制度の新たな対象品目の追加について

令和 3 年 2 月 2 日付けで、リチウムイオン電池を含有する「加熱式たばこの廃喫煙用具」について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 9 条の 9 に規定する広域認定制度の新たな対象品目として追加した。メーカー等を主体とした、加熱式たばこの廃喫煙用具の回収及びリサイクルの取組を促進していく。

事 務 連 絡
令和 4 年 4 月 1 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

リチウム蓄電池等処理困難物対策集の公表等について（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品を廃棄物として処理する上で、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策に早急に取り組んでいただくため、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施しています。

令和 3 年度対策検討業務といたしましては、各都道府県及び各市町村の協力を得ながらの情報収集、市町村を対象としたモデル事業の実施並びに有識者等を集めた検討会の開催等を進めてきたところ、この度、それらの知見を取りまとめ、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」を作成しました。

つきましては、令和 3 年 4 月 7 日付けの事務連絡において周知した内容等これまでの取組に加えて、各市町村等における対策検討及び実施に御活用されたく、下記について貴管内市町村等に周知いただき、火災事故等の未然防止に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

記

1. リチウム蓄電池等処理困難物対策集

以下、環境省ホームページにて公表しているため活用されたい。

環境省 HP：<https://www.env.go.jp/recycle/libtaisaku.pdf>

2. 令和 4 年度対策検討業務について

令和 4 年度対策検討業務としては、市町村等を対象とした、リチウム蓄電池等対策検討及び導入のためのオンライン説明会の開催、個別コンサルティングの実施並びにヘルプデスクの設置等を予定している。詳細が分かり次第改めて周知するので、そちらも合わせて活用されたい。

（参考）

過去の事務連絡、リチウム蓄電池等対策のための広報資料等

環境省 HP：https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設における火災等の防止について
（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

リチウム蓄電池（リチウムイオン電池を含むリチウム二次電池。以下同じ。）及びリチウム蓄電池を含む製品を廃棄物として処理する上で、収集・運搬時や処分時にパッカー車や破砕処理施設等で衝撃が加わった際に発火する火災事故等が多発しています。環境省では、各市町村においてこうした事故等を防止するための対策の参考としていただくため、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」（以下「対策検討業務」という。）を実施し、令和 3 年度には「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」（以下「対策集」という。）を作成し、昨年 4 月に公表したところです。

令和 4 年度の対策検討業務としては、市町村等を対象としたリチウム蓄電池等対策検討及び導入のためのオンライン説明会の開催、個別コンサルティングの実施及びヘルプデスクの設置並びに有識者へのヒアリングや海外事例調査等を実施し、この度、これらの結果や知見を踏まえ、対策集を更新し、対策集のポイントをまとめた概要版と併せて下記のとおり公表したところです。

つきましては、これらの資料を各市町村等における対策検討及び実施に御活用いただくとともに、下記について貴管内市町村等に周知いただき、火災事故等の未然防止に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

記

1. リチウム蓄電池等処理困難物対策集について

以下、環境省ホームページにて公表しているため活用ください。

リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和 4 年度版）

<https://www.env.go.jp/content/000124904.pdf>

リチウム蓄電池等処理困難物対策集（概要版）

<https://www.env.go.jp/content/000124905.pdf>

2. リチウム蓄電池等の安全な収集・運搬・処分に向けた対応について

環境省が令和 3 年度に実施した「市区町村における使用済小型電子機器等へのリサイクルへの取組状況に関する実態調査」において、二次電池に起因した火災等はとりわけ不燃ごみの区分で多く発生していることが報告されており、また発生場所

としては廃棄物処理施設内での解体・破砕作業中や収集車両での発生が多く報告されています。

リチウム蓄電池は破砕・圧縮等されると発火のリスクが高まると言われており、エアゾール缶、電池、危険物等と併せての収集等を行うことにより、収集や運搬の過程でこれらのプロセスを行わないなど、分別区分の見直しや適切な分別の徹底、施設における火災防止対策等により、安全な収集・運搬・処分に向けた適切な対応を図られるようお願いします。

なお、市町村等が、一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たり積極的に活用ください。

詳細は以下の通知を参照ください。

- ・循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて（令和４年１２月２３日付 環循適発第 2212233 号）
- ・廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて（令和４年１２月２３日付 環循適発第 2212233 号）
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱の取扱いについて（令和４年１２月２３日付 環循適発第 2212233 号）

（参考）

- ・過去の事務連絡、リチウム蓄電池等対策のための広報資料等
環境省 HP：https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 8 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

リチウム蓄電池等に起因する廃棄物処理施設等における発火事故等の防止について
（事務連絡）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

リチウム蓄電池及びその使用製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）を廃棄物として処理する上で、収集・運搬時や処分時にパッカー車や廃棄物処理施設等で衝撃が加わった際に発火する事故等が多発しています。

環境省では、市町村においてこうした事故を防止するための対策の参考としていただくため、令和 2 年度から「リチウムイオン電池等処理困難物適正処理対策検討業務」を実施し、令和 3 年度には「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」（以下「対策集」という。）を作成・公表し、毎年更新しています。

令和 5 年度の対策検討業務としては、リチウム蓄電池等の廃棄時の危険性について広く国民に理解を深めていただくため、市町村等での活用を想定したポスターやチラシ等、様々な普及啓発ツールに用いるデザイン・イラストコンクール（以下「LiB コン！」という。）を開催しました。優秀作品賞に 3 点、審査員特別賞に 2 点の作品を選定し、優秀作品賞に選定された作品を用いたポスターを作成しました。また、リチウム蓄電池等の廃棄時の危険性や市町村等の分別区分に応じた適切な廃棄の重要性について訴える啓発動画を作成しました。さらに、製造事業者等と連携した実証事業、先進的な取り組みを行っている市町村へヒアリング等を実施し、これらの結果や知見をまとめた令和 5 年度版の対策集を更新しました。

つきましては、これらの資料を市町村等において御活用いただくとともに、下記について貴管内市町村等に周知いただき、火災事故等の未然防止に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

記

1. リチウム蓄電池等処理困難物対策集について

以下、環境省ホームページにて公表しているため活用ください。

リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和 5 年度版）

[000214935.pdf \(env. go. jp\)](#)

リチウム蓄電池等処理困難物対策集（概要版）（令和 4 年度版）

<https://www.env.go.jp/content/000124905.pdf>

2. 啓発ポスター、啓発キャラクター、啓発動画について

LiB コン！で優秀作品賞に選定された作品を用いた啓発ポスターについては、市町村等における分別区分、問い合わせ先、ウェブサイトにおける情報提供へのリンク（QRコード）等を記入することにより、市町村等で活用いただくことが可能です。また、市町村等において啓発ポスター等を独自に作成される場合には、審査員特別賞に選定された啓発キャラクターを活用ください。啓発動画については、市町村等のウェブサイトや動画サイト、サイネージ等において活用ください。（別添）

なお、啓発動画については、以下、環境省 YouTube にて公表しています。

なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Long ver.）

<https://youtu.be/7bEtqhTPvjI>

なくそう！リチウム蓄電池の火災！（Short ver.）

<https://youtu.be/wychH6IQFmvM>

3. リチウム蓄電池等の安全な収集・運搬・処分に向けた対応について

環境省が令和3年度に実施した「市区町村における使用済小型電子機器等へのリサイクルへの取組状況に関する実態調査」において、二次電池に起因した火災等はとりわけ不燃ごみの区分で多く発生していることが報告されており、また発生場所としては廃棄物処理施設内での解体・破砕作業中や収集車両での発生が多く報告されています。

リチウム蓄電池は破砕・圧縮等されると発火のリスクが高まると言われています。リチウム蓄電池等をエアゾール缶、電池、危険物等と併せて分別収集するなど分別区分を適切に見直すことにより、収集・運搬時や処分時において破砕・圧縮等のプロセスに混入することを回避するなど、安全な収集・運搬・処分に向けた適切な対応を図られるようお願いします。

なお、市町村等が、一般廃棄物処理施設の整備に当たって消火設備その他火災防止に必要な設備の整備を行う場合、基本的には循環型社会形成推進交付金等の対象となることから、設備の整備に当たり積極的に活用ください。

詳細は以下の最新通知を参照ください。

- ・循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱いについて（令和6年3月29日付 環循適発第24032926号）
- ・廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて（令和6年3月29日付 環循適発第24032926号）
- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱の取扱いについて（令和6年3月29日付 環循適発第24032926号）

（参考）

- ・過去の事務連絡、リチウム蓄電池等対策のための広報資料等

環境省 HP：https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

目次

○ 啓発ポスター

- ・ (雛型) LiB コン！ポスター.pptx
- ・ LiB コン！ポスター利用マニュアル.pptx

○ 啓発キャラクター

- ・ モバイルバッテリーくん.png
- ・ リチウム君.png
- ・ 周知・啓発用キャラクター利用マニュアル.pptx
- ・ 周知・啓発用キャラクター利用規約.docx

○ 啓発動画

- ・ なくそう！リチウム蓄電池の火災！Long ver.mp4
- ・ なくそう！リチウム蓄電池の火災！Short ver.mp4

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について

平成一七年九月八日 環廃対発第〇五〇九〇八〇〇三号・環廃産発第〇五〇九〇八〇〇一号 各都道府県廃棄物行政主管部（局）長宛 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の処理については、平成十年七月三十日付け衛環第七一号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の推進について」に基づいて適切に行われるよう貴管下市町村等へ御指導いただいていたところです。在宅医療廃棄物は一般廃棄物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第一項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないこととしていますが、近年、在宅医療の進展に伴い在宅医療廃棄物の排出量が増加していることから、環境省ではその処理状況を調査し、在宅医療廃棄物の処理の在り方を検討するため、平成十五年度及び平成十六年度に「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」（以下「検討会」という。）において調査検討を行いました。今般、その検討結果を報告書として別添のとおり取りまとめましたので、業務の参考としていただくようお願いします。

検討会では、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、（１）注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、（２）その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしています。在宅医療廃棄物の処理に当たっては、市町村は関係者と連携を図りつつ、本報告書を参考に地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所要の手続きを取られるようお願いいたします。

貴職におかれては、貴管下市町村等（政令市を含む）へ周知いただきますようお願いいたします。

また、報告書は環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/report/h17-03/index.html>）に掲載していますので、貴管下市町村等への周知等に御活用ください。

なお、本件については、社団法人日本医師会及び社団法人全日本病院協会にも協力を要請しておりますので、念のため申し添えます。

（別添略）

「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」について

平成二〇年四月三〇日 環廃対発第〇八〇四三〇〇〇一号・環廃産発第〇八〇四三〇〇〇一号 各都道府県廃棄物行政主管部（局）長宛 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の処理については、平成 17 年 9 月 8 日付け環廃対発第 050908003 号・環廃産発第 050908001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課長連名通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」に添付した報告書において、「在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、（１）注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、（２）その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられる。」とされました。また、同通知において、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、市町村は関係者と連携を図りつつ、本報告書を参考に地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置づける等の所要の手続きを取られるよう、貴管下市町村等へ周知いただくようお願いしたところです。

その後の状況を把握するため、平成 19 年 2 月、全国の市町村を対象に在宅医療廃棄物の処理に関するアンケート調査を実施したところ、市町村における在宅医療廃棄物の取組にはさらに改善の余地があること及び在宅医療廃棄物に関する情報不足等の課題があることが判明しました。これを受け、環境省ではこれらの課題等に対応するため、「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」（以下「検討会」という。）において調査検討を行いました。その結果、今般、検討会において、在宅医療廃棄物の処理を適切に進めていく際に参考となるよう、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」が別添のとおり取りまとめられました。

つきましては、貴職におかれましては、貴管下市町村等（政令市を含む。）に対し、本手引きを参考に、医療関係者等と連携を図りつつ、在宅医療廃棄物の適正な処理について更なる取組を進めるよう周知するとともに、市町村に対して必要な技術的援助に努めるよう、お願いいたします。また、本手引きは環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>）に掲載していますので、貴管下市町村へ併せて周知願います。

なお、本件については、社団法人日本医師会にも、関係行政機関との連携等に関して協力を要請していますので、念のため申し添えます。本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

（別添）

在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き

平成二〇年三月 在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会

在宅医療は、医療の面から在宅介護を支えるサービスとして欠かせないものとなっており、高齢社会と相俟って、社会全体で取り組むべき事項である。また、在宅医療に伴って発生する在宅医療廃棄物についても、廃棄物の問題が在宅医療推進の妨げにならないよう、行政、医療関係機関等の関係者が協働して支えていくべきものである。

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上、一般廃棄物であり、原則として市町村にその処理責任があるが、平成 16 年度に、自治体、医療関係者、学者等の有識者で構成する「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」でとりまとめられた報告書では、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、(1)注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、(2)その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしており、平成 17 年 9 月に環境省から通知が発出された。一方、そのフォローアップのため、平成 19 年 2 月に環境省が市町村等にアンケート調査を実施したところ、その取組にはまだ改善の余地があると考えられること、また在宅医療廃棄物の種類や感染の可能性に関して情報が不足していること等の課題も分かってきた。

この手引きは、市町村において、在宅医療廃棄物の処理（収集、運搬及び処分）を適切に進めていく際の参考となるように作成したものである。在宅医療廃棄物には、感染性の留意が必要なものと必要ではないものがあり、正確な情報と認識を持つことが必要である。この手引きを参考に、行政、医療関係機関等の関係者が密接な連携を図りつつ、患者の立場に立った上で、在宅医療廃棄物の適正処理について、更なる取組が進むことを期待する。

目 次

- 1 在宅医療の動向について
- 2 在宅医療廃棄物の廃棄物処理法上の取扱
 - (1) 在宅医療廃棄物に関する法規制
 - (2) 在宅医療廃棄物に関するこれまでの取組
- 3 関係者の役割と協働
 - (1) 市町村の役割
 - (2) 都道府県の役割
 - (3) 医療機関の役割
 - (4) 薬局の役割
 - (5) 訪問看護ステーションの役割
 - (6) メーカーの役割
 - (7) 関係者との協働とその確立方法
- 4 在宅医療廃棄物の処理に関する基礎情報
 - (1) 在宅医療廃棄物の種類
 - (2) 在宅医療廃棄物の性状
 - (3) 安全な収集運搬方法
 - (4) 排出量の把握
 - (5) 一般廃棄物処理計画等への位置付け
 - (6) 周知方法

参考資料 委員名簿

1 在宅医療の動向について

日本においては、高齢化を背景に、要医療者がかつて例を見ないほど増加するとともに、病床の不足等も懸念されている。この対策として、家庭等の医療機関以外の場所で医療処置を行う在宅医療の推進に向けた様々な取組が講じられている。

厚生労働省の社会医療診療行為別調査によれば、在宅医療のうち最も多く実施されている療法は在宅自己注射であり（約 66%）、次いで在宅酸素療法、在宅持続陽圧呼吸法、在宅自己導尿、在宅寝たきり患者処置、在宅自己腹膜灌流の順である。また、在宅療法の総件数については、平成 3 年が約 21 万件であったのに対して、平成 18 年は約 81 万 5 千件と、約 3・8 倍にまで増加している。

表1 在宅医療（診療行為）の実施件数

在宅療法	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年	平成15年	平成18年
在宅自己注射	185.919	240.620	287.951	403.761	510.974	541.060
在宅酸素療法	16.781	34.361	61.298	82.895	100.285	93.021
在宅持続腸圧呼吸法	—	—	—	8.082	17.681	66.447
在宅自己導尿	4.942	15.606	22.699	31.517	29.172	47.711
在宅寝たきり患者処置	2.950	9.228	24.951	21.316	19.552	29.916
在宅自己腹膜灌流	2.180	7.634	5.141	3.092	8.068	8.915
在宅人工呼吸	—	—	676	2.280	10.826	8.094
在宅成分栄養経管栄養法	844	2.664	7.832	7.338	7.791	6.847
在宅悪性腫瘍患者	81	1.519	3.272	3.895	2.541	5.689
在宅気管切開患者	—	—	—	—	3.972	4.191
在宅中心静脈栄養法	200	365	749	1.801	6.012	2.240
在宅血液透析	—	—	—	—	—	1.012
在宅自己疼痛	—	—	61	794	646	201
合計	213.807	311.997	414.630	566.771	717.520	815.344

注）実施件数は、各年5月（6月審査分）の診療行為件数を示している。

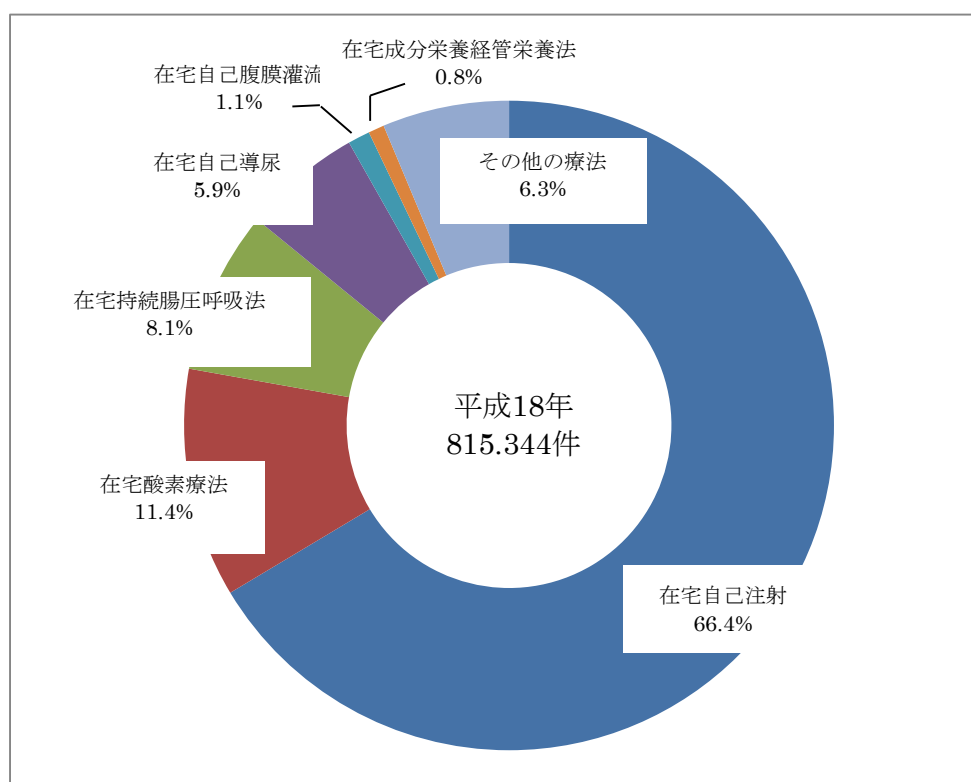


図1 主な在宅医療の療法別構成比（平成18年、厚生労働省調べ）

2 在宅医療廃棄物の廃棄物処理法上の取扱

(1) 在宅医療廃棄物に関する法規制

廃棄物処理法による廃棄物の分類は、20 種類の産業廃棄物と一般廃棄物に大別され、在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、一般廃棄物に分類される。

したがって、在宅医療廃棄物は廃棄物処理法第6条の2第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む、以下同じ）が一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における当該廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならないこととされている。

※1 「家庭系」とは仮定から排出されるものを示す。

※2 本図で示した特別管理一般廃棄物はPCB廃棄物を除くものとする。

図2 廃棄物の区分

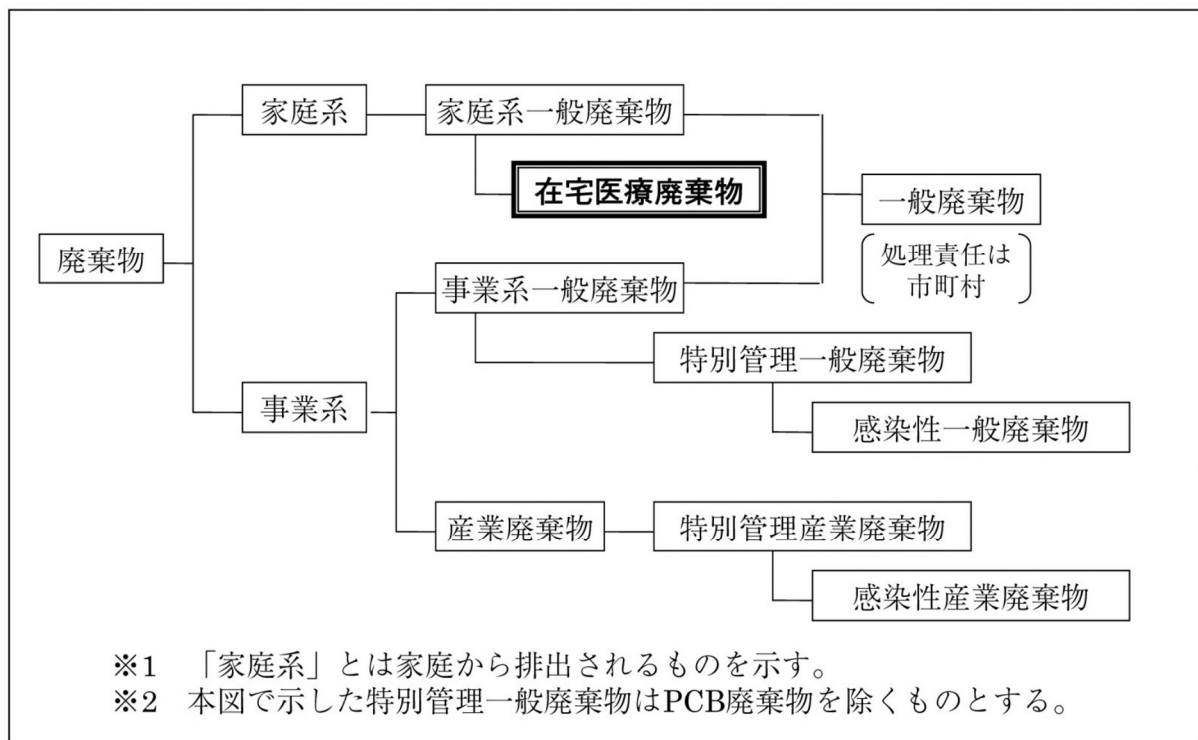


図 2 廃棄物の区分

(2) 在宅医療廃棄物に関するこれまでの取組

環境省（当時の厚生省）は、平成 10 年 7 月、在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から多く排出されるようになってきたことを踏まえ、都道府県に対し、在宅医療廃棄物の適正処理方策に関する研究報告書を送付するとともに、在宅医療廃棄物の適正な処理の推進に関する通知を発出した。

また、平成 15 年、16 年度には、自治体、医療関係者、学者等の有識者で構成する「在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会」を設置し、在宅医療廃棄物の処理状況に関し体系的な調査を実施するとともに、在宅医療廃棄物の処理の在り方について検討を行い、報告書としてとりまとめた（平成 16 年度報告書）。

平成 16 年度報告書では、廃棄物処理法上、在宅医療廃棄物は一般廃棄物であり、原則として市町村にその処理責任があるが、現段階で最も望ましい処理方法として(1)注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、(2)その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する方法が考えられるとした。

環境省は、平成 16 年度報告書を踏まえ、平成 17 年 9 月、都道府県に対し、市町村は関係者と連携を図りつつ、当該報告書を参考に地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画の中に位置付ける等の手続きを取るよう市町村等へ周知を依頼する通知（平成 17 年通知）を発出し、併せて、関係団体（(社) 日本医師会及び(社) 全日本病院協会）に対し、市町村との連携等について協力を要請した。

その後、平成 19 年 2 月、今後の在宅医療廃棄物の適正な処理の推進方策検討の基礎資料とするため、全国の市町村及び事務組合を対象に、平成 17 年通知への対応状況や課題等についてアンケート調査を行ったところ、当該通知に基づく最も望ましい方法に従って在宅医療廃棄物を回収することとしている市町村は 31・0%となっている等、市町村の取組にはさらに改善の余地があると考えられる状況であった。

○在宅医療廃棄物の処理に関するアンケート調査結果について

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9974&hou_id=8655

〈調査結果の概要〉

【調査方法等】

- ・調査対象：全国の市町村（1,803）及び事務組合（378）
- ・調査方法：平成19年2月1日、アンケート調査票の配布及び回収を都道府県に依頼し、集計。（回収率 99.7%）

【主な調査結果】

- ・平成17年通知に対し、注射針以外の在宅医療廃棄物をすべて回収することとしたり、医療関係者との協議を行った等、何らかの対応を行った（通知以前から既に対応していたもの及び対応検討中のものを含む）市町村は 51.5%であった。
- ・平成17年通知で示した最もの曾まあ恣意方法に従って在宅医療廃棄物を回収することとしている市町村は 31.0%であった。
- ・市町村が回収しないこととしている在宅医療廃棄物の処理については、72.6%の市町村が「医療関係者が処理している」と回答している。
- ・市町村が在宅衣装廃棄物の処理を一般廃棄物処理計画等に位置づける際の主な課題については、在宅医療廃棄物の種類や危険性に関する情報不足（63.5%）等があげられ、また、市町村が実際の処理を行うに当たっての主な課題としては、情報不足（40.2%）、患者のプライバシーへの配慮の必要性（32.7%）等が挙げられた。

3 関係者の役割と協働

（1）市町村の役割

在宅医療廃棄物の処理については、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととなるが、平成17年通知において、「平成16年度報告書では、在宅医療廃棄物の処理の在り方については、今後も引き続き検討することが必要であるとしつつも、現段階で最も望ましい方法として、（1）注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、（2）その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしている。」とされている。

市町村は、これら在宅医療廃棄物の処理に当たっては、鋭利性の判断等について、医療関係者とリスクコミュニケーションを図り、お互いに合意を行った上で、その処理方法を確立し、取組を進めることが必要である。

一方、同通知では、在宅医療廃棄物のうち非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が示されている。これら非鋭利な物による感染の可能性は、現状、市町村が収集、運搬及び処分を行っている血液が付着した絆創膏等と同程度であり、専門的知識を有する者でなくても安全に取り扱うことが可能なことから、市町村が着実にその処理の取組を進めることが必要である。

また、市町村は、地域の在宅医療について、医療関係者と一緒に支えていくという意識のもと

に、患者のことを第一に考えた対応が求められる。在宅医療廃棄物の処理について、患者の療養上の妨げとならないよう、患者の利便性等を考慮しつつ、処理方法を検討することが適当である。

(2) 都道府県の役割

在宅医療廃棄物については、患者が市町村の範囲を越えて医療機関に通っていること、医師会が市町村よりも広域的な範囲で組織されていること等から、市町村において個別に取組を行うことが困難な場合もある。

したがって、都道府県は、市町村に対し、在宅医療廃棄物の処理に関して必要な援助や助言を行うことが期待される。

例えば具体的には、

○都道府県が主体となって、各保健所の地域単位ごとに医師会等の関係団体、市町村、保健所との間で連携体制を構築し、都道府県が策定している廃棄物処理計画に在宅医療廃棄物を位置付ける

○都道府県が、都道府県医師会、都道府県薬剤師会※等の各団体と協議を行い、注射針は供給者（医療機関または薬局）が、それ以外の在宅医療廃棄物は市町村が収集、運搬及び処分するという方向性を示し、都道府県が策定している廃棄物処理計画に在宅医療廃棄物を位置付ける。その後市町村単位で取組を開始する

といった役割を果たすことにより、域内の市町村の取組が進んだ事例があることから、取組が進んでいない場合には、都道府県が主体的に活動することが望まれる。

※都道府県薬剤師会による注射針の回収については、薬剤師会が自主的に行っているものであり、薬剤師会によって回収を行っている場合と回収を行わない場合がある。

(3) 医療機関の役割

医療機関は、患者の在宅医療診療行為が適切に実施されるよう管理、指導を行う責務があるとともに、医療の専門家の立場から、患者が安全かつ適正な廃棄物の排出を行えるよう必要な情報提供、指導を行うことが必要である。

医師等の訪問に伴い生じた廃棄物のうち、感染性の危険が高いと判断される廃棄物については、訪問した医師等が医療機関へ持ち帰っている。在宅医療廃棄物のうち、特に感染性の危険が高いと判断される廃棄物については、患者の病状や生活環境等に応じて、医師等の訪問を伴わない、在宅療養で患者が使用したものも含めて、医療機関等で回収することが望ましい。

また、在宅医療廃棄物の処理に当たる市町村等からの求めに応じて、適切な処理を確保するために必要な情報提供を行うことが求められる。

(4) 薬局の役割

薬局は、院外処方の普及に伴い、在宅医療における医薬品、医療材料等の供給者として重要な役割を担っている。

在宅医療廃棄物の適正処理においても、在宅医療廃棄物の種類、患者の状況、医療機関との連携等の状況に応じて、より重要な役割を担うことが期待される。

(5) 訪問看護ステーションの役割

訪問看護ステーションは、主治医の指示に基づき、看護師等が患者宅に赴き、診療の補助等を

行う。その際に生じた廃棄物のうち鋭利なものは、患者の事故防止や良好な療養環境の確保の観点から回収することが必要であると考えられる。こうした廃棄物については、看護師等が患者に適切に処理できるよう指導するとともに、訪問看護ステーションでの処理の検討が望まれる。

(6) メーカーの役割

医薬品、医療用具等を製造・販売するメーカー（以下、「メーカー」という。）は、在宅医療に関わる事業者として、適正な処理が行いやすい製品や安全な回収に資する容器等の開発に努めるとともに、販売に際して、医療機関や患者に対して、在宅医療廃棄物の適正な処理方法に関する情報提供や、普及啓発用パンフレット、排出用容器の提供等により、適正な廃棄物処理に協力することが期待される。

(7) 関係者との協働とその確立方法

1) 協働の必要性

在宅医療が多くの関係者の協働作業によって行われていることから、在宅医療廃棄物の適切な処理体制の構築及び維持に当たっては、各々の果たすべき役割が相互補完しているとの認識のもと、市町村、医師・看護師・薬剤師等の関係者による協力体制を構築し、取り組むことがなにより必要である。

このような観点から、市町村は、医師会、薬剤師会等の関係団体と在宅医療廃棄物の処理に関する安全性や処理体制について日常的に意見交換を行い、関係者の役割分担について合意形成を図ることが重要である。

在宅医療廃棄物に関する主な関係者（関係団体）には、以下のものがある。

①市町村

廃棄物処理法上、在宅医療廃棄物を含む一般廃棄物の処理（収集、運搬及び処分）責任を有する。

②医師会

医師により構成されている団体。日本医師会のほか、47の都道府県医師会、全国約920の郡市区医師会が組織されている。日本医師会では在宅医療廃棄物の処理について取組が行われており、郡市区医師会で市町村との話し合いを行うよう、日本医師会から郡市区医師会に対して周知が行われている。（事例30）

③薬剤師会

薬剤師（薬局）により構成されている団体。日本薬剤師会のほか、47の都道府県薬剤師会、全国約740の支部薬剤師会が組織されている。

2) 関係者との協議方法の確立

在宅医療廃棄物の処理体制構築に当たって、市町村は、医師・看護師・薬剤師等の医療関係者との信頼関係を構築することが重要である。特に、普段から医師会等の関係団体との連携体制を有していない場合は、関係団体との交流を持つ保健関連部局や保健所の協力を得て連携体制を構築する等の取組も有効と考えられる。

3) 関係者との協働事例

〈医療関係者との協議〉

- ・市町村が保健部局との協力のもとに医師会と協議を行い、注射針は医療機関で、それ以外の廃棄物は市町村で処理することについて合意した。（事例 1）
- ・市町村が医師会、薬剤師会と在宅医療廃棄物の処理について協議し、市町村と医師会、薬剤師会とで協定を締結した。（事例 2）〈医療機関、薬局、メーカーと連携した事例〉
- ・市町村が医療機関、薬局、メーカーを通じて患者への周知を実施。（事例 7、25、26）

4 在宅医療廃棄物の処理に関する基礎情報

市町村において在宅医療廃棄物の処理体制を構築し、適切に維持運営するためには、①在宅医療廃棄物の種類の把握、②性状の把握、③収集、運搬及び処分方法、安全対策等の検討、④排出量の把握、⑤処理計画への位置付け、⑥患者等への周知等について十分な検討が必要である。

（1）在宅医療廃棄物の種類

- 1) 在宅医療の分類在宅医療は、実施面からは、医師・看護師等が訪問して行うものと患者自らが行うものに分類される。なお、居宅において行われる入浴、排せつ、食事、その他の日常生活上の世話である介護は対象外とした。

表 2 在宅医療の分類

種類	概要	具体例
訪問診療、 訪問看護等	医師、看護師等、（以下、「医師等」という。）が訪問して行うもの	在宅中心静脈栄養法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅悪性腫瘍患者、在宅寝たきり患者処置、在宅人工呼吸 等
在宅容量	医師等の訪問を伴わず、医師の指導管理※に基づき、患者等が自ら医療処置を行うもの	在宅自己注射、在宅酸素療法、在宅自己腹膜灌流（CAPD）、在宅事項導尿 等

※ 「指導管理」とは、患者又は看護に当たる者に対して、医師が療養上必要な事項について適正な指導を行った上で、当該患者の医学管理を十分に行い、かつ、療法の法法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行うことをいう。

- 2) 在宅医療廃棄物の種類それぞれの在宅医療の種類ごとに、排出される可能性がある在宅医療廃棄物等を表 3 に示す。

分類	名称	主な対象患者	概要	排出される主な廃棄物
医師等 が訪問 して行 うもの	往診、 訪問診療、 訪問看護	特定の疾患を対 象としない	「往診」とは患者の求めに応じて、患者宅で診療を行うもの。「訪問診療」とは、医師の判断により定期的に患者宅で診療を行うもの、「訪問看護」とは看護師等が的的に患者宅で診療の補助・看護を行うもの。特定の疾患が対象となるものではなく、医療機関と同様、様々な医療処置が行われる。	使用済み注射器（針付き）※ ¹ 、 <u>輸液用バッグ、チューブ類、カテーテル類等</u> 、様々な廃棄物
	在宅中心静脈栄養法	腸管大量切除	口から栄養を摂取できない患者が人体に必要な栄養（ブドウ糖、アミノ酸、ビタミン、ミネラル）を摂取するため、心臓に近い上大静脈あるいは下肢静脈等の中心静脈にカテーテル（点滴用チューブ）を通して、そこから輸液を注入し摂取する療法。消化器を通さずに栄養を摂取することが可能であるため、腸からの栄養摂取が不十分もしくは不可能な疾患に適用される。	高カロリー輸液用バッグ、輸液ライン、点滴針※ ¹ 、注入ポンプ（輸液ポンプ）※ ³ 、中心静脈カテーテル※ ³ 、 <u>使い捨て注射器（針なし）等</u>
	在宅成分栄養経管栄養法	経口摂取困難	口からは栄養を摂取できないものの腸等の機能が正常な患者が、流動直を、華から胃までチューブを通す「鼻腔栄養」または胃に穴を開けて体表と胃を直接つなぎそこから流動食を流し込む「胃ろう栄養」により摂取する療法。	<u>経緯チューブ、胃ろうカテーテル※³、使い捨て注射器（針なし）、栄養セット、延長チューブ、経腸栄養剤・栄養調整食の容器、栄養チューブ 等</u>
	在宅悪性腫瘍患者	悪性腫瘍	末期の悪性腫瘍患者が、在宅で鎮痛剤や抗悪性腫瘍剤を注射により投与する療法。	使い捨て注射器（針付き）※ ¹ 、携帯型ディスポーザブル注入器（モルヒネ注入用）※ ³ 等
	在宅寝たきり患者処置	寝たきり老人、 特定疾患	難病（特定疾患）に罹患している患者、寝たきり老人に対する様々な医療処置「創傷処置、皮膚科軟膏処置、留置カテーテル、膀胱洗浄、導尿、鼻腔栄養、ストーマ処置、喀痰吸引、消炎鎮痛等」	使い捨て注射器（針付き）※ ¹ 、 <u>輸液用バッグ、輸液ライン</u> 、点滴針※ ¹ 、 <u>使い捨て注射器（針なし）</u> 、注入ポンプ（輸液ポンプ）※ ³ 、 <u>気管内吸引カテーテル等</u>
	在宅人工呼吸	呼吸不全	慢性呼吸疾患、筋・神経系疾患患者が、在宅で人口呼吸器により呼吸を行う療法。	<u>気管カニューレ、華マスク、カニューレ等の消毒に使用する脱脂麺類、薬液びん、手袋 等</u>

患者等 が自ら 行う者 (医師 等の訪 問を伴 わない もの)	在宅自己注 射	糖尿病、血友病、 小人症	糖尿病、下垂性小人症等の成長障害、血友病等の患者が、製剤を自己注射により酸素を吸入する療法で、在宅医療の中で最も多く実施されている。中でも、糖尿病患者によるインスリン自己注射が多い。	ペン型自己注射針 ^{※2} 、 <u>製剤の入ったシリンジ（使い捨てインスリン注入器、インスリンカートリッジ）、脱脂綿類等</u>
	在宅酸素療 法	高度慢性呼吸不 全	慢性呼吸不全患者が、在宅で高圧酸素ボンベ、酸素濃度装置、液化酸素により酸素を吸入する療法で、在宅医療の中で在宅自己注射に次いで多く実施されている。	<u>鼻孔カニューラ、鼻マスク</u> 等
	在宅自己腹 膜 灌 流 (CAPD)	腎不全	腎不全患者の在宅での腹膜透析。プラスチック製のビニールバッグとチューブ（以下、「CAPD バッグ」という。）を用いてお腹の中にある腹腔と呼ばれる空洞の中に透析液（透明の液体・成分はブドウ糖等）を注入し、腹腔を取り巻く腹膜と呼ばれる膜を利用して透析を行う療法。24 時間連続的に透析を行うことが必要。なお、腎臓疾患患者への透析療法には「血液透析」というものもあるが、機材等の準備をしなければならないため、通常、医療機関で行われており在宅で行われる場合は非常に少ない。	<u>CAPD バッグ</u>
	在宅自己尿 道	脊損	前立腺肥大症や脳梗塞後遺症による暴行直腸障害がある患者が、尿道にカテーテル（細井ゴムまたはシリコン製のチューブ）を通して、膀胱内の尿を排出する療法で、尿道にカテーテルを留置する方法と、一定時間毎にカテーテルを尿道に入れて、膀胱内の尿を排出する方法がある	<u>導尿用カテーテル、導尿用バッグ、暴行洗浄用注射器（針なし）</u> 等

※1 鋭利なもの

※2 鋭利ではあるが安全な仕組みを持つもの

※3 通常、仮定から廃棄物が発生しないもの

※4 河川で示したもの（※1～3以外の廃棄物）は、感染等への留意を必要としない

(2) 在宅医療廃棄物の性状

1) 留意が必要な感染症

感染予防学では、感染症の主な感染経路を「空気感染」、「飛沫感染」、「接触感染（「経口（食物等）感染」、「小動物、昆虫」を含む。）」に分類している。

「接触感染」のうち、鋭利なものによる切り傷等から感染している血液等が体内に入ることにより生じるものに針刺し等による感染がある。廃棄物処理の過程で留意が必要な感染症は、針刺し等によって生じるもので、血液感染症であるB型肝炎、C型肝炎、H I V感染症と考えて差し支えない。

我が国におけるB型肝炎、C型肝炎、H I V感染症の各キャリア（持続感染の状態にある人で症状が出ていない状態の人）数は、厚生労働省によると、B型肝炎が約100万人、C型肝炎が約150万人、H I V感染症が約1万人といわれている。

在宅医療は、特別に感染症患者を対象に実施されるものではないため、在宅医療を受けている人の中にB型肝炎、C型肝炎、H I V感染症のキャリアが存在する確率は、在宅医療を受けていない人と同じである。

2) 留意が必要な廃棄物

①鋭利なもの（医療用注射針、点滴針）

B型肝炎、C型肝炎、H I V感染症の感染は当該ウイルスを含む血液等に触れただけで生じるものではなく、ウイルスが含まれる血液等が一定量、体内に入り込むことによって生じる。在宅医療廃棄物の中で、一定量の血液等が体内に入り込む可能性があるものとしては、注射針等の鋭利なものが挙げられる。注射針は、注射の際に空洞部分に溜まった血液が、針刺し時に体内に入り込むため、感染の可能性が生じる。

針刺し時の感染の可能性は体内に入り込む血液の量にも左右され、血液の量は注射針の使用用途や形状によって異なる。医療に用いる注射針（以下「医療用注射針」という。）は、径が太く、長いものほど注射針に溜まる血液量が増え、また、医療用注射針を採血に使用する場合、血液を吸い込むため、注射液の投与に使用するよりも注射針に溜まる血液量が増えることにより、針刺し時の感染の可能性は比較的高いといわれている。このため、在宅医療において、医師等が訪問時に使用する医療用注射針や点滴針については、使用した医師等が医療機関に持ち帰って処理されている。

②鋭利ではあるが安全な仕組みを持つもの（ペン型自己注射針）

在宅自己注射で使用するペン型自己注射針は、針が非常に細く、短いため、空洞部分に溜まる血液量は極端に少ない。また、患者やその家族が用いるため、針刺し防止のための安全な仕組みが工夫されている。このため、これらの廃棄物に起因する感染の可能性は、医療用注射針に比べて低い。

③鋭利ではないもの

ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類、注射筒（針以外の部分）、脱脂綿・ガーゼ等、鋭利な物以外の在宅医療廃棄物については、たとえ血液等が付着したものに触れたという場合であっても、注射針等の鋭利な物に比べて体内に当該血液等が入り込む可能性は低く、感染する可能性は極めて少ない。また、在宅医療を受けている人と受けてい

ない人で、感染症のウイルスのキャリアが存在する確率が同程度であることから、注射針等の鋭利な物以外の在宅医療廃棄物による感染の可能性は、在宅医療を受けていない人の血液等が付着した絆創膏、ちり紙等、通常の一般廃棄物と同程度である。

なお、病状の安定した患者が対象となるため、医療機関で発生するような多量の血液が付着した廃棄物が排出されることはない。

3) 感染防止のための対策

廃棄物処理の過程で、感染を防止するためには、血液が体内に入ることを遮断するという対策が有効である。

感染等への留意が特に必要な医療用注射針については、医療機関において、耐貫通性を有する合成樹脂製容器に入れるという対策が講じられている。

また、在宅医療で使用されるペン型自己注射針の場合、専用の合成樹脂製の収納ケース（以下「針ケース」という。）で針先を覆うことができるため、針ケースを付けることで針刺しを防止できる構造となっている。

4) 針刺しが生じた場合の感染の可能性と対応

万一、使用済み注射針による針刺しが生じた場合であっても、感染症に罹患していない者が排出した注射針の場合、針刺しによって感染症に罹患することはない。

また、感染症に罹患した者が使用した注射針による針刺しが生じてウイルスを含む一定量の血液等が体内に侵入した場合であっても、体内でウイルスを除去する作用（免疫機能）が働くため、すべてが感染症に罹患するわけではない（医療機関において、感染症患者が使用したもので針刺しが生じた場合の感染の可能性は、B型肝炎の場合は10～35%、C型肝炎の場合は3～5%、HIV感染症の場合は0・2～0・5%といわれている※。）。

以上の理由から、針刺しが生じた場合であっても、感染症に罹患する可能性は極めて低いと考えられるが、万一、針刺しがあった場合は、流水で洗い流した上で、できるだけ速やかに、医師の判断を仰ぐことが必要である。

※参考文献：国立大学医学部付属病院感染対策協議会：病院感染対策ガイドライン、じほう、2005

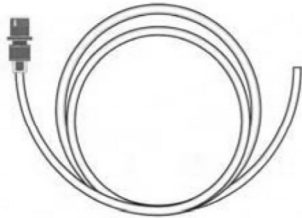
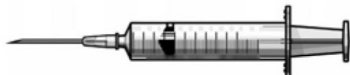
5) 廃棄物の種類別の留意事項

在宅医療廃棄物の処理については、平成17年通知において、「平成16年度報告書では、在宅医療廃棄物の現段階での最も望ましい処理方法として、（1）注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、（2）その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしている。」とされている。

具体的には、市町村は、これら在宅医療廃棄物の処理に当たっては、鋭利性の判断等について、医療関係者とリスクコミュニケーションを図り、お互いに合意を行った上で、その処理方法を確立し、取組を進めることが必要である。鋭利なもの（医療用注射針、点滴針）は、医療関係者が処理することが望ましく、既に医療関係者が持ち帰って処理を行っている。一方、非鋭利なもの（ビニールバッグ類、チューブ・カテーテル類、注射筒（針以外の部分）、脱脂綿・ガーゼ等）は、市町村が一般廃棄物として処理することが求められてい

る。

表 4 廃棄物の種類別の留意事項

分類	種類	具体例	感染等への留意※1
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等  栄養剤バッグ CAPD バッグ	×
	チューブ・カテテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等  チューブ類 カテテル類	
	注射筒（針以外の部分）	 使い捨てペン型インスリン注入器 栄養剤注入器 ※ 針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針	 （針ケース装着時）	○※2
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	 自己注射以外の医療用注射針	○

※ 1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※ 2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

（3）安全な収集運搬方法

在宅医療廃棄物の安全な収集運搬の方法の検討に当たって、市町村は、現状の処理体制（運営主体、分別方法、排出方法、収集運搬方法、処理施設的能力・管理体制等）をもとに、実際の収集運搬や処分に携わる担当者、委託先の処理業者等から十分に理解を得つつ、在宅医療廃棄物の種類ごとに、排出段階、収集運搬段階、処分段階のそれぞれについて検討を行うことが必要である。

また、在宅医療廃棄物に対する心理的抵抗を解消するために、医師会等の医療関係者との協力体制の中で在宅医療廃棄物に関する正しい知識や情報を得て、関係者が不安なく作業を行えるよう配慮することが重要である。

以下に、安全な収集運搬に関する取組事例を紹介する。

1) 鋭利ではないもの

〈袋に入れている事例〉

- ・鋭利ではない在宅医療廃棄物については、袋等に入れて排出する等、通常の一般廃棄物と同等の安全対策を講じることにより、安全に処理（収集、運搬及び処分）している。（事例 8）

〈排出方法を規定している事例〉

- ・以下のとおり排出するよう、住民に周知している。（事例 7）
点滴バック等は、中の残存物を適正に処理し、空にして排出すること。脱脂綿等は、外から見えないように新聞紙などで包んで排出すること。ゴミ袋は、袋の入口をひもで縛る等容易に開かないようにして排出すること。

2) 鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの（ペン型自己注射針）

ペン型自己注射針の処理を行う場合には、住民に対する普及広報活動等を通じて、排出ルール（針ケース装着）の順守徹底を呼びかけることが重要である。

なお、通常のステーション回収以外の回収方法（戸別回収、施設への直接持込み等）についても、必要に応じて検討することが望ましい。

〈プラ容器等に入れて回収している事例〉

- ・散乱防止のため、耐貫通性のある容器に入れ、ふたを閉めてから、可燃ごみとして排出することとしている。（事例 18）

このほかに、通常の一般廃棄物処理においても講じられる安全対策として以下の取組事例がある。

〈安全性について確認する手段を決めている事例〉

- ・収集作業員が安全性を判断できないような場合は、清掃事務所の管理者に報告し、判断を仰ぐこととしている。また、管理者が安全性を判断できない場合は、医師会に問い合わせを行い、医師が安全性を確認することとしている。（事例 12）

〈厚手の手袋を使用している事例〉

- ・注射針等の鋭利なものが混入した場合等に備えて、回収に当たっては、通常の手袋（布製）とは別の厚手のもの（皮製で硬いもの）を用いている。（在宅医療廃棄物以外にも、刃物等の危険物を収集する際に使用）。（事例 11）

〈運び方に工夫をしている事例〉

- ・注射針等の鋭利なものが混入した場合等に備えて、作業員には、袋を直接触らずに、なるべく結び目をつかむようにする、袋は抱えて持たないことを周知している。（事例 11）

〈ワクチンを接種している事例〉

- ・感染症等のワクチンの予防接種を行っている。

（４） 排出量の把握

1) 排出量の把握方法

一般に、廃棄物の排出量を把握するためには、廃棄物の組成分析調査を行うことが通例であるが、在宅医療廃棄物については、排出量に対する割合が極めて少ないことから（既存資料等によると 0・007～0・1％）、地域の医療機関に対するアンケート調査等によって推計を行うことも考えられる。

なお、既に在宅医療廃棄物の処理を行っている市町村であっても、想定される排出量を厳密に推計しなくても特に問題がなかったとの意見もあることから、排出量把握のための負担を勘案した上で、必要な調査を実施することが望ましい。

〈組成分析により排出量を推計した事例〉

- ・一般廃棄物の組成分析調査により、現在、市町村で受け入れている在宅医療廃棄物の量を計量し、年間に受け入れている在宅医療廃棄物の量を推計。（事例 16）

〈医療機関、薬局に対するアンケートにより排出量を推計した事例〉

- ・区域内の医療機関及び薬局を 5％無作為抽出し、在宅医療に用いられる医療材料（注射器、注射針、チューブ・バッグ・カテーテル類、脱脂綿・ガーゼ、薬品）の年間販売量、回収の有無、回収量、回収後の処理方法及び回収に当たっての問題点等をアンケート調査により実施。（事例 14）

2) 代表的な在宅療法における排出量の目安

在宅療法には図 1 で示したとおり、実施件数が多いものと少ないものがあるほか、療法によっては、排出される廃棄物量に違いがあったり、廃棄物が排出されない場合もある。

在宅療法の中で実施件数が最も多いものと、実施件数は少ないが患者 1 人当たりの廃棄物の排出量が多いものについて、廃棄物の排出量の目安を表 5 に示す（詳細は参考資料 1 を参照）。

在宅自己腹膜灌流は、実施件数は少ないものの、患者一人当たりの廃棄物の排出量が多いという特徴がある。また、最も実施件数が多い在宅自己注射は、注射針の重量が軽く、嵩張らないため、患者一人当たりの廃棄物の排出量は少ない。

表 5 主な在宅療法の排出量（目安）

名称	患者 1 人当たりの排出量（目安）	製品 1 個当たりの重量（目安）
在宅自己腹膜灌流（CAPD）	CAPD バッグが 1 日に 4 個程度（月に 120 個程度）	150～160g
在宅自己注射	・ペン型自己注射は 1 日に 1～4 本 ・シリンジ（使い捨てインスリン注入器またはインスリンカートリッジ）が 2 週間に 1 本程度	・ペン型自己注射は約 1.3g ・シリンジは使い捨てインスリン注入器の場合は 20～30g、インスリンカートリッジの場合は約 5g

（５）一般廃棄物処理計画等への位置付け

一般廃棄物については、市町村が一般廃棄物処理計画を定め、その計画に従って、区域内における当該廃棄物を生活環境保全上支障がないように処理することとなっている。一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画で、市町村自らが処理する一般廃棄物のみならず、多量排出事業者に指示して処理される一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければならない。

在宅医療廃棄物は一般廃棄物であることから、通常の収集方法以外の方法で収集を行う場合には、新たに一般廃棄物処理計画の中に位置付ける等所用の手続きが必要である。

在宅医療廃棄物の処理体制について一般廃棄物処理計画の中に位置付ける場合には、在宅医療廃棄物の種類に応じて、処理体制を明示することが望ましい。

〈一般廃棄物処理計画の事例〉（A市）

- （１） 血液や汚物が付着した紙くず、繊維くず、蓄尿パックなどのプラスチック等（主に、医師からの処方箋がなくても買えるもの）で、可燃性の廃棄物については、…（中略）…他の者が直接手をふれることがない或いは飛散することのないようしっかり梱包したうえで、可燃ごみ指定袋へ入れ、居住する地区で指定しているごみ集積所へ収集日に出すこと。
なお、血液や汚物が付着した、又はその恐れがある物の中にプラマークがある物であっても、衛生面から焼却施設で焼却することにする。
- （２） 注射針や血液濃度測定器具など鋭利な物については、かかりつけの医療関係機関等に相談して処理を依頼すること。
- （３） 上記（２）で医療関係機関等へ返すことができない場合は、注射針など鋭利な物であっても、有料で清掃センターに直接持ち込むことができるものとする。なお、注射針等の鋭利な物の排出に当たっては、できる限り透明で栓がしまり且つ堅牢なプラスチック製の容器を使用する等、厳重に梱包し、清掃センターの計量窓口で「在宅医療ごみであることを申し出る」と共に、現場職員の指示に従うこと。
- （４） 上記以外の廃棄物は、別に定めている清掃センター受入基準、或いは家庭ごみ収集カレンダーなどに従い分別し、できる限りごみ減量・資源化に努めること。
- （５） 介護用のリフト券、清掃センターで処理できない処理困難物については、排出者自らが購入した店に引取ってもらうか、処理専門業者へ処分を依頼すること。

〈一般廃棄物処理計画の事例〉（B市）

○ごみの種類

自己注射や自己腹膜灌流、自己導尿等の在宅医療の実施に伴って排出される注射針・ビニールバッグ類・チューブ・カテーテル類・脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ・薬びん等

○ごみの分け方・出し方

- ・注射針等の鋭利なもの…（中略）…感染性の恐れのあるものについては、原則として在宅医療を指示した医療機関等に引きとってもらうこと。
- ・薬びん等の非感染性のものを排出すつ場合は、分別区分に従い出すこと。
- ・使用済みの脱脂綿・ガーゼ類やカテーテル等で体液等の付着のあるものは、丈夫な非透過製の袋などに入れて出すこと。
- ・ビニールバッグ類や紙おむつ等については、内容物や付着物を事前に除去してから出すこと。

(6) 周知方法

一般廃棄物処理計画に定められた処理方法については、あらかじめ住民に対して普及活動を行うことが重要である。住民への周知方法としては、一般的な広報活動等に加え、地域の医療機関や薬局、メーカー等の協力を得て行うことが考えられる。

なお、プライバシー保護の観点から、個人情報に配慮することも重要である。

①一般的な広報活動

- ・可燃ごみとして排出するよう、住民に対して、ホームページ、広報誌、全戸に配布するごみ収集カレンダー等で周知を行っている。(事例 17)

②医療機関・メーカーを経由した周知方法

主治医や薬局が患者に対して、在宅医療廃棄物の出し方の指導や説明を行う方法として次のような事例がある。

〈医療機関を経由した周知方法〉

- ・在宅医療廃棄物を可燃ごみとして排出するよう、医療機関から患者への周知を依頼するために、医師会と区域内の医療機関に依頼文書を送付した。(事例 5)
- ・在宅医療廃棄物を排出する際の注意事項を記載したチラシを作成し、医療機関から患者に対してチラシを配布した。(事例 25)

〈薬剤師会を経由した周知方法〉

- ・在宅医療廃棄物のうち、注射針の処理に関する周知（医療機関、薬局に持ち込む旨を記載）については、薬剤師会にも協力を依頼し、薬局の店頭にチラシを掲示して、患者への周知を行った。(事例 25)

〈メーカーを経由した周知方法〉

- ・CAPDバックについては、患者の所在地が把握できないことから、メーカーが患者に製品を配送する際に、排出方法に関するチラシを同封してもらうこととしている。(事例 26)

環循適発第 2109301 号
環循規発第 2109302 号
令和 3 年 9 月 30 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフ
ォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）を踏まえた廃棄物の処理及び清
掃に関する法律の適用に係る解釈の明確化について（通知）

第 12 回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース（令和 3 年 7 月 2 日開催）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の適用に関して、一般廃棄物と産業廃棄物の混合処理等に係る解釈の明確化を図ることとされたところである。これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第1 一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理について

他人の廃棄物を処理する場合は、当該処理を行う廃棄物の区分ごとに廃棄物処理業の許可を取得する必要があるが、産業廃棄物の区分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条において排出元の業種等が指定されているものがあることから、たとえ事業活動に伴って排出される廃棄物が同様の性状を有する場合であっても、当該指定業種等から排出される廃棄物を処理する場合は産業廃棄物処理業の許可が、当該指定業種等以外から排出される廃棄物を処理する場合は一般廃棄物処理業の許可がそれぞれ必要となる。ただし、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を、当該一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合して処理することについては、法令上禁じられていない。

については、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の収集運搬業の許可を有する者の運搬車において、搭載する廃棄物ごとに容器を分けること、又はロードセル等の機器で搭載する廃棄物の数量を計測すること等により、それぞれの廃棄物の数量を適切に把握することができれば、他の物と区分して収集・運搬することが義務付けられている廃棄物を除き、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を混載して運搬しても差し支えない。その際、産業廃棄物の運搬に係る産業廃棄物管理票の交付の義務は従来通り課されることとなる。

また、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物の両方の処分業の許可を有する者の施設において、当該一般廃棄物と産業廃棄物を混合して保管、投入及び処分しても差し支えない。なお、処理後の残さについては、処分した一般廃棄物と産業廃棄物の比率で按分し、以後それぞれの区分の残さとして取り扱っても差し支えない。

第2 「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」

（平成18年3月31日付け環廃産第060331001号通知）の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」の適用について

環廃産発第060331001号の「第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について」においては、「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合」の許可の取扱い及び判断方法が示されているが、本取扱い及び判断方法については、メタンガス化施設を試運転する際に、産業廃棄物である下水汚泥を種菌として利用する場合においても適用できることとする。

また、本取扱い及び判断方法は中間処理業者による処理に伴い排出される産業廃棄物についても適用されるが、当該産業廃棄物の排出又は中間処理が行われる都道府県又は政令市（以下「都道府県等」という。）と、当該産業廃棄物を使用した試験研究が行わ

れる都道府県等が異なる場合は、必要に応じてあらかじめ当該都道府県等の間で、当該産業廃棄物の管理方法等について協議を行っておくことが望ましい。

第3 地下工作物の取扱いについて

地下工作物の存置については、一般社団法人日本建設業連合会において「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン」（2020年2月）が作成されている。次に掲げる①から④までの全ての条件を満たすとともに、同ガイドライン「3.2.3 存置する場合の留意事項」に基づく対応が行われる場合は、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない。なお、存置の対象となるのは、コンクリート構造体等の有害物を含まない安定した性状のものに限られる。また、戸建住宅の地下躯体は対象に含まれない。

- ① 存置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれがない。
- ② 対象物は「既存杭」「既存地下躯体」「山留め壁等」のいずれかである。
- ③ 地下工作物を本設又は仮設で利用する、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するために存置するものであって、老朽化を主な理由とするものではない。
- ④ 関連事業者及び土地所有者は、存置に関する記録を残し、存置した地下工作物を適切に管理するとともに土地売却時には売却先に記録を開示し引き渡す。

なお、地下工作物を存置する場合においても、石綿含有建材やP C B使用機器などの有害物、これら以外の内装材や設備機器などは全て撤去すべきものである。また、地方公共団体が上記の①から④までの条件を満たしていないと判断した場合は「廃棄物」に該当し得るとともに、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められると判断した場合は、当該地下工作物の撤去等、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることが可能である。

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 の規定に基づく
廃棄物の焼却禁止の例外とされる焼却行為に対する行政処分等の
適用について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいている
ところ御礼申し上げます。

さて、令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、「農林水産業を営む者が行
う野外焼却に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに関連通知の
解釈の明確化」を求める提案（別添）がなされたことを踏まえ、廃棄物の焼却禁止の例外
とされる農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却等に対する行
政処分等の適用について、解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴
管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基
づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却に対する行政処分等の適用について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の
促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について」（平成 12 年 9 月 28 日付け衛
環 78 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）において示しているとおり、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 16 条の 2 に基づく廃棄物の焼却禁止に係る規定は、行政処分のみでは適切な取締り
が困難であった悪質な無許可業者等による廃棄物の焼却について、これを廃棄物の不適

正処理として罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであるところ、当該罰則規定をもって措置するには馴染まない廃棄物の焼却については、罰則対象の例外を設けている。

なお、法第 16 条の 2 の規定において焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却に該当するとしても、同条に係る罰則以外の罰則及び行政処分の適用を除外するものではないことから、処理基準に適合しない焼却について、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であり、かかる措置命令の対象は、現に処理基準に適合しない廃棄物の処分等を行った者であって、当該処理基準が適用される者であるか否かを問わない。

したがって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 14 条各号に規定する焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、当該焼却行為により、健康被害も含む人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実には生じ、又は社会通念上そのおそれがあると判断するに相当な状態が生ずる場合等においては、処理基準に適合しない焼却行為として、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であることに留意されたい。

第二 政令で定める焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却の解釈について

法第 16 条の 2 第 3 号の規定による焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却については、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として、令第 14 条各号において具体的に明示している。

なお、同条各号が規定されていることを奇貨として、同条各号に該当する焼却行為であると称し、悪質な廃棄物の焼却が行われることを防止するべく、取締りの観点から限定的に解するため、同条第 4 号においては、「やむを得ない」と付言したものである。

したがって、個別の事案における罰則の適用において、当該例外規定における「やむを得ない」ものといえるか否かの解釈に当たっては、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却に該当するか否かという点を勘案し、法の目的に照らして合理的と認められるかにより判断されるべきものであり、生活環境の保全上著しい支障を生ずる焼却は、これに含まれるものではない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（抄）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

（措置命令）

第十九条の四 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長（前条第三号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第十九条の七において同じ。）は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者（第六条の二第一項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第六項若しくは第七項又は第七条第十四項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第一項及び第十九条の七において「処分者等」という。）に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 （略）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～十四 （略）

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

十六 （略）

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）（抄）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

環循適発第 1903293 号
平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設
の集約化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。

平成 9 年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成 10 年度の 1,769 施設から平成 28 年度には 1,120 施設と約 4 割減少している。施設の規模別では、平成 10 年度には 100 t/日以上以上の施設が 550 施設と全体の約 3 割であったところ、平成 28 年度には 100 t/日以上以上の施設が 591 施設と全体の約 5 割に増加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/日から平成 28 年度には 161t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成 10 年の 1,550g-TEQ/年から平成 28 年には 24g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である 33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 9 年通知の発出から 20 年以上が経過し、我が国のごみ処理をとりまく状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことの無い人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東

京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に1万人未満の市町村では2050年には2010年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。ついては、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1. 広域化・集約化の必要性

（1）持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化を推進し、施設整備・維持管理の効率化や施設の長寿命化・延命化を図るとともに、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により、施設整備費、処理費及び維持管理費等の廃棄物処理経費の効率化を図り、社会経

済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。また、都道府県や市町村の連携等により、廃棄物処理に係る人材の確保や技術の継承を図っていくことが必要である。

（２）気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。特に、近年は豪雨による水害等の災害が頻発しており、今後も気候変動の影響による災害の頻発化・激甚化が懸念されているところ、廃棄物分野においても温室効果ガスの削減に配慮することが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、発電効率や熱利用率の向上が期待されることから、電気や熱として廃棄物エネルギーを効率的に回収し、地域のエネルギーセンターとして周辺施設等にエネルギーを供給するほか、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減に努め、気候変動対策に資することが望まれる。

（３）廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、エネルギー利用をすることで温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタンガス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。

（４）災害対策の強化

都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

また、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

（５）地域への新たな価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを効率的に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（２）～（４）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、地域の特性や循環資源の性状等に応じて、地域循環共生圏の核となりうる施設整備を推進するなど、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

２．広域化・集約化計画の策定

（１）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して広域化・集約化計画を策定すること。また、広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整に努めること。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

（２）前回策定の広域化計画の評価

新たに広域化・集約化計画を策定するに当たっては、前回策定の広域化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。

（３）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30 年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。

（４）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（２）及び（３）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況の評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も

含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。

例えば、ごみの焼却についてはエネルギー利活用の観点から、100t／日以上の中連続燃焼式ごみ焼却施設を設置できるようにすること、既に100t／日以上300t／日未満の施設を設置している地域については、300t／日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、施設の大規模化が難しい地域においても、メタンガス化や燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用など、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討等も含め、廃棄物処理経費全体での評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③ 大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④ 相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤ 他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥ 民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として10年とする。2021年度末を目途に計画策定を目指すこととし、既に計画を策定・運用している場合においては、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて計画の見直し及び推進を行うこと。

(2) 広域化ブロック区割り

2.(4)で設定したブロック区割りについて記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

構成市町村 ・一部事務組合名	人口(万人)	面積(km ²)	将来推計 (人口・ごみ量等)

(3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2.(5)で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、必要に応じて、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法(中継施設の設置等を含む。)等についても記載すること。

(作成例)

〇〇ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量
ごみ焼却施設			
粗大ごみ処理施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			

メタンガス化施設			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			
その他の施設			

4. 留意事項

- (1) 既に、今後 10 年程度を計画期間とし、上記と同等の内容が含まれた計画が策定されている場合は、広域化・集約化計画が策定されているものとみなす。また、廃棄物処理法第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進捗管理を行うこと。なお、進捗管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うことが望ましい。
- (3) 計画は、必要に応じ見直すこと。

環循適発第 24032923 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

ごみ処理の広域化については、平成 9 年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成 9 年通知」という。）を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めてきたところである。また、平成 31 年には「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31 年 3 月 29 日付け環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「平成 31 年通知」という。）を発出し、持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化等の観点からごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）の更なる推進が必要であり、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されることを求めてきたところである。

平成 9 年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村による広域化・集約化に向けた取組が進められてきた。この結果、全国のごみ焼却施設数は平成 10 年度の 1,769 施設から令和 4 年度には 1,016 施設と約 4 割減少している。施設の規模別では、平成 10 年度には 100 t/日以上以上の施設が 550 施設と全体の約 3 割であったところ、令和 4 年度には 100 t/日以上以上の施設が 569 施設と全体の約 6 割に増加しており、施設の平均規模も平成 10 年度の 109t/日から令和 4 年度

には 172t/日となるなど、集約化・大規模化が着実に進んできた。ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出量についても平成 10 年の 1,550g-TEQ/年から令和 3 年には 19g-TEQ/年と大幅に削減されており、目標である 33g-TEQ/年を達成している。このように、ごみ処理の広域化は一定の成果を上げてきた。

一方、平成 31 年通知の発出後、一部の都道府県では新たな広域化・集約化計画が策定されておらず、広域化・集約化を行うメリットが少ないと判断されたことや市町村間の調整が困難であること及び住民との調整が困難であること等の要因により、広域化・集約化が進まない事例も近年見られている。

また、平成 9 年通知の発出から 25 年以上が経過し、我が国のごみ処理を取り巻く状況は当時から大きく変化している。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことの無い人口減少・少子高齢化が進行しつつある。東京などの大都市への人口集中は進んでいるが、大都市においても一部の地域を除いて人口が減少すると推計されている。地方部では人口が大きく減少することが推計されており、特に 1 万人未満の市町村では 2050 年には 2010 年の約半数に人口が減少すると推計されている。」としており、「3R の推進等により 1 人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月 30 日閣議決定）においては、「各地域においては広域化・集約化に向けた取組が行われてきたが、このような状況の中、将来にわたって持続可能な廃棄物の適正処理を確保するためには、より一層の取組が必要となっている。」とした上で、都道府県と市町村が連携し、3R + Renewable をはじめとする循環経済への移行やライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減への貢献といった点を考慮しつつ市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据えた広域化・集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである、としている。

さらに、2021 年に改定された地球温暖化対策計画においては、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量を 2030 年度に 2013 年度比 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととされたことを踏まえ、廃棄物処理施設整備計画においても、脱炭素化の推進が基本的理念に新たに追加されたところである。

加えて、近年、我が国では令和元年東日本台風、令和 2 年 7 月豪雨、令和 6 年能登半島地震等、毎年のように大規模な災害が発生している。気候変動に対し強靱で持続可能な廃棄物処理システムを構築する観点からも、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくためには、改めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。ついで、各都道府県におかれては、下記事項に留意の上、貴管内市町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画（以下「長期広域化・集約化計画」という。）を策定し、これに基づき安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進されたい。

記

1. 広域化・集約化の必要性

（1）持続可能な適正処理の確保

市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、地域における廃棄物処理の非効率化、リチウム蓄電池による火災の発生等が懸念されているところ、改めて、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進めていく必要がある。このため、広域化・集約化による効率的な施設整備、施設の長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備により、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストを削減することが必要である。また、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携、他のインフラとの連携に加え、都道府県と市町村の連携等により、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。

（2）気候変動対策の推進

気候変動問題は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。2021年に5年ぶりに改定された地球温暖化対策計画においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこととされた。

廃棄物分野からの温室効果ガス排出量は2020年度で約3,968万トンCO₂と我が国全体の約3.5%を占めている。一方、廃棄物の焼却時に廃棄物発電等の熱回収を行うことや、廃棄物系バイオマスのメタン発酵で得られるメタンの回収及びこれを用いた発電や熱源としての活用、燃料としての利用等によるエネルギー一起源CO₂の削減や、資源循環の取組等を通じた他分野における温室効果ガス排出量の削減に貢献することが可能である。

廃棄物・資源循環分野においても2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとする資源

循環強化の取組を推進し廃棄物の排出を抑制するとともに、焼却せざるを得ない廃棄物についても熱回収の高度化やCO₂の回収・有効利用・貯留(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage: CCUS)等の技術の導入により脱炭素化を推進する必要がある、廃棄物処理施設の整備に当たっても、廃棄物処理システム全体からの温室効果ガスの排出削減や社会全体の脱炭素化への貢献を念頭に進めることが極めて重要である。

ごみ処理施設の集約化・大規模化により、施設の省エネルギー化のみならず、エネルギー回収施設にあつては更なるエネルギー回収効率の向上や十分なエネルギー回収量の確保が期待されるとともに、産業施設における大規模熱利用やメタングスの都市ガス原料利用などの地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入により、温室効果ガス排出削減が可能となる。その際、廃棄物の排出から収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の工程において、廃棄物処理システム全体でのエネルギー消費量の低減及び温室効果ガス排出量の削減を図ることが重要である。

(3) 資源循環の強化

3R+Renewableをはじめとする資源循環の取組を進めるとともに、少量多品種にわたる未利用廃棄物の地域での活用等の地域特性に応じた資源循環の取組が重要である。広域化・集約的な対応により一定の量が確保されることや、選別システムや再資源化技術の高度化・高効率化への設備投資により、廃棄物分野からの素材・原料等の供給を拡大することが期待される。とりわけ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれ、広域化・集約的な対応により量の確保を通じた効率的な資源循環の促進にも寄与することが期待される。

廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、温室効果ガスの排出削減にも資することから、地域特性に応じて、メタングス化施設、ごみ飼料化施設、ごみ堆肥化施設、燃料化施設等を整備し、廃棄物系バイオマスの利活用を推進することが必要である。廃棄物系バイオマスを広域的に収集することにより、マテリアル利用やエネルギー利用に必要な量が確保されることが期待される。また、生ごみやし尿を下水汚泥等とあわせてメタン発酵することなどにより機能を集約した統合処理により、効率的な利活用や費用の削減が可能となる。

(4) 災害対策の強化

我が国では毎年のように大規模災害が発生しており、災害の激甚化・頻発化や大規模停電の発生も増加しているほか、今後も、南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの発生が懸念されている。災害時でも廃棄物処理体制を維持・継続し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を進めることが肝要であり、平時の備えとして、災害廃棄物の仮置場の候補地の選定

を含めた災害廃棄物処理計画の策定又は見直しを行い実効性の確保に努めることが重要である。加えて、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の推進に当たっては、災害廃棄物処理の要となる仮置場を早期に設置し適切に管理・運営していくことが求められるが、市町村においては仮置場候補地の検討を進めているものの、他用途との競合を背景に仮置場候補地の選定に至っていない例が見受けられる。そこで、仮置場候補地の検討・選定を進めるため、他部局等との調整、都道府県用地に係る情報提供や他部局等との調整コストが少ない廃棄物処理施設等の跡地を活用した仮置場の確保など、実際に仮置場の確保につながる対策を講じることが重要である。

また、災害の規模によっては、大量に発生した廃棄物の処理を被災した地方公共団体のみで行うことには限界があり、国や都道府県等との実効性を伴った広域的な連携協力体制の構築が必要になることから、都道府県においては、都道府県内や、都道府県域を越える広域的な廃棄物処理体制の構築に向け、廃棄物処理施設の整備状況を把握するとともに、関係地方公共団体、関係機関及び関係団体との災害協定の締結等の連携体制の構築を進めることが重要である。また、関係者との災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の広域的な廃棄物処理体制の確保に努めることが望まれる。

さらに、地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害等によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することで、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、自立分散型の電力供給や熱供給等の役割も期待できる。

（５）地域への多面的価値の創出

近年では、廃棄物エネルギーを高効率に回収することによる地域のエネルギーセンターとしての機能や、災害時の防災拠点としての活用、処理工程の見学等を通じた環境教育・環境学習の場としての機能など、地域の社会インフラとしての機能を高めた廃棄物処理施設の整備が進んでいる。

上記（２）～（４）の観点も含め、広域化・集約化により、このような特徴を活かした社会インフラとしての廃棄物処理施設の機能を一層高め、多種多様な地域循環共生圏の形成による地域活性化の観点から、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理システムを構築していくことが重要である。

２．長期広域化・集約化計画の策定

（１）計画策定主体

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 2 に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、都

道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとしている。その際、廃棄物処理の広域化に当たっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとしている。

このことに鑑み、都道府県が主体となり、2.（4）に示すごみ処理広域化・集約化協議会を設置した上で、管内市町村と密に連携して長期広域化・集約化計画を策定すること。上述の長期広域化・集約化計画は廃棄物処理法第5条の5において基本方針に即して都道府県が策定することとされている廃棄物処理計画の一部に該当するものであり、具体的には第2項第3号「一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項」のうち環境省令で規定される「一般廃棄物の広域的な処理に関する事項」に該当する内容となる。また、長期広域化・集約化計画に基づき取組を推進するに当たっては、広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備が進むよう、都道府県が市町村の総合調整を行うこと。なお、市町村が一般廃棄物の処理に関する事業を実施するに当たっては、長期広域化・集約化計画との整合性に留意すること。

（2）現時点での広域化状況の評価

新たに長期広域化・集約化計画を策定するに当たっては、現時点での前回策定の広域化・集約化計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況等を評価し、その結果を反映すること。具体的には、平成9年通知以降から現時点までの取組内容と紐づく効果（施設数の変化等）を含めること。

（3）人口及びごみ排出量等の将来予測

廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、2050年度までの人口及びごみ排出量等を予測し、考慮した上で、計画策定を行うこと。なお、長期広域化・集約化計画には、人口及びごみ排出量等の算出方法並びに2.（4）で見直す広域化ブロック区割りの設定も踏まえた2050年度までの施設数の変遷についても記載すること。人口の予測に関しては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を参考にするなど、都道府県が策定する他の計画との整合にも留意すること。また、ごみ排出量の予測に関しては、将来の人口予測と1人1日当たりのごみ排出量の将来目標等から算出すること。

（4）広域化ブロック区割りの設定見直し

上記（2）及び（3）で評価・検討した結果をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、広域化ブロック区割りの設定を見直すこと。過去に策定した広域化計画に基づいて広域化を達成したブロックについても、広域化・集約化の進捗状況の評価し、さらなる広域化・集約化の可能性について検討すること。広域化が未達成であったブロックについては、その原因を分析した上で、将来人口の見込みやブロック区割りの再構築も

含めて検討すること。必要に応じて都道府県境を超えた広域化・集約化についても考慮すること。

なお、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮されたい。

ここで、都道府県における現状の広域化状況の評価を踏まえたブロック区割り及び2.（3）のブロック内の施設整備の方向性（2050年度までの人口及びごみ排出量等を踏まえた施設数の変遷）については、都道府県と都道府県が構想するブロック区割りのメンバーからなるごみ処理広域化・集約化協議会※を設立し合意を得た上で、都道府県の長期広域化・集約化計画へ反映することとし、同協議会はブロックごとでの広域化・集約化に係る詳細な議論やその後の進捗確認・フォローアップの役割も担うものとする。ただし、都道府県が管内市町村を全て含めた形で議論の上、ブロック区割りの案を作成する場合などにおいては、これに代替することが可能であり、都道府県の取組方針に応じた柔軟な対応を可能とする。また、ごみ処理広域化・集約化協議会には、都道府県からの要請等に応じて環境省もオブザーバーとして参加できるものとする。

※ごみ処理広域化・集約化協議会は、地方自治法に定めのある協議会と同旨ではない。なお、地方自治法における協議会とは、地方自治法の規定に基づき、普通地方公共団体が、事務の一部を共同して管理・執行するため、協議により規約を定めて協議会を設けることができるものであり、規約の協議について関係地方公共団体の議会の議決を要するものである。

（5）ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

ブロックごとの廃棄物処理施設の整備計画や廃棄物処理体制を検討すること。ここで、築年数が異なる複数の既存施設の集約化の可能性も考慮し、集約する施設間の更新時期を合わせるために長寿命化・延命化等を含めた施設整備の最適化の検討を行うことが極めて重要である。

廃棄物処理体制の検討に当たっては、家庭系一般廃棄物の処理のみならず、事業系一般廃棄物等の処理や汚泥再生処理センター等による処理も含め、廃棄物の資源化・資源循環の強化、エネルギー回収・利活用を最大限に進めつつ、収集運搬を含めた廃棄物処理全体を安定的・効率的に行う観点から検討を行うこと。そのために、各ブロック内での望ましい収集体制を検討し、それに応じた処理方法・処理施設をブロック内として定めた上で、長期広域化・集約化計画に記載すること。

例えば、ごみの焼却については2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、一つの推計として300t／日以上施設の導入割合を増加させる必要性が示唆されていることから、離島における施設整備や既に極めて広大な面積における施設整備で集約化済みである区域等の300t／日以上施設の導入が著しく困難であることが明らかな区域を除き、300t／日以上のごみ焼却施設を設置できるように

することが望ましい。したがって、既に 100t／日以上 300t／日未満の施設を設置している地域については、300t／日以上のごみ焼却施設を、既に 300t／日以上 600t／日未満の施設を設置している地域については、600t／日以上のごみ焼却施設の設置を含め検討すること。また、メタンガス化、燃料化といった廃棄物系バイオマス利活用について、施設の大規模化が難しい地域のみならず、施設規模を縮減したごみ焼却施設の整備と合わせてメタン発酵施設を導入する等、地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入するなどの取組を促進すること。さらに、3 R +Renewable による取組等を進めてもなお残る温室効果ガスの排出に対して、将来的には、焼却処理と C C U S 等の技術を組み合わせることや熱分解による原料・燃料製造を含むカーボンリサイクル技術等により、廃棄物処理システムの脱炭素化を推進することが期待される。これらの技術は現時点で開発段階であるが、廃棄物処理施設の整備に当たっては構想段階から竣工までに一定期間を要すること、今後整備される廃棄物処理施設は長寿命化等により 2050 年頃まで稼働する可能性があることに留意し、新たな技術の開発やそれらの普及も念頭に、今後の技術動向に柔軟に対応していくことが必要である。従って、将来的にこのような新たな技術の導入可能性も考慮して、立地面も含む廃棄物処理施設体制の検討が行われることが望ましい。

また、マテリアルリサイクル推進施設の整備については、プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれ、その際に広域的な処理について検討・促進することが望ましい。そのため、広域化・集約化の検討対象に必ず含めること。

なお、広域化・集約化による収集範囲の拡大により収集運搬経費が増加する可能性もあるところ、中継施設の設置の検討や E V ごみ収集車の導入等も含め、廃棄物処理全体での経費や排出する温室効果ガスに関する評価を行うことが重要である。

広域化・集約化の主な方法として以下が考えられるので、地域の実情に応じて参考とされたい。

① 組合設立

近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

② ごみ種類別処理分担

複数の市町村において、ごみの種類ごとに分担して処理する。

③ 大都市での受入

大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

④ 相互支援

基幹改良事業等による施設停止時に、他の市町村が協力してごみを処理する。

⑤ 他のインフラとの連携

下水処理施設等の他のインフラと連携し、ごみ処理に必要な機能を集約化する。

⑥ 民間活用

市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

3. 長期広域化・集約化計画に記載する内容

計画には以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として 2050（令和 32）年度までとする。2027（令和 9）年度末を目途に長期広域化・集約化計画の策定を行うこと。既に 2050 年度までの長期広域化・集約化計画を策定・運用している場合においても、本通知の内容を踏まえ、必要に応じて長期広域化・集約化計画の見直し検討などを行うこと。また、策定した計画は概ね 5 年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定すること。

(2) ごみ処理広域化・集約化協議会

2.（4）で設定した都道府県における現状の広域化状況の評価を踏まえたブロック区割り及び 2.（3）で設定したブロック内の施設整備の方向性（2050 年度までの人口及びごみ排出量等を踏まえた施設数の変遷）について、2.（4）で示したごみ処理広域化・集約化協議会を設置した場合はその構成を記載すること。

(作成例) 協議会の構成

〇〇ブロックのごみ処理広域化・集約化協議会

構成メンバー	〇〇県、A市、B市、C市、D一部 事務組合
設立年月日	〇年〇月〇日
オブザーバー	環境省または無

(3) 都道府県自らの役割（実施事項）

広域化・集約化を推進するためには、都道府県の積極的な関与が求められる。以下の【都道府県が担うべき／担うことが望ましい役割】を参考に、都道府県自らの役割（実施事項）について記載すること。

(作成例) 〇〇都道府県自らの役割（実施事項）

役割(実施事項)	
----------	--

【都道府県が担うべき役割】

- 長期広域化・集約化計画の策定（現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測と広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検討）
- 都道府県の主導による広域化・集約化の枠組み構築
- 市町村の情報共有・意見交換の場の設定
- 広域化・集約化の進行管理（ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の把握）
- 広域化・集約化を進めるための技術的助言
 - ・法律上の助言、各種届出・手続きへの助言
 - ・循環型社会形成推進地域計画の作成への助言
 - ・地域還元事業への助言 等
- 市町村間の調整への積極的な関与
 - ・広域化ブロック内及び関係市町村間での会議への出席
 - ・住民説明会等への出席 等
- 交付金申請への対応

【都道府県が担うことが望ましい役割】

- 広域化・集約化を進めるための人材支援（市町村、組合等への技術系職員の派遣等）
- 広域化・集約化を進めるための財政支援（独自の財政支援制度の創設等）
- 広域化・集約化に対する都道府県民の理解の促進
- 広域化・集約化の推進のための国に対する提案

（４）広域化ブロック区割り・2050 年度までの人口及びごみ排出量等の算出方法等

２．（４）で設定したブロック区割りについて記載すること。

（作成例）広域化ブロック区割り ○○ブロック

構成市町村・一部事務組合名	人口（万人）	面積(km ²)	将来推計 (人口・ごみ量等)	●年度の 施設数 ^{※1}	2050 年度の 施設数 ^{※2}

※1 策定時点での最新年度の実績を記載すること。また、施設の種類の別に記載すること。

※2 施設の種類の別に記載すること。なお、2050 年度のみならずそれまでの変遷もわかるよう、

別途グラフ等を掲載すること。

(作成例) 2050 年度までの人口及びごみ排出量等の算出方法

人口の算出方法	
ごみ排出量等の算出方法	
処理能力の算出方法（施設の種別）	

(5) 各ブロックにおける廃棄物処理体制

2. (5) で検討した廃棄物処理体制について、広域化・集約化に向けた廃棄物処理施設の整備計画や処理体制をブロックごとに記載すること。また、可能な限り民間の許可施設等についても記載に含めること。

整備計画の策定に当たっては、下記作成例の項目のほか、ごみの種類、種類別のごみ量及びごみの収集運搬方法（中継施設の設置等を含む。）や、各ブロック内での望ましいごみの収集体制等についても記載すること。

(作成例) 各ブロックにおける廃棄物処理体制 ○○ブロック

施設種類	処理能力	建設予定年度	エネルギー回収量 ／再生利用量※
ごみ焼却施設			
リサイクルセンター			
ストックヤード			
容器包装リサイクル推進施設			
ごみ堆肥化施設			
ごみ飼料化施設			
メタンガス化施設（コンバインド方式含む）			
ごみ燃料化施設			
汚泥再生処理センター			
最終処分場			

その他の施設（中継施設、機能を集約した統合処理等）			
---------------------------	--	--	--

※ 再生利用においては想定される資源化物についても記載すること。

4. 留意事項

- (1) 2. (1) に示すとおり、長期広域化・集約化計画は都道府県廃棄物処理計画の一部として位置づけられるため、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれている場合についても、長期広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 広域化・集約化の計画を着実に推進していくため、都道府県は毎年度、ブロックごとの施設整備の進捗状況、過渡期の対応等を把握し、広域化・集約化の進行管理を行うこと。なお、進行管理に当たっては、施設の数や規模等の目標設定を行うこと。
- (3) 計画は、概ね5年ごとに現状を踏まえた見直し検討を行い、必要に応じて改定を行うこと。なお、都道府県の計画策定・改定の状況は、環境省ホームページ等で公開する予定である。
- (4) 国は、2. (4) に示すとおり、ごみ処理広域化・集約化協議会に都道府県からの要請等に応じてオブザーバーとして参加するほか、全国の広域化・集約化状況を整理し環境省ホームページ等で公開するなど、定期的にフォローアップを行う。

事 務 連 絡
令和元年 5 月 3 1 日

各都道府県 一般廃棄物主管課 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理施設の長寿命化への取組について

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）¹が策定され、各インフラの管理者は、インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされているところです。

また、環境省では、基本計画を踏まえ、「環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成 28 年 3 月。以下「環境省行動計画」という。）²を策定したところであり、環境省行動計画において、各地方公共団体が所管する一般廃棄物処理施設の管理者は、個別施設計画を策定し、着実に実施することとされているところです。

そのため個別施設計画を未策定の施設については、基本計画及び環境省行動計画の趣旨を十分に御理解いただき、令和 2 年度までのできるだけ早期に個別施設計画を策定いただくようお願いいたします。

また、従前より環境省では「廃棄物処理施設長寿命化総合計画の手引き（以下「手引き」という。）」を策定しているところ、個別施設計画と長寿命化計画の関係性について、一般廃棄物処理実態調査においても、同一のものとして扱って差し支えない旨、示しており、昨年 6 月に行われた全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議においても、その旨周知しているところです。

今般、平成 30 年度に実施した個別施設計画を策定している市町村等を対象としたアンケート調査（以下「平成 30 年度調査」という。）をとりまとめ、個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定状況及びその効果等について共有することとし、また、長寿命化を行う上で欠かすことのできない、廃棄物の清掃及び処理に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 14 号及び同条第 2 項第 12 号並びに第 5 条第 1 項に基づく機能検査及び精密機能検査についても、手引きとの整合を図る形で整理いたしましたので周知いたします。

¹ インフラ長寿命化基本計画は内閣府ホームページ、² 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）は環境省ホームページにそれぞれ掲載されているので、適宜参照されたい。

1 インフラ長寿命化基本計画本文…http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf

2 環境省インフラ長寿命化計画（行動計画）本文…<http://www.env.go.jp/other/infra/infra1.pdf>

貴都道府県においては、下記について、貴管内市町村等に対し、遺漏なきよう周知をお願いします。

記

1 個別施設計画（又は長寿命化総合計画）の策定対象施設

廃棄物処理施設整備事業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。）第 2 条の 5）に該当する、地方公共団体が所管・管理する一般廃棄物処理施設（施行令第 2 条の 5 第 1 号）※を対象とする。個別施設計画（又は長寿命化総合計画）が未策定の施設におかれては、令和 2 年度までに策定されたい。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業者が整備する廃棄物処理施設（施行令第 2 条の 5 第 5 号）を含む。なお、最終処分場は除く。

2 個別施設計画策定に関する平成 30 年度調査結果

（1）個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果

個別施設計画（長寿命化総合計画）の策定効果については、以下の図 1 のとおりまとめているところ、回答のあった施設のうち約 7 割でコスト削減や業務効率化等の効果があったと回答があった。

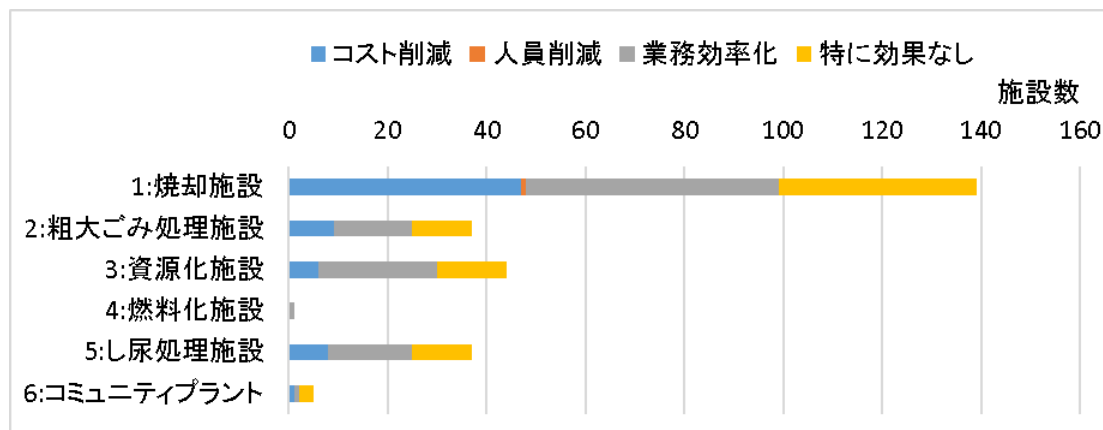


図 1 個別施設計画策定の効果

（2）個別施設計画（長寿命化総合計画）策定に係るコスト及び従事した人数等

計画策定にかかる外部委託費用等のコスト及び従事した人数等については、以下の図 2～5 のとおりとなっており、外部委託を行っている 7 割以上の施設で 600 万円以下の委託費用で行っていることや、職員 2 名以下で策定業務を行っている施設が多かった。また、個別施設計画策定に要する期間として、6 ヶ月～12 ヶ月という施設が多かった。一方で従事日数の分布は多岐にわたっていた。また、計画策定の際には、図 6 のように、「維持管理補修履歴収集整理」が最も人的コストをかけており、次いで「維

持管理補修工事費の実績整理」「健全度の評価、劣化の予測」が続いた。また、個別施設計画を策定する際において手引きが有用であったとの回答も数多くあった。

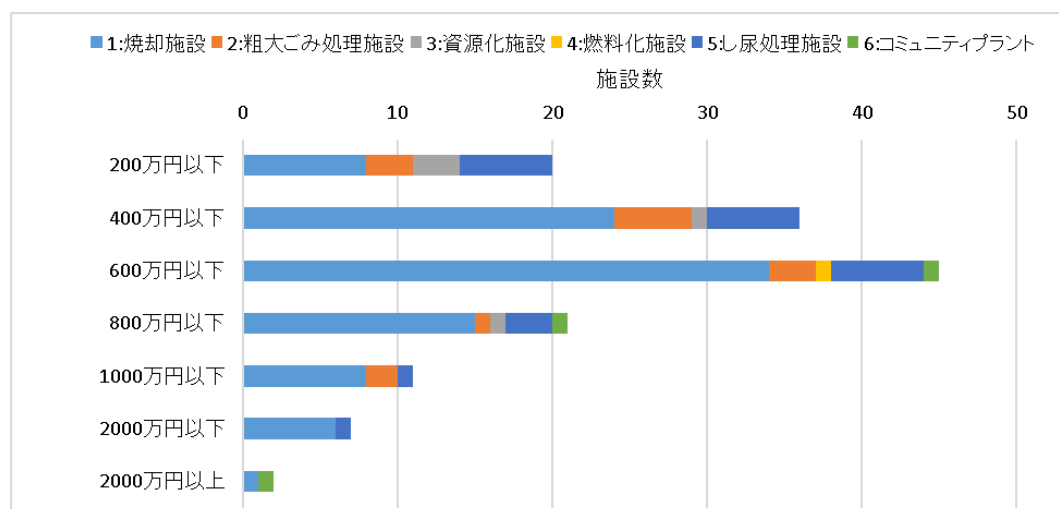


図2 個別施設計画策定を外部委託する際の費用

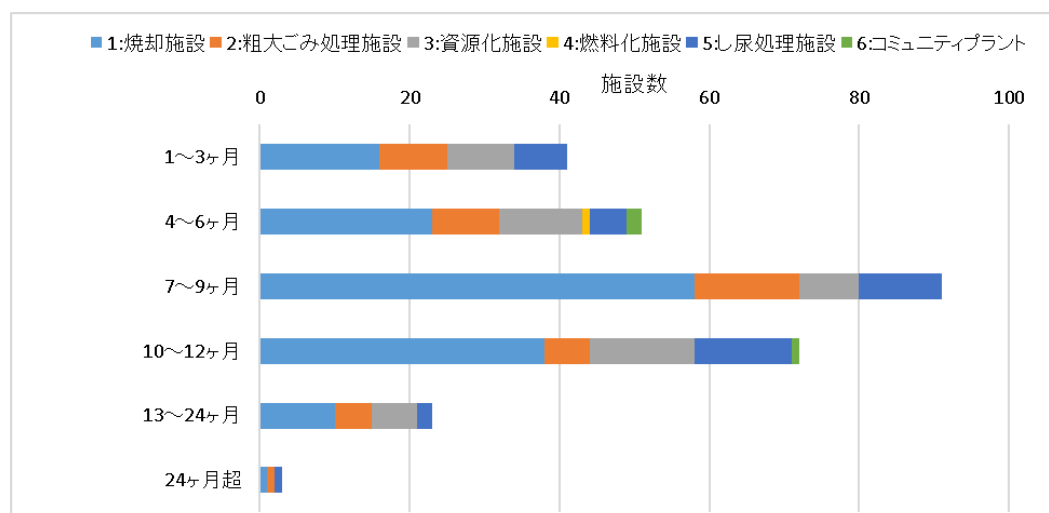


図3 個別施設計画策定に要する期間

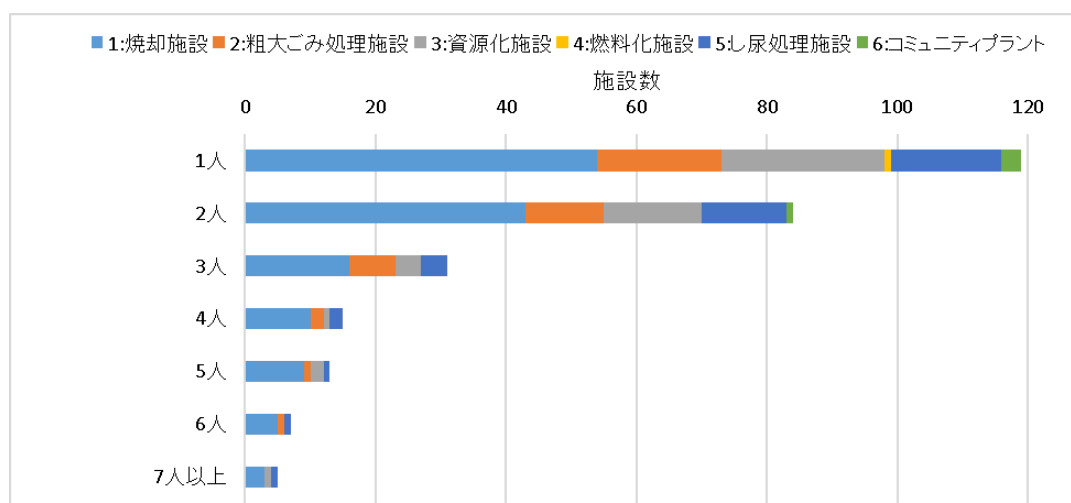


図4 個別施設計画策定時に主に従事した人数

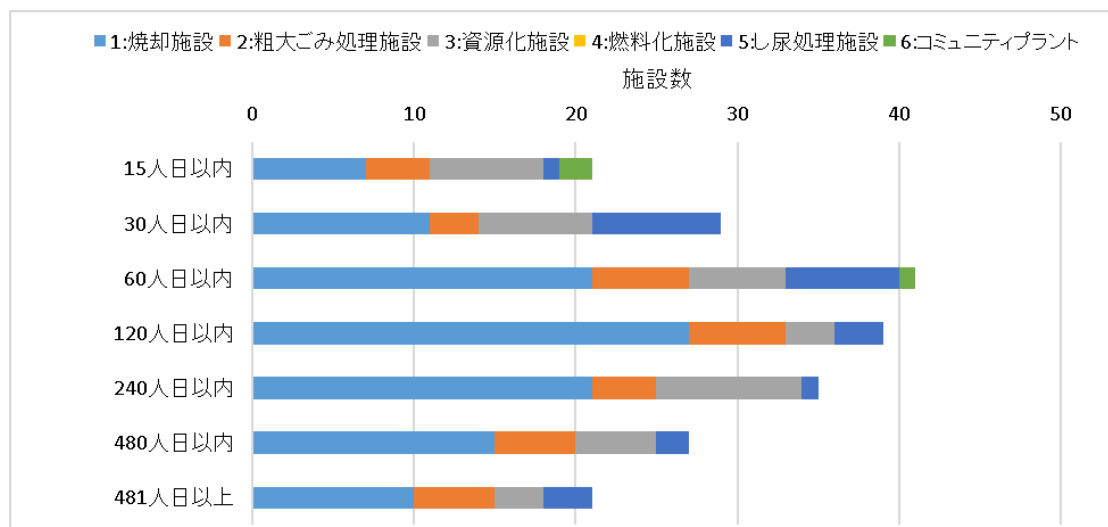


図5 個別施設計画策定に関わった職員の従事日数

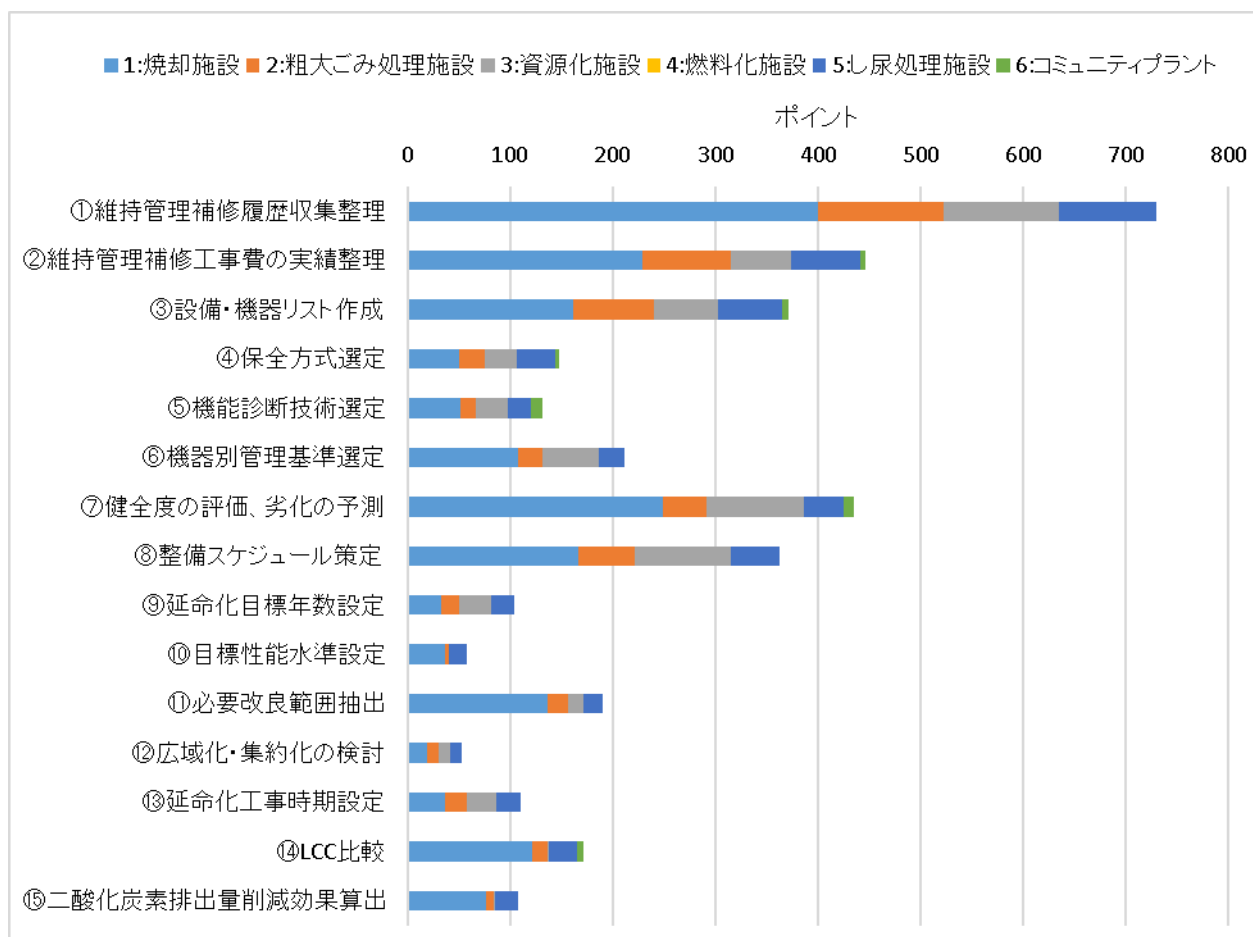


図6 計画策定時に最も人的コストをかけた項目
(※コストをかけた順番にポイント化)

(3) 個別施設計画における記載項目

策定されている個別施設計画において、多くの地方公共団体において盛り込まれている項目をとりまとめた。従事する人数や予算の制約等がある場合であっても、例えば、下記ア～ケの項目を盛り込むことにより、個別施設計画として一定の効果が得られるものと考えられる。

- ア 維持管理補修履歴収集整理
- イ 維持管理補修工事費の実績整理
- ウ 設備・機器リスト作成
- エ 保全方式選定
- オ 機器別管理基準選定
- カ 健全度の評価、劣化の予測
- キ 整備スケジュール策定
- ク 延命化目標年数設定
- ケ 延命化工事時期設定

3 機能検査及び精密機能検査の確実な実施等

平成30年度調査において、機能検査及び精密機能検査を実施していないと回答した施設はそれぞれ2割を超えていた。当該検査は法定検査であり、これを徹底するのは施設管理者の義務であることから、その重要性を改めて周知するとともに、確実な実施をお願いする。また、手引きにおける機能診断調査との関係が不明確であるとの指摘もあることから、表1及び図7のとおり改めて整理を行った。加えて、機能診断調査と機能検査及び精密機能検査の関係を考慮した場合、施設の機能状況、施設の耐用の度合等を把握するために必要な調査・検査という観点から、両者の調査・検査内容は一部で重複しており、機能診断調査により整理・蓄積された個別機器のデータ及び評価結果や、日常点検等を組み合わせることで、機能検査及び精密機能検査として位置づけることが可能である。実際に機能検査等を行う場合は表2～4を参考に、効率的な検査を行っていただくようお願いする。

表 1 機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の概要

	機能診断調査	機能検査	精密機能検査
法的根拠	—	廃棄物処理法施行規則 第 4 条の 5 第 1 項第 14 号	廃棄物処理法施行規則 第 5 条
位置付け	劣化予測・故障対策を的確に行うため、 <u>主要な設備・機器</u> について、必要な機能診断調査手法を検討する。機能診断調査は、設備・機器毎に採用する診断技術の種類、測定項目、実施頻度等を定めたうえで定期的に実施する。 (手引きより)	<u>施設</u> の適正な維持管理にあたって、(中略) 施設の機能状況、施設の耐用の度合い等を把握するために必要な機能検査。この実施により、稼働状況を常に適切に保持するために実施する。 (環整 45 号より)	ごみ処理 <u>施設</u> およびし尿処理 <u>施設</u> の機能を保全するために、定期的に施設の概要、運転管理実績、設備・装置の状況等を調査し、(中略) 処理負荷および処理機能を検討するとともに、(中略) 必要な改善点を指摘する。 (環整 95 号より)
項目、内容	—	廃棄物の質、量の把握。 ばい煙、放流水、灰等の組成分析。	表 2 に示す。
頻度	—	毎年 1 回以上	3 年に 1 回以上
備考	施設を構成する主要設備・機器に対し実施する調査するもの。 調査項目、内容は設備・機器毎に適切なものを選定する。	施設の維持管理が適切に行われていることを検査するもの。 機能診断調査による一部測定データ(例：排ガス、排水、灰等)は、施設の機能状況を把握する機能検査として活用可能。	施設全体の機能状況を検査するもの。 適切な維持管理を行った結果として、施設の機能がどのように発揮されているかを評価し、必要に応じて改善点を指摘する。 機能診断調査による一部測定データや評価結果は、精密機能検査に活用可能。

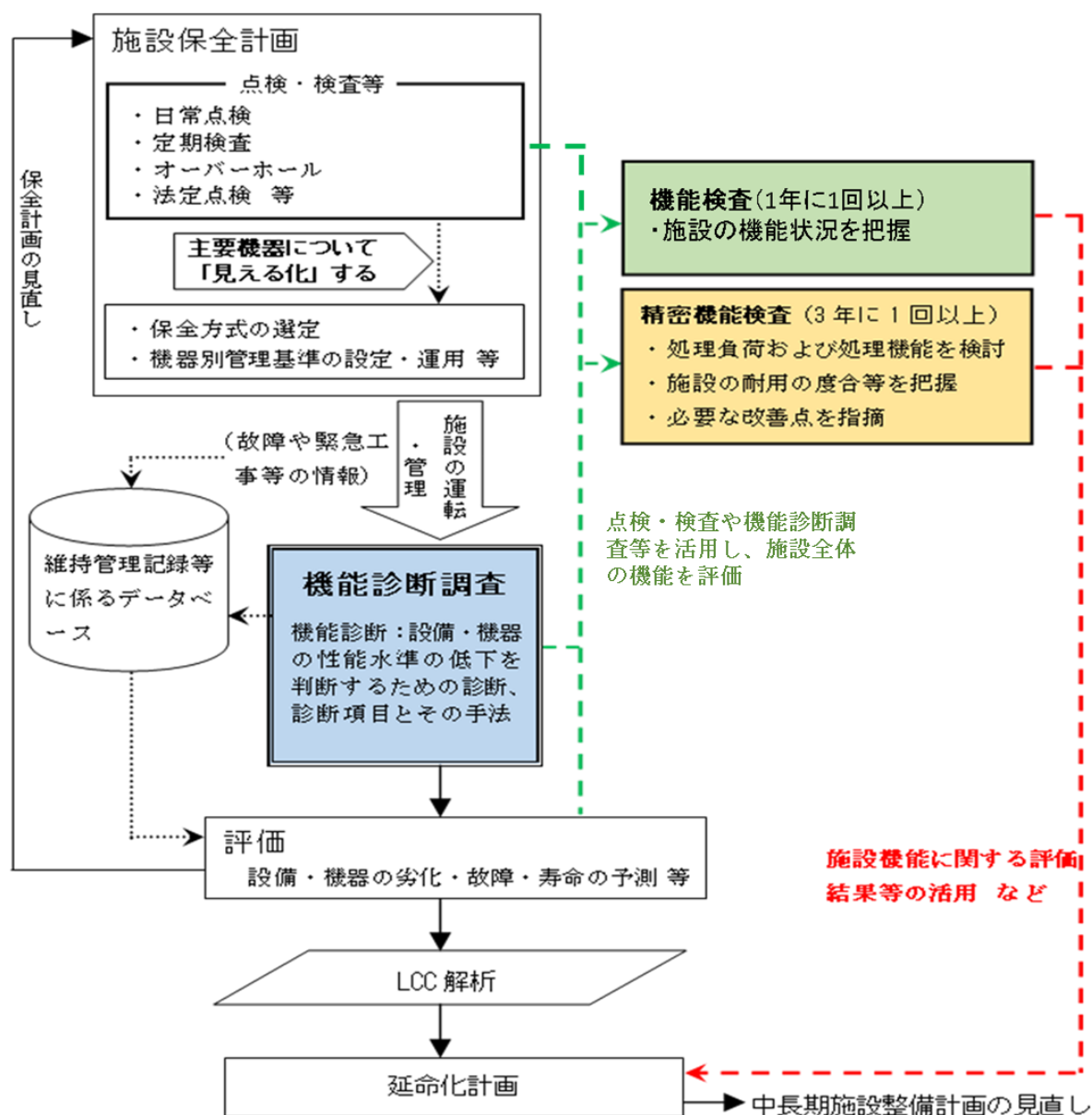


図7 施設の長寿命化における機能検査及び精密機能検査、機能診断調査の関係

表2 精密機能検査の調査項目（ごみ焼却施設の例）（環整95号）

精密機能検査		
項 目		調 査 内 容
1 施設の概要		施設の概要、処理工程及び補修工事、改良工事等の内容について調査する。
2 運 転 管 理 実 績	(1) 運転管理実績	月別の搬入量、焼却量、残灰量、ダスト量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。
	(2) 作業状況	投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容について調査する。
	(3) ごみ質等検査	ごみ質については三成分、物理組成、ダストについては重金属含有量、溶出量、残灰については熱しやく減量および重金属含有量、溶出量、排ガスについては、ばいじん、SO _x 、NO _x 、HCl、温度等、排水については、pH、BOD、COD、SS、重金属含有量、温度を検査する。なお、排ガスについては、排ガス処理設備の入口および出口で検査する。検査は、「ごみ処理に係る各種試験方法」に規定する方法によるものとする。
	(4) 処理条件と処理効果	投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し、検討する。
3 設 備 、 装 置 等 の 状 況	(1) 書類調査	基本図書および運転記録の点検並びに過去の事故等の状況を調査する。
	(2) 設備装置等の検査	各設備、装置、機器類について検査し、良、要補修、要交換、改造の四ランクに分けて判定し、その箇所を示す。
	① 土木、建築設備	各設備について亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。
	② 機械設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル、グリスの補給状況および損耗等を検査する。
	③ 電気設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。
	④ 配管、弁設備	各設備について、腐蝕、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。
	⑤ 耐火構造設備	炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカーの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況等を検査する。
	⑥ その他	全体的な水位高低関係、悪臭の発生等を検査する。
4 改善点の指摘		以上の調査および検討の結果に基づき、施設の構造および維持管理上の改善点を指摘する。

表 3 機能診断調査に活用する診断技術例(ごみ焼却施設)

適用可能な設備・機器	診断項目	測定項目	診断技術	定期/異常時	実施頻度
ごみクレーン(レール、ガー タ)火格子、火格子支柱・ 梁、回転機器(軸)等	減肉、摩耗、変形、偏 芯	長さ、歪、隙間 (鋼尺、ピアノ線、コン ベックス、トランシット、 ノギス、ダイヤルゲー ジ等)	寸法測定	定期	1年~4年
投入ホッパ、火格子ホッ パ・シュート、灰冷却水槽、 コンベヤ、風煙道、煙突、 ボイラーチューブ、蒸気管 等	減肉、摩耗、腐食	肉厚	超音波法	定期	1ヶ月~5年
炉、減温塔、バグフィルタ、 ポンプ・モータ、電気機器・ 盤など	ケーシング温度異常 時、耐火物、断熱材等 減耗・脱落、低温腐 食、回転体軸受温度異 常時、ケーブル端子緩 み等	表面温度/同分布	サーモグラフィー/ 接触温度計・放射温度計 則	定期/異常時	1年/随時
ボイラー、空気予熱器等	破孔、リーク	水頭	水圧検査法	定期/異常時	2年/随時
ボイラー、タービン等	内部欠陥	欠陥	超音波探傷法 (UT)	定期/異常時	4年/随時
ボイラー、タービン等	表面欠陥	傷	磁粉探傷法 (MT)	定期/異常時	10年/随時
ボイラー、タービン等	表面欠陥(亀裂)	傷	浸透探傷法 (PT)	定期/異常時	2年/随時
ボイラー等(金属材料)	腐食、製造欠陥、材料 欠陥	マクロ観察(溶接不 良、ブローホール)、ミ クロ観察(組織の色・ 形)	顕微鏡による材 料観察	異常時	随時
ボイラー等	内部欠陥	ブローホール、溶接不 良など(欠陥観察)	放射線透過探 傷法(RT)	異常時	溶接検査時
配管、ボイラー、他伝熱管	腐食、減肉、閉塞	目視	管内検査(ファイ バースコープ)	定期/異常時	10年/随時
配管、煙道、バグフィルタ	詰まり	圧力計の圧力差	圧力損失法	定期/異常時	日常/随時
バグフィルタ(ろ布)	強度劣化、目詰まり	引張、伸び率、通気度	ろ布分析	定期	1年
触媒	劣化、破損、故障、腐 食	NOx、付着成分など	分析法	定期	1年~3年
純水装置(樹脂)		電気伝導度		異常時	随時
油圧装置、タービン油等		油性状		異常時	随時
排ガス・排水・灰等(各処 理装置)、油入トランス絶 縁油ガス等		ガス、水、灰等(成分、 金属元素)		定期/異常時	1年/随時
回転機器					
回転機器	バランス不良、軸不 良、軸受け不良	回転数に応じ速度、加 速度、周波数等	振動法	定期/異常時	1ヶ月~1年 /随時
回転機器	軸受け不良	温度	温度測定	定期	日常
回転機器(軸)	偏心	距離(偏心量)	レーザー	定期	1年~4年
回転機器、スチームトラッ プ、タービン排気管	軸受け不良、流体の流 れ、ギア異常時、ター ビン排気真空度劣化場 所特定	熟練者による聴音器・ 棒の音	音響法	定期/異常時	日常~1ヶ月 /随時
回転軸、湿式洗煙装置等	強度劣化、フレックラ イニング劣化	くぼみの大きさ(ビッカ ースの場合)	硬度試験	異常時	随時
コンベヤなど(トルク設定)	トルク計測	金属変形による抵抗 値の変化	ストレインゲージ 法	異常時	随時
高圧・低圧電動機、発電 機、電気式溶融炉給電部	絶縁劣化	抵抗値	絶縁抵抗試験	定期	1年
高圧電動機、発電機、高 圧ケーブル	絶縁劣化	漏れ電流、抵抗値など	直流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、高 圧ケーブル	絶縁劣化	電流-電圧特性	交流電流試験	定期	5年
高圧電動機、発電機、モ ールド変圧器	絶縁劣化	放電電荷、パルス発 生頻度など	部分放電試験 (コロナ法)	定期	5年/随時
機械、構造物等	金属の傷や巣、ボルト の緩み	打撃音、感触	ハンマリング法 (簡易)	定期	日常

表4 機能診断調査に活用する診断技術例(し尿処理施設・機械設備)

適用可能な 設備・機器	診断技術及び 診断手法	測定項目	診断項目	実施頻度
高速回転機器	振動法	振動速度、加 速度、周波数	回転バランス不良、回転 軸不良、軸受け不良	定期／ 異常時
回転機器	音響法	熟練者による 聴音器・棒の音	軸受け不良、流体の流 れ、ギア噛合い異常	定期／ 異常時
汚泥配管、污水配管	超音波流速計	流体流速	配管内閉塞	定期／ 異常時
膜分離装置、ろ過装置、活性炭 吸着装置、生物脱臭装置、薬 液洗浄塔、配管・ダクト	圧力損失測定	配管・ダクト内 の圧力	設備機器の閉塞異常、 配管・ダクト閉塞	定期／ 異常時
回転機器	温度測定	温度	軸受け不良	定期／ 異常時
焼却炉、乾燥装置、熱風炉、脱 臭炉	接触温度測定	表面温度	ケーシング温度異常、耐 火物・断熱材減耗、ひび 割れ	定期／ 異常時
受変電盤、動力制御盤、発電 機及び設備機器全般	絶縁抵抗測定	抵抗値	主回路全体の対地絶縁 特性	定期／ 異常時
電動機	電流測定試験	電流値	電流値の異常(過負荷な ど)	定期／ 異常時
主要設備機器	水質分析法	水質、汚泥の 分析	処理工程性能遵守確認 と異常の発見	定期／ 異常時

以上

(問い合わせ先)

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 調査係

TEL 03-3581-3351 (内線 6826)

FAX : 03-3593-8263

E-Mail : hairi-haitai@env.go.jp

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額
(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化について（通知）

一般廃棄物行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

一般廃棄物の処理施設整備に関しては、近年ダイオキシン類対策を行った廃棄物処理施設の更新需要が増えており、増加傾向となっている。また、地方自治体の廃棄物処理施設整備を支援する循環型社会形成推進交付金等の要望額も今後さらなる増加が見込まれている。令和 5 年 6 月には、令和 5 年度～令和 9 年度を計画期間とする廃棄物処理施設整備計画が閣議決定され、その中で「施設の整備に当たっては、その費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、広域化・集約化による効率的な施設整備の取組に加え、長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備により、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストを縮減することが必要である。」と記載されている。

今後は、持続可能な適正処理の確保とともに、3R 等の資源循環の更なる推進や、CO₂ 分離回収設備の導入など将来的に更なる脱炭素化への対応も必要であり、廃棄物処理施設のトータルコスト縮減の取組がより一層必要となってくる。また、人口減少に加え 3R 等の資源循環の推進により焼却量の減少が見込まれる中、過大な規模の施設整備は稼働率やエネルギー回収量の低下など、非効率な運用の一因となりえ、施設の長寿命化・延命化に加え、更新時に施設規模を適正化し処理システム全体の最適化を図ることはトータルコストの縮減に繋がるとともに、ライフサイクル全体の脱炭素化（エネルギー回収含む）の観点からも重要である。今後の新たな施設整備にあたっては、処理量減少や施設の集約化など将来の見通しに即した施設規模の適正化や、施設規模に応じた施設整備コストの最適化を推進するための中長期を見据えた対策が

必要となる。

以上の内容を踏まえ、循環型社会形成推進交付金等を用いた一般廃棄物焼却施設の整備について、単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定による施設規模の適正化を行うこととし、以下にその基本的な考え方を記すので、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づき事業を実施する民間事業者)に対して周知願いたい。

記

単位処理能力当たりの交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定について

(1) 建設トン単価上限値の設定に係る考え方

循環型社会形成推進交付金等を用いて平成30年度以降に一般廃棄物焼却施設の整備を実施した事例の建設トン単価を集計し、年度ごとに建設工事費デフレーターを適用し標準化を実施した。その上で、標準化された建設トン単価を用いて分位点回帰と呼ばれる手法を用いて施設規模に対応する建設トン単価を算出する回帰式を求める。この際、施設規模に対応する建設トン単価は同一施設規模における75パーセンタイル(データを小さい順に並べた際に全体の75%に該当する値)となるように設定するとともに求めた回帰式を踏まえて、施設規模帯ごとに一律となるよう補正を行う。上述の手続きを経て設定される施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の設定は別紙のようになる。

※30t/日未満の施設については、島しょ部などの地形的要因を受ける可能性が高いこと等を踏まえて、現段階での交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の導入は行わない。また、600t/日以上施設については、現時点において実績が少ないこと等を踏まえて、一律の交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)としている。

(2) 建設工事費デフレーターの適用について

(1) 建設トン単価上限値の設定に係る考え方で示した交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)については、建設資材の高騰の影響等を考慮する必要があることから建設工事費デフレーター(建設総合_土木総合_公共事業_土木_2_環境衛生)を参考とし毎年度末に見直しを検討する予定である。また、今後の着工実績を踏まえて交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の妥当性について定期的に検証を行い、一般廃棄物焼却施設の建設工事を取り巻く情勢を踏まえ必要に応じて見直しを検討する。なお、交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)の適用については工事着工年度の値を適用するものとするが、工期中にスライド条項を

適用する場合については、スライド条項適用年度から竣工までの期間において、交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)についてもスライド条項適用年度における交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）を適用することが出来る。

(別紙) 施設規模ごとの一般廃棄物焼却施設における交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)

施設規模	交付対象経費上限額(建設トン単価上限値)
30t/日未満	—/ (t/日)
30t/日以上 50t/日未満	1 5 0 百万円/ (t/日)
50t/日以上 100t/日未満	1 3 0 百万円/ (t/日)
100t/日以上 150t/日未満	1 0 7 百万円/ (t/日)
150t/日以上 200t/日未満	9 5 百万円/ (t/日)
200t/日以上 250t/日未満	8 8 百万円/ (t/日)
250t/日以上 300t/日未満	8 2 百万円/ (t/日)
300t/日以上 350t/日未満	7 8 百万円/ (t/日)
350t/日以上 400t/日未満	7 5 百万円/ (t/日)
400t/日以上 450t/日未満	7 2 百万円/ (t/日)
450t/日以上 500t/日未満	7 0 百万円/ (t/日)
500t/日以上 550t/日未満	6 8 百万円/ (t/日)
550t/日以上 600t/日未満	6 6 百万円/ (t/日)
600t/日以上	6 4 百万円/ (t/日)

(参考) 建設トン単価上限値の算出過程

<建設トン単価の実績値の算定>

- ・ 上限の設定のために利用する実績値は、循環型社会形成推進交付金等を用いて平成30年度以降に着工した焼却施設とした。
- ・ 上記の事例の建設トン単価は、交付額を交付率で割り戻して求めた「交付対象経費」を、整備した施設の規模（t/日）で除すことによって算出した。
- ・ 上記で算出した建設トン単価は、着工時点での物価水準での単価であるため、建設工事費デフレーター(建設総合_土木総合_公共事業_土木 2_環境衛生)を用いて、平成30年度から令和4年度に着工した施設のトン単価は、令和5年度（※令和5年4月～10月の平均値）の物価水準に補正した。ここで、各年度の補正係数は着工年度に対して適用した。

<建設トン単価の実績値を利用した75パーセンタイルの導出>

- ・ 令和5年度の物価水準に補正されたトン単価（補正後トン単価）から、分位点回帰と呼ばれる手法を用いて、ある規模Xにおける75パーセンタイルに相当する建設トン単価Yを求める回帰式を求める。
- ・ 分位点回帰とは、任意の分位点（分布を分割する値で、50%：50%に分割する値は中央値）における回帰式を求める手法である。例えば、一次式（ $y=ax+b$ ）で分位点回帰する場合は、以下の式を最小化する未知変数(a, b)を決定することになる。 ρ はピンボール損失関数などと呼ばれ、分位点の予測に適した関数である。 δ はモデル関数と測定値との誤差を表す。

$$\min. \sum_i \rho_{\tau}(\delta_i)$$

$$\rho_{\tau}(\delta) = (\tau-1) * \delta \quad (\delta \leq 0) \quad \text{or} \quad \tau * \delta \quad (\delta > 0)$$

$$\delta_i = y_i - f(x_i) = y_i - (ax_i + b)$$

τ は求めたい分位点で、今回であれば0.75（75パーセンタイル）となる。
ここで、i は分析に利用したデータ要素の番号を示す。

- ・ 「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成18年）にあるように、化学プラント建設工事の分野では、建設工事価格はプラント規模の0.6乗に比例するという経験則が良く知られている。これを建設工事単価にすると、以下の式から建設工事単価はプラント規模の-0.4乗に比例するといえる。

$$(\text{建設工事価格}) = b * (\text{プラント規模})^{0.6}$$

$$(\text{建設工事単価}) = (\text{建設工事価格}) / (\text{プラント規模}) = b * (\text{プラント規模})^{-0.4}$$

- ・ 0.6乗則に基づく-0.4乗はあくまで経験則であることから、仮にプラント規

模の a 乗に比例すると仮定すると、今回求めたい回帰式は、建設トン単価を Y、施設規模を X とすると、 $Y=b*X^a$ と表現できる。この求めたい回帰式の両辺の常用対数を取り、式変形することによって、以下の一次式を得ることができる。

$$\log_{10}Y=\log_{10}b*X^a=\log_{10}b+\log_{10}X^a=\log_{10}b+a*\log_{10}X=a*\log_{10}X+\log_{10}b$$

$$Y' = a*X' + b'$$

(ここで、 $Y' = \log_{10}Y$ 、 $X' = \log_{10}X$ 、 $b' = \log_{10}b$)

- 各事例の補正後トン単価と施設規模の常用対数をとったデータセット (Y' 及び X') において分位点回帰を実行することで回帰式を決定する a 及び b' を得ることができる。分位点回帰によって、 $a=-0.28307$ 、 $b' = 2.594787$ を得たため、以下の式変形によって、 $Y=393.4*X^{-(0.28307)}$ の関係式を得た。

$$Y' = a*X' + b'$$

$$(\log_{10}Y)=a*(\log_{10}X)+b' * \log_{10}10=\log_{10}X^a+\log_{10}10^{b'}=\log_{10} 10^{b'} * X^a$$

$$Y=10^{b'} * X^a$$

- 各施設規模区分において下限となる施設規模 (50t/日以上 100t/日未満であれば 50t/日) を上記の式に代入して 75 パーセントに相当する建設トン単価を求め、その区間の交付対象経費上限として設定する。

環循適発第 24032920 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県

廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）

循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業）、二酸化炭素排出抑制対策交付金（先進的設備導入推進事業）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）の交付については、平成 17 年 4 月 11 日付環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び平成 17 年 4 月 11 日付環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「循環型社会形成推進交付金交付要綱の取扱について」、平成 27 年 2 月 27 日付環廃対発第 1502275 号環境事務次官通知の別紙「廃棄物処理施設整備交付金交付要綱について」及び平成 27 年 2 月 27 日付環廃対発第 1502275 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「廃棄物処理施設整備交付金交付要綱の取扱いについて」、平成 27 年 4 月 9 日付環廃対発第 15040945 号環境事務次官通知の別紙「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱について」及び平成 27 年 4 月 9 日付環廃対発第 15040945 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）交付要綱の取扱いについて」、平成 31 年 4 月 1 日付環循適発第 19040112 号環境大臣通知「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）交付要綱」及び平成 31 年 4 月 1 日付環循適発第 19040112 号通知「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業実施要領」等により取り扱われているところであるが、今般、交付対象となる一般廃棄物焼却施設の整備規模の算定について、令和 10 年度以降に新たに着工する事業及び令和 10 年度以前に着工する事業であって、令和

7年度から令和9年度の間において、各交付金交付要綱第5の第2項による交付を受ける場合から下記のとおり取り扱うこととしたので、貴管内市町村、一部事務組合、広域連合及び民間事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき事業を実施する民間事業者）（以下「市町村等」という。）に対して周知願いたい。

記

1 一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎について

（1）計画目標年次

計画目標年次は、施設の稼働予定年度の7年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とする。

（2）計画収集人口

計画収集人口は、計画目標年次における市町村等の区域内の総人口から自家処理人口を差し引いた人口とし、推計は、過去10年間の当該地域人口の実績値の動態をもとに行うものとする。

この場合、計画目標年次における人口推計値が、施設稼働予定年における人口の推計値に比較して減少する場合には、稼働予定年における推計値をもって計画収集人口とする。

なお、施設集約化の前提がある場合、集約化する時点の計画収集人口とする。

（3）計画1人1日平均排出量

当該施設における処理対象となるごみの計画1人1日平均排出量は、当該施設で処理を対象とするごみにおける、原則直近の1人1日当たりのごみ排出量の実績を基礎とし、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針において平成24年度に対し、令和7年度において、排出量を約16%削減するという目標を踏まえ（※1）、排出抑制施策及び集団回収等によるごみ減量効果等を的確に見込んで推計すること（※2）。この場合、計画処理区域が大きい地域等にあつては、いくつかのブロックに分けて算定することが望ましい。

なお、施設集約化の前提がある場合、集約化する時点の計画1人1日平均排出量とする。

(※1) 排出削減目標については、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針の改定を踏まえるものとする。

(※2) 令和10年度以降に新たに着工する事業は計画1人1日平均排出量について、一定の考え方に基づき上限値を設定するが、生活系ごみ処理有料化を実施済又実施予定の場合は、この限りではない。

(4) 計画年間日平均処理量

計画年間日平均処理量は、計画目標年次における年間処理量の日平均値とし、計画1人1日平均排出量に計画収集人口を乗じて求めた量に、(※)計画直接搬入量を加算して求めた量とする。

(※)計画直接搬入量は、計画目標年次における直接搬入量(日量換算値)とし、過去の直接搬入量の実績、将来の収集計画等を考慮して算定する。

- ① 交付対象として加えることのできる直接搬入ごみ量は、一般廃棄物及び地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物に限るものとする。
- ② 中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)(令和6年3月29日付環循適発第24032923号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)に基づき広域化のための他の市町村等のごみ処理を行う場合は、その分のごみ量を見込むことが可能である。
- ③ 他のごみ焼却施設から排出される焼却灰等を熔融等により処理する場合は、直接搬入ごみ量として見込むことができるものとする。

2 一般廃棄物焼却施設の整備規模について

(1) 施設規模

施設規模は次式により算定するものとする。

(計画1人1日平均排出量×計画収集人口+計画直接搬入量)÷実稼働率

ア 計画1人1日平均排出量

容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法に基づく施策の進展を踏まえ1(3)の考え方に基づき推計した排出量

イ 実稼働率=(365日-年間停止日数)÷365日

年間停止日数については、75日を上限とする。

*75日の考え方:整備補修期間+補修点検+全停止期間+故障の修理・やむを得

ない一時休止の日数

*75 日の内訳：計画停止（整備補修・補修点検・全停止期間含む）61 日＋ピット調整 10 日＋予定外停止 4 日

*調整稼働率は故障の修理・やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮したものであったが、それらの想定日数を年間停止日数に含んでいる。

（２）ごみ焼却施設の焼却炉の数については、炉の補修点検時の対応、経済性等に関する検討を十分に行い決定すること。

（３）ごみピット容量は、安定的なごみ処理のために余裕分を見込むことができるものとする。

（４）計画区域内に既存の施設がある場合であって、既存施設との間で稼働体制の調整が可能な場合には、施設規模は次式により算出された規模とする。

整備規模＝（計画年間日平均処理量－既存施設の年間日平均処理量）÷実稼働率

※既存施設の年間日平均処理量（t／日）＝年間処理量（t／年）÷365 日

（５）災害廃棄物処理量

２（１）の式より算出した施設規模に対し、10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとする。

3 その他の留意事項

ア 交付対象事業の整備計画の策定に当たっては、その費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、広域化・集約化による効率的な施設整備の取組に加え、長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的かつ合理的な施設整備により、施設の建設・維持管理・解体に係るトータルコストを縮減するように、方策について十分検討するものとする。

イ １（３）について、既に排出抑制施策及び集団回収等により令和 7 年度において、平成 24 年度に対して排出量を約 16%削減している場合や、循環型社会形成推進基本計画で定める 1 人 1 日当たりのごみ排出量の数値目標を達成している場合には、直近の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績値の 95%以上の値をもって、計画 1 人 1 日平均排出量とすることができることとし、この場合には、理由書を提出すること。

なお、観光地等で、市町村等のごみ排出量の季節変動が著しく大きい場合には、別途、理由書及び参考となる資料を提出のうえ、環境大臣の承認を受けること。

ウ 2（5）の定めにより施設規模の算定に災害廃棄物処理量を見込むことができる場合については、災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し、当該計画において処理区域外からの災害廃棄物を受入れる旨を記載するものに限る。

なお、個別の事情により災害廃棄物処理量を2（1）に定めた計算式より算出される施設規模の10%を超えて計画するものについては、理由書及び参考となる資料を提出のうえ、環境大臣の承認を受けること。

エ 当該通知に基づき算出される施設規模以下となることが明らかな場合に限り、本通知によらず施設規模を算出することができるものとする。

環廃対発第 081017003 号
平成 20 年 10 月 17 日
一部改正
環循適発第 2103031 号
令和 3 年 3 月 3 日
一部改正
環循適発第 2211073 号
令和 4 年 11 月 7 日
一部改正

各都道府県
廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

廃棄物処理施設の財産処分について

循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業）及び廃棄物処理施設整備費補助金の交付を受けて市町村等が整備した一般廃棄物処理施設の財産処分については、平成 20 年 5 月 15 日付け環企発第 080515006 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下、「承認基準」という。）に基づき行うほか、以下のとおり取り扱うこととするので、貴管下市町村等に対し周知願います。

なお、令和 4 年 11 月 7 日から適用します。

第 1 財産処分の処分方針

廃棄物処理施設については、建物、構築物、機械装置類が有機的に結合し、その機能を果たしていることから、個々の設備等の耐用年数をもって判断するのではなく、財産処分する施設を一体的なものとし、これまで加重平均耐用年数（施設に含まれる設備等の耐用年数ごとに工事費の重み付けを行い、施設一体として算出した耐用年数。以下同じ。）と経過年数の比較により、補助目的を達成しているか否かを判断してきたところであるが、今後においては、承認基準に基づき手続きを行うこととする。

また、承認基準「第 3 国庫納付に関する承認の基準」に定める「国庫納付に関する条件を付して承認する場合」に該当する財産処分を行う場合については、従来のとおり、加重平均耐用年数を用いて補助目的が達成しているか否かを判断することとする。

第 2 財産処分の特例

1 市町村合併に係る法律に基づく財産処分について

承認基準「第 2 承認の手続」の包括承認事項（1）のイに定める、市町村合併に係る法律に基づく計画とは、「市町村の合併の特例に関する法律」（平成 16 年法律第 5

9号)第6条の規定に基づく「合併市町村基本計画」とする。

なお、市町村合併の計画に基づいて行われる財産処分(包括承認事項)は、「市町村建設計画」又は「合併市町村基本計画」の「公共的施設の統合整備に関する事項」等に具体的な記載がなされているものとする。

また、これら計画に特段の記載がない市町村合併に伴う財産処分については、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式1により申請することとし、承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」の定めに基づき、環境大臣が適当であると個別に認める場合には、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。

2 包括承認事項以外の財産処分について

(1) 包括承認事項と同様の取扱を行う財産処分

承認基準「第2 承認の手続」に定める包括承認事項に基づくもののほか、次に掲げる財産処分についても、環境大臣の承認があったものとして包括承認事項と同様の取扱とする。

① 災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)

市町村が災害により発生した産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式2により行うこととし、本通知の様式1を添付することとする。

また、この報告をもって災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象となるものではない。

ア 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において処理できるものであること。

イ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものとする。

② 高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)

市町村が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条及び第23条の規定に基づき患畜等の処理を行う者から、患畜等を受け入れ処理する場合であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式2により行うこととし、本通知の様式2を添付することとする。

ア 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第30条に定める基準に従って処理を行うものであること。

イ 患畜等の所有者において、家畜伝染病予防法に従った患畜等の処理を行うことが困難であること。

ウ 患畜等を受け入れることにより、日常の一般廃棄物処理に支障を生じさせないよう配慮すること。

エ 患畜等を受け入れる期間をあらかじめ明示するとともに、受入完了後は速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書(様式4)を提出すること。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

(2) 国庫納付に関する条件を付さない財産処分

承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」に定める、「1. 地方公共団体が行う財産処分」の「(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合」に該当する財産処分のほか、産業廃棄物の適正処理の推進に資するため、市町村が一般廃棄物に加え新たに産業廃棄物(上記(1)①に該当するものを除く。)を一般廃棄物処理施設で処理する場合であって、かつ、次に掲げる全ての要件を満たすものとして環境大臣が承認

した財産処分については、国庫に納付する旨の条件を付さずに承認するものとする。

なお、承認申請の手続きに当たっては、承認基準「第2 承認の手続」で定める別紙様式1により行うこととし、本通知の様式3を添付することとする。

ア 当該地域において、対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがあること。

イ 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において処理できるものであること。

ウ 受け入れる産業廃棄物処理量は、一般廃棄物処理量を超えないこと。

エ 産業廃棄物を受け入れる際には、排出事業者責任等を勘案し処理費用として料金を徴収するなど、市町村財政に負担をかけないこと。

オ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものとし、あらかじめその期間を明示するとともに、受入完了後は速やかに廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出すること。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

第3 加重平均耐用年数を用いる財産処分

承認基準「第3 国庫納付に関する承認の基準」に定める、「1. 地方公共団体が行う財産処分」であって、「（2）国庫納付に関する条件を付して承認する場合」においては、承認基準「第4 財産処分納付金の額」の「2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等」のただし書きにより、加重平均耐用年数を用いて補助目的の達成の有無を判断することとし、次に掲げる1又は2のいずれかの方法により財産処分納付金額を算出するものとする。

なお、解体を伴わない財産処分については、解体経費を「0」として算出するものとする。

1 経過年数が加重平均耐用年数を下回る場合の財産処分納付金額について

当該施設が補助目的を達成していると認められないことから、財産処分する施設等に係る工種毎の国庫補助額に、処分制限期間に対する残余年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下、「残余年数納付金額」という。）を財産処分納付金額とする。

2 経過年数が加重平均耐用年数を上回る場合の財産処分納付金額について

当該施設が補助目的を達成していると認められることから、さらに評価額と解体経費との比較を行い、評価額が解体経費を下回る場合は、国庫納付を要しないが、評価額が解体経費を上回る場合においては、評価額から解体経費を差し引いた金額に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額を財産処分納付金額とする。

ただし、残余年数納付金額を上限額とする。

3 財産処分完了報告の提出について

加重平均耐用年数を用いて補助目的の達成の有無を判断し、財産処分納付金額を算出する場合については、当該施設の解体完了後、再度、評価額と解体経費の比較等を行い、財産処分納付金の有無及び納付額を確定させるため、1ヵ月以内に廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式4）を提出することとする。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

第4 その他

1 環境大臣が定める期間を経過した施設の取扱について

補助金等の交付を受けて整備した廃棄物処理施設において、個々の設備等が処分制限期間を全て経過した場合の財産処分については、承認基準「第2 承認の手続」は不要

とする。

ただし、廃棄物処理施設財産処分完了報告書（様式４）を提出することとする。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

２ 財産処分の承認申請及び報告の手続について

承認基準及び本通知に基づき財産処分の承認申請及び報告の手続きを行う場合には、それぞれ定められた様式を所管都道府県知事に提出し、所管都道府県知事は内容を確認又は審査し、関係書類を添えて環境大臣に提出するものとする。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

なお、財産処分の手続きを行うに当たっては、当分の間、事前に当課あて協議を行うこととする。

(様式 1)

災害廃棄物である産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の
財産処分（目的外使用）

1. 目的外使用の内容

(1) 産業廃棄物の種類及び発生状況

(2) 産業廃棄物の処理量 t / 日 (総計画処理量 t)

(3) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成・令和 年 月 日
イ 終了年月日 : 平成・令和 年 月 日
(年 月)

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位: t/日)

	处理能力 (A)	处 理 量 (B)	差引处理能力 (A－B)
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平 均 値			

(注) ・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

$$\text{・ 処理量 (t / 日)} = \text{年間処理量} / \text{年間稼働日数}$$

(添付書類)

(1) 災害状況に関する資料

(2) 状況写真

(3) その他参考となる資料

(様式2)

高病原性鳥インフルエンザの患畜等を家畜伝染病予防法等に基づき
一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分(目的外使用)

1. 目的外使用の内容

(1) 経過及び理由

【当該地域における詳細な発生状況等を記述すること】

(2) 高病原性鳥インフルエンザの患畜等の処理量

t/日 (総計画処理量 t)

(3) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成・令和 年 月 日
イ 終了年月日 : 平成・令和 年 月 日
(年 ヶ月)

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位:t/日)

	処理能力 (A)	処 理 量 (B)	差引処理能力 (A-B)
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平 均 値			

(注)・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

・処理量(t/日) = 年間処理量/年間稼働日数

(添付書類)

(1) 当該地域における高病原性鳥インフルエンザの患畜等に関する資料

【発生場所の見取り図面等】

(2) その他参考となる資料

(様式 3)

産業廃棄物を一般廃棄物処理施設で処理する際の財産処分（目的外使用）

1. 目的外使用の内容

(1) 経過及び理由

【当該地域における産業廃棄物の処理の必要性等を詳細に記載すること。】

(2) 産業廃棄物の種類及び発生状況

(3) 産業廃棄物の処理量 t / 日 （総計画処理量 t）

(4) 処理予定期間

ア 開始年月日 : 平成・令和 年 月 日

イ 終了年月日 : 平成・令和 年 月 日

(年 ヶ月)

(5) 産業廃棄物処理の費用【費用を徴収する場合に記載】

ア 費用徴収単価 円 (1 t 当たり概算)

【排出者責任、施設の管理・運営費、処理量等を勘案し、処理費用として適切なものであること。】

イ 積算根拠

2. 一般廃棄物の処理状況

(単位: t/日)

	処理能力 (A)	処 理 量 (B)	差引処理能力 (A - B)
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平成・令和 年度			
平 均 値			

(注) ・把握している直近の過去3年間の一般廃棄物処理実績により、算出のこと。

・処理量 (t/日) = 年間処理量 / 年間稼働日数

(添付書類)

(1) 地域の産業廃棄物の処理状況を客観的に説明できる資料

【当該地域における産業廃棄物の適正処理が確保できない又はそのおそれがある根拠を受入業者の処理能力等を一覧として示すこと。】

(2) 状況写真

(3) その他参考となる資料

(様式 4)

〇〇〇 第 号
令和 年 月 日

環 境 大 臣 殿

事 業 者 名

廃棄物処理施設（〇〇〇施設）の財産処分完了報告について

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け環循適発第〇〇〇〇号で承認のあった標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 2 2 条の規定に基づき別紙のとおり報告する。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

廃棄物処理施設財産処分完了報告書

- 1 財産処分の種類 (該当するものに○)
(転用 (目的外使用:) 有償譲渡 交換 有償貸付 取壊し又は廃棄)

2 財産処分の概要

①事業者		②施設名		③所在地	
④施設(設備)種別		⑤処理能力及び方式		⑥設置年月日	
⑦補助金等相当額 (処分に係る部分の額)		⑧補助金等交付額全体		⑨総事業費	
円		円		円	
⑩補助金等交付年度	⑪処分制限期間	⑫経過年数	⑬稼働停止年月日		
年度	年	年			
⑭処分の内容				⑮処分年月日	
⑯評価額	⑰評価額の算出方法 (該当するものに○)			⑱解体費	
円	定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			円	
⑲処理した廃棄物の種類及び処理量			⑳処理期間		
○○○ t / 日 ○○○ t / 日 (総処量 t)			開始 令和 年 月 日 終了 令和 年 月 日 (年 ヶ月)		

3 経緯及び処分の理由

--

4 添付資料 (参考となる資料)

(記入要領)

1 財産処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 財産処分の概要

(1) 「④施設(設備)種別」欄は、対象施設(設備)名又は事業に係る施設(設備)名を記載すること。

(2) 「⑭処分の内容」欄は、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更。

○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。

○○法人○○に譲渡し、同一事業で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

(3) 「⑯評価額」欄は、減価償却後の額を記載し、「⑰評価額の算出方法」欄は、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。

(4) ⑱の欄は、取壊しの場合のみ記載すること。

(5) ⑲及び⑳の欄は、転用(目的外の使用)の場合のみ記載すること。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、財産処分に伴い用途を変更する場合には、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

添付書類

(1) 施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3) 返還金が生じる場合には、評価額・解体費対比表や売り払い収入等の契約書や返還金調書を添付すること。

(4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

事務連絡
令和4年12月27日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）宛

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工確保について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところ御礼申し上げます。

昨今、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇、円安の影響などによるエネルギー価格の上昇等が続いており、また、これに起因する資機材等の供給不足及び納期の遅延が生じている。これにより、廃棄物処理施設整備事業においても、工事費用の変更や、工期の見直しが必要となる場合が想定される。

については、廃棄物処理施設整備事業の円滑な施工を確保するため、下記の事項に十分な配慮をするとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

記

1 スライド条項の適切な設定及び協議の実施について

契約後の資材や労務費の変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を適切に設定・運用するとともに、受注者から協議の申出があった場合には、必要に応じて他事業における対応事例等も参考としつつ、適切に協議に応じること等により、プラント工事部分も含め、資材単価や労務費の状況に応じた適切な対応を図ること。

2 適正な工期の設定について

資材等の納期の実態を踏まえた適正な工期確保の観点に加え、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による改正後の労働基準法に基づく時間外労働の上限規定について、現在は適用対象外とされている建設業においても、猶予期間後（2024年4月1日以降）から適用されることも踏まえ、公共工事標準請負契約約款第22条（受注者の請求による工期の延長）を適切に設定・運用するとともに、受注者から協議の申

出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた適切な対応を図ること。

3 予定価格の適切な設定について

予定価格の設定に当たっては、最新の労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映させること。また、積算に用いる資材単価について、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を用いること。

4 その他

現在、多くの一般廃棄物処理施設が老朽化等により更新時期を迎えていることから、循環型社会形成推進交付金等に対する要望額が令和5年度以降大きく増加している状況にあることを踏まえ、「事業開始時期の後ろ倒し」、「事業実施期間の延長」、などに積極的に取り組んでいただきたいこと。

5 参考情報

公共工事の円滑な施行確保については、国土交通省において、以下のとおり各都道府県等に対して通知を発出しているので参考とされたい。

「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（令和4年4月26日付け国不建第54号）

また、建設工事における適正な工期設定等については、国土交通省HPにおいて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が公表されているので参考とされたい。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000156.html)

環循適発第 1906041 号
環水大水発第 1906041 号
令和元年 6 月 4 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部(局)長殿
各都道府県海岸漂着物対策担当部(局)長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
水・大気環境局
水環境課海洋環境室長
(公 印 省 略)

漂流ごみ等の処理体制構築等について（通知）

一般廃棄物処理行政及び海岸漂着物対策の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、我が国の海岸に、国内外から大量の漂着物が押し寄せ、生態系を含む海岸の環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への影響等の被害が生じている。また、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物（以下「漂流ごみ等」という。）が船舶の航行の障害や漁業操業の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしており、対策が急務となっている。この問題の解決に向けては、世界全体で取り組んでいく必要があり、我が国でも、個人・NGO・企業・研究機関・行政等の幅広い主体が、連携協働して取組を進めていくことが重要である。こうした情勢に鑑み、議員立法により平成30年6月に改正された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）では、漂流ごみ等が新たに法の対象となり、本年5月31日にその変更が閣議決定された新たな「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、漂流ごみ等の円滑な処理の推進について、我が国の陸域に隣接する海域である沿岸海域において、漂流ごみ等が、地域住民の生活に影響を及ぼす場合や、漁業や観光業などの経済活動に支障を及ぼしている場合には、国や地方公共団体等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図るよう努める旨が規定された。また、同じく本年5月31日に、「プラスチック資源循

環戦略」が決定されるとともに、関係閣僚会議により、我が国が「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、率先して取り組むための具体的な取組として「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定された。同アクションプランにおいては、廃棄物処理制度等による適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄・非意図的な海洋流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援、実態把握などの多岐にわたる取組が取りまとめられた。海洋に流出した海洋プラスチックごみの回収については、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金等を活用して都道府県及び市町村が連携し、市町村の処理施設の活用も含めた処理を推進することなどが規定された。詳細については、本基本方針、本戦略及び本アクションプラン並びに「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針の変更並びにプラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定について」（令和元年5月31日付け環境省水・大気環境局・環境再生・資源循環局事務連絡）を参照いただきたい。

こうした状況を踏まえ、都道府県及び市町村、漁業関係団体等の主体が協力し、認識を共有した上で、漂流ごみ等の回収・処理のあり方について検討し、処理体制の構築を進めることが重要である。そのため、漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等について、環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事業」による補助金の活用及び市町村の処理施設等を活用した処理など、地域の実情に応じた処理体制を構築することが効率的・効果的な対策の一つである。また、この検討に当たっては、例えば、海岸漂着物処理推進法に基づき都道府県が設置する海岸漂着物対策推進協議会への市町村及び漁業関係団体等の参画を得て、漂流ごみ等の回収・処理のあり方の検討を進めること、必要に応じて都道府県地域計画へ反映することも考えられる。

貴職におかれては、海洋環境の保全及び地域住民の生活環境の保全の取組として、上記を念頭に貴管内市町村及び漁業関係団体等と連携し、回収された漂流ごみ等の処理体制の構築の推進を御検討いただくとともに、本通知の内容について、貴管内市町村に対し周知をお願いする。また、市町村におかれては、市町村の処理施設の活用も含めた漂流ごみ等の処理について、積極的に検討されたい。こうした際には、都道府県及び市町村が連携しつつ、必要に応じた海岸漂着物対策推進協議会への参画や、都道府県地域計画と廃棄物処理計画との整合を考慮していただきたい。

なお、水産庁より都道府県水産部局及び全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水産会に対して、「漂流ごみ等の回収・処理の推進等について」（令和元年6月4日付け元水推第160号発水産庁増殖推進部漁場資源課長通知）が発出されていることを申し添える。

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 1 月に新型コロナウイルス感染症による感染が日本国内で確認されて以来、8 度にわたる感染拡大の波や、それに伴う緊急事態宣言やまん延防止措置等の発出など、これまでに経験したことのない厳しい状況が約 3 年余り続きました。このような状況にあっても、廃棄物処理は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務として、感染拡大防止策を十分に講じながら、事業を継続することを求められてきました。

本年 5 月 8 日に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更となりましたが、この約 3 年余り、感染防止対策と廃棄物処理事業の継続の両立を図っていただいた関係者の御尽力と御協力に、環境省として改めて御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、一般廃棄物の適正処理が地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な業務であること、そして廃棄物処理事業の安定的な継続のためには、平素からの備えが重要であることを改めて認識する機会となりました。

つきましては、今後の新たな感染症発生の可能性や、大規模災害等に備えて、平時から、一般廃棄物処理業者との連携をはじめ、下記に示すような体制を整えるとともに、不断に改善し、強化していただくよう、貴職におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 感染症の発生に備えた事業継続のための備えについて

環境省において策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」においては、感染拡大期以降の対策を講じるためには、事業継続計画の策定など感染拡大期以前の段階の対応が必須であるとしており、また、市町村がとるべき措置として、平時より、一般廃棄物処理業者と連携した廃棄物処理事業継続計画の策定をはじめとする措置を講じる必要があることを示しているところです。

これらの事業継続に係る検討や教育・訓練等は、感染症対策のみならず、災害への平時の備えとしても、今後も引き続き重要であると考えられることから、引き続き必要な取組を実施いただくようお願いいたします。

2. 災害時等に備えた一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体との連携について

災害発生時には、家庭から発生する生活ごみやし尿に加え、被災家屋からは片付けごみ等の災害廃棄物が、避難所からは避難所ごみやし尿が発生しますが、これらは全て市町村が処理責任を有する一般廃棄物であり、災害時においても処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要です。

このため、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月改定）」において、市町村における災害時の一般廃棄物処理事業の継続性確保を指摘するとともに、その具体策として「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き（令和 3 年 3 月改訂）」を作成しております。また、地方公共団体における災害廃棄物対策の推進、特に災害廃棄物処理計画の策定に資するべく、「災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定版）」を策定しているところです。さらに、一般廃棄物処理関係団体には、環境省が事務局となっている「災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）」の初動・応急対応メンバーとして、災害発生時の廃棄物の収集・運搬、処理に関する支援を行っていただいているほか、平時から市町村等との連携による体制の確立をお願いしているところです。

一方、我が国では毎年のように大規模災害が発生しており、災害の激甚化・頻発化といった状況も生じております。これらを踏まえ、今後も災害発生時における廃棄物の適正処理を確保するため、一般廃棄物処理業者をはじめとする関係主体との連携をいっそう緊密にさせていただき、平時から、委託業者や許可業者とも協力の上で支援可能な資機材や災害時の連絡体制等を把握し、事業継続計画や災害廃棄物処理計画に反映させると

ともに、関係者間での連絡体制の確立や訓練の実施等により、その実効性の向上に努めていただくようお願いいたします。

3. 全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料の活用について

環境省においては、毎年度、廃棄物・リサイクル行政の課題や施策の動向を地方公共団体の皆様に直接お伝えする機会として、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議を開催しているところです。同会議においては、一般廃棄物の適正処理の推進のため、一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用の徹底をはじめ、1. 及び2. で示した事業継続計画策定の重要性や、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保のための平時の備え等の重要事項を説明しており、また、資料については環境省ホームページに掲載しております。

各地方公共団体におかれましては、同会議の資料も参考とし、一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化に御活用いただきますようお願いいたします。

＜参考＞全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議資料

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/conf.html>

環循適発第2404019号
環循規発第2404012号
令和6年4月1日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」の一部改正について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種については、当該感染症のまん延予防のため、全国的な接種が実施されてきたところである。また、ワクチン接種に伴って排出される廃棄物の取扱いについては、令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について」（以下「令和3年4月2日付け通知」という。）において、都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）の役割及びワクチン接種に伴って排出される廃棄物の処理に係る基準や留意事項について通知したところである。

新型コロナウイルス感染症は、まん延予防上緊急のため必要があることから、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第5条の規定による改正前の予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による臨時の予防接種（以下「特例臨時接種」という。）の対象とされていたが、この度、特例臨時接種は令和6年3月31日をもって終了することとなった。

これを受けて、今般、令和3年4月2日付け通知の一部を下記のとおり改正したので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）の役割について

今般、特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了することとなったことに伴い、ワクチンの供給体制等に変更があったことから、次のとおり改正する。

改正後	改正前
第一 都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）の役割について 都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）（以下「都道府県等産業廃棄物部局」という。）におかれては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第4条第2項において、「都道府県は、（中略）当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とされていること_____ _____ _____ _____ _____ _____に鑑みて、ワクチン接種の廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう必要な措置を講じられたい。 （略） ・ _____ _____産業廃棄物処理業者の有する処理能力を効率的に運用するためにも、市町村をまたぐ収集・運搬のルート構築等が必要になることが考えられるため、必要に応じてその調整に係る助言や支援等を行うこと。 （略）	第一 都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）の役割について 都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）（以下「都道府県等産業廃棄物部局」という。）におかれては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第4条第2項において、「都道府県は、（中略）当該都道府県の区域内における産業廃棄物の状況をはあくし、産業廃棄物の適正な処理が行なわれるように必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とされていること及び「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に係る手引き（厚生労働省策定）」において、<u>都道府県はワクチンの接種の実施に係る複数市町村にまたがる調整事項について必要に応じて助言を行い調整し、市町村におけるワクチンの円滑な接種について必要な協力を行うとされていることに鑑みて、ワクチン接種の廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう必要な措置を講じられたい。</u> （略） ・ <u>特に、既存の医療機関以外にもワクチンの接種を実施する会場が分散されて設置されることが想定されることから、産業廃棄物処理業者の有する処理能力を効率的に運用するためにも、市町村をまたぐ収集・運搬のルート構築等が必要になることが考えられるため、必要に応じてその調整に係る助言や支援等を行うこと。</u> （略）

第二・第三 （略）

第四 排出事業者の考え方について

今般、特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了することとなったことに伴い、市町村と医療機関との間の契約でとられていた全国統一様式の契約書による集合契約の形式が事実上廃止となったことから、次のとおり改正する。

[illegible]

該委託を受けた医療機関が医療事業を実施する者として、ワクチン接種の廃棄物の排出事業者^{（注）}に該当することが考えられる。 都道府県等産業廃棄物部局におかれては、以上の基本的な考え方や例を参照しつつ、実際の契約形態やそれに基づく実施体制等の個別の事情に応じて、いずれの者が排出事業者^{（注）}に該当するかについて適切に判断されたい。 いずれの場合においても、ワクチン接種の廃棄物が適正に処理されるため市町村が主体的に関与するよう要請されたい。	該委託を受けた医療機関が医療事業を実施する者として、ワクチン接種の廃棄物の排出事業者^{（注）}に該当することが考えられる。 都道府県等産業廃棄物部局におかれては、以上の基本的な考え方や例を参照しつつ、実際の契約形態やそれに基づく実施体制等の個別の事情に応じて、いずれの者が排出事業者^{（注）}に該当するかについて適切に判断されたい。 いずれの場合においても、ワクチン接種の廃棄物が適正に処理されるため市町村が主体的に関与するよう要請されたい。
--	--

第五 処理に係る費用負担等について

今般、特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了することとなったことに伴い、ワクチンの接種の実施に係る費用負担について、国による財政措置が廃止となったことから、次のとおり改正する。

改正後	改正前
第五 処理に係る費用負担等について ワクチンの接種の実施に係る費用____については、____ ____医療機関等でワクチンの接種を行う際に基本的に必要な費用として、接種1回当たりの費用単価（以下「接種費用単価」という。）が設定され、____ ____ワクチンの接種において排出されるワクチン接種の廃棄物の処理費用も接種費用単価に含まれているところである。 ____ ____ ____ ____ ____ ____ ____	第五 処理に係る費用負担等について ワクチンの接種の実施に係る費用<u>負担</u>については、<u>国が必要な財政措置を講ずることとされている。通常</u>の医療機関等でワクチンの接種を行う際に基本的に必要な費用として、接種1回当たりの費用単価（以下「接種費用単価」という。）が設定され、<u>接種の実績に応じて国から市町村に交付されることとなっており、通常</u>のワクチンの接種において排出されるワクチン接種の廃棄物の処理費用も接種費用単価に含まれているところである。 <u>集合契約の形で契約を行った医療機関には、ワクチン接種の廃棄物の処理費用が含まれた接種費用単価に基づいて市町村から支払われることとされているため、その医療機関から産業廃棄物処理業者に処理費用が支払われることが想定される。集合契約以外の契約形態の場合においては、その個別の形態に応じて市町村又は市町村から委託を受けた医療機関から産業廃棄物処理業</u>

産業廃棄物処理業者が実施する廃棄物の処理や廃棄物容器の調達等に対して適切な費用が支払われることが必要であり、さらに、既存の医療機関においてワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないことが望ましいこと等の本通知第三に示した留意事項等に沿った対応が可能なように費用が明確に精算できる等、柔軟に対応できるものとなることが望ましい。	者に処理費用が支払われることとなる。 いずれの場合にあっても、産業廃棄物処理業者が実施する廃棄物の処理や廃棄物容器の調達等に対して適切な費用が支払われることが必要であり、さらに、既存の医療機関においてワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないことが望ましいこと等の本通知第三に示した留意事項等に沿った対応が可能なように費用が明確に精算できる等、柔軟に対応できるものとなることが望ましい。
---	---

以上

環循適発第 2302031 号
環循規発第 2302031 号
令和 5 年 2 月 3 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）
第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物について、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物又は産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分（以下「処分等」という。）を業として行う者については、その業を行うに当たって廃棄物処理業の許可は要しないとされている（法第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに及び第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書）。また、事業者が、その一般廃棄物又は産業廃棄物の処分等を他人に委託する場合には、これらの者に委託できるとされており（法第 6 条の 2 第 6 項及び第 12 条第 5 項）、この場合には、産業廃棄物管理票の交付を要しないとされている（法第 12 条の 3 第 1 項）。

このことは、専ら再生利用の目的となる廃棄物以外の廃棄物の処分等を主たる業として行っている者であっても同様であり、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処分等については、廃棄物処理業の許可は要しない。ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であ

っても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要であることに留意されたい。

なお、法に定められた規制を越える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい旨、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正について」（平成9年12月26日付け衛環318号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）において周知しているが、専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについても上記の法の内容を踏まえ、適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 10 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（事務連絡）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書並びに第 14 条第 1 項ただし書及び第 6 項ただし書に規定される専ら再生利用の目的となる廃棄物については、先日、「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて」（令和 5 年 2 月 3 日付け環循適発第 2302031 号・環循規発第 2302031 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知。以下「通知」という。）を発出したところですが、通知の趣旨等について問合せがあったことから、以下のとおり補足します。

今般通知を発出した背景としては、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者が、それ以外の廃棄物の処理に係る廃棄物処理業の許可を取得する場合に、当該専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理についても一律に許可を必要とするなど、法の規定と異なる運用がなされている事例を把握したことから、解釈の明確化を図ったものであり、これにより従前の法解釈を変更するものではありません。

そもそも、「行政処分の指針について」（令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）にあるとおり、廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であり、廃棄物処理業の許可制度は、廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止した上で、事業の用に供する施設及び事業を行う者の能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認められるときに限って許可することにより、廃棄物の適正な処理を確保するものです。

このうち、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を業として行う者を許可の対象から除いているのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和 46 年 10 月 16 日付け環整 43 号厚生省環境衛生局長通知）において、「もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならないものであること。」とされているとおり、法制定当時から既存回収業者による回収から再資源化までの処理体制が既に確立されており、許可制度の対象としなくとも適正処理がなされることが期待されるためです。

ただし、専ら再生利用の目的となる廃棄物であっても、それが再生利用されないと認められる場合には当該許可が必要となります。

以上の趣旨を踏まえ、許可制度の適切な運用をお願いいたします。